





(4) 指定確認調査機関は、一定の要件に該当する場合には、(1)の確認を取り消さなければならぬものとするなど、変更の確認等及び確認の取消しに関する手続について所要の規定を設けることとした。(第四条及び第五条関係)

(5) 指定確認調査機関は、(1)の確認後、速やかに、全ての対象債権者に対し、(2)の(1)に規定する権利変更議案につき(2)の(7)に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権の回収その他経済産業省令で定める債権者としての権利の行使をしないこと（以下「一時停止」という）を要請しなければならないものとするなど、一時停止の要請等について所要の規定を設けることとした。(第六条関係)

(6) 裁判所は、(1)の確認があつた場合において、必要があると認めるときは、確認事業者は又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、対象債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は対象債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続で、確認事業者の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができるものとするなど、強制執行等の中止命令等について所要の規定を設けることとした。(第七条関係)

(7) 裁判所は、(1)の確認があつた場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。）を有する者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止を命ずることができるものとするなど、担保権の実行手続の中止命令について所要の規定を設けることとした。(第八条関係)

(8) 権利変更決議の認可の決定があつたときは、(5)の規定により中止した手続は、その効力を失うものとすることとした。(第九条関係)

(1) 対象債権者集会及び権利変更決議の認可

対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権者の権利(対象債権者集会は、対象債権者の権利(対象債権者集会)と同一の権利)を除く。以下同じ。)の変更に関する議案(以下「権利変更議案」という。)について決議をすることができるものとするなど、対象債権者集会の構成及び権限について所要の規定を設けることとした。(第一〇条及び第一条関係)

(2) 確認事業者は、権利変更議案において、権利変更概要書等に基づき、対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項を定めなければならぬものとするなど、権利変更議案について所要の規定を設けることとした。(第一二条及び第一三條関係)

(3) 確認事業者は、(一)(1)の確認後六月以内に、権利変更概要書等に基づき、確認事業者の早期での事業再生に関する計画(以下「早期事業再生計画」という。)を作成し、権利変更議案の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関に提出しなければならないものとするなど、早期事業再生計画について所要の規定を設けることとした。(第一四条関係)

(4) 指定確認調査機関は、(3)の規定による提出を受けたときは、権利変更議案及び早期事業再生計画等が一定の要件に該当するものであることについて調査を行わなければならぬものとするなど、指定確認調査機関の調査について所要の規定を設けることとした。(第一五条関係)

(5) 対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、その通知を発しないければならぬものとするなど、対象債権者集会の招集等について所要の規定を設けることとした。(第一六条関係)

確認事業者は、(5)の通知(権利変更議案を決議するための対象債権者集会に係るものに限る。)に際しては、対象債権者に対し、権利変更議案の内容を記載した書面、早期事業再生計画(4)の調査の結果を記載した

(三) 雜則

(1) 2の規定による非訟事件（以下「対象債権者集会決議関連事件」という。）は、確認事業者が、営業者であるときはその主たる事業者とし、その他の場合においては、その主たる事業者とする。

(2) 対象債権者集会書類（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならないものとするなど、対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付等について所要の規定を設けることとした。（第一七条及び第一八条関係）

(3) 対象債権者集会において権利変更議案を可決するには、議決権者（議決権行使権）が持つことができる対象債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する者の同意がなければならないものとするなど、対象債権者の議決権及び対象債権者集会の決議等について所要の規定を設けることとした。（第一九条、第二五一条関係）

(4) 権利変更決議があつたとき（権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、確認事業者は、遅滞なく、裁判所に対し、該該権利変更決議の認可の申立てをしなければならないものとするなど、権利変更決議の認可の申立て及び裁判所による権利変更決議の認可又は不認可の決定に関する手続について所要の規定を設けることとした。（第二六条及び第二七条関係）

(5) 権利変更決議の認可の決定があつたときは、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更されるものとするなど、権利変更決議の効力について所要の規定を設けることとした。（第二八条関係）

(6) 権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときは、(9)の規定にかかるらず、権利変更決議はその効力を生じ、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更されるものとするなど、議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力について所要の規定を設けることとした。（第二九条関係）

3

(1) 指定確認調査機関

(2) 指定確認調査機関の確認調査員若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、対象債権者集会関連業務に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとするなど、指定確認調査機関の秘密保持義務等について所要の規定を設けたこととした。(第四八条関係)

(3) 指定確認調査機関

(1) 総則  
経済産業大臣は、一定の要件に該当すると認められる者を、その申請により、対象債権者集会関連業務（2）に定める手続（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続を除く。以下「対象債権者集会手続」という。）に係る2の規定による業務及び4の規定による業務並びにこれらに付随する業務を行う。以下同じ。）を行う者として、指定することができるものとするなど、指定確認調査機関の指定に関する手続について所要の規定を設けることとした。(第四六条及び第四七条関係)

(2) 仮登記担保契約に関する法律第四条第一項（同法第二〇条において準用する場合を含む。）に規定する担保仮登記（同法第一四条（同法第二〇条において準用する場合を含む。）に規定する担保仮登記を除く。）に係る権利は、2の規定の適用については、抵当権とみなすものとするなど、担保仮登記の取扱いについて所要の規定を設けることとした。(第四四条関係)

(3) 2に定めるもののほか、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続に関し必要な事項は最高裁判所規則で、その他2に定める手続に関し必要な事項は経済産業省令で、それぞれ定めるものとすることとした。  
(第四五条関係)

報

(二)  
業務

監督申請を受けたときは、人格が高潔で識見の高い者であつて、事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、事案ごとに、確認調査員を選任しなければならないものとするなど、指定確認調査機関の業務等について所要の規定を設けることとした。(第49条) 第五十四条関係

規定を設けることとした。(第五五条～第六三  
指定期間の監督等について所要の  
確認調査機関の監督等について所要の  
規定期間を設けることとした。(第五五条～第六三  
条関係)

確認事業者が特定債務等の調整等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。)に係る調停の申立てをした場合(当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。)において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について対象債権者集会手続が実施されていた場合における調停機関に関する特例を設けることとした。(第

## 監督委員に関する特例

再生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者について対象債権者集会手続が実施されていなかったときは、裁判所は、民事再生法第五四条第一項の処分をする場合には、確認調査員が当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会に関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする特例を設けるものとするなど、再生手続及び更生手続における監督委員の選任に関する特例を設けることとした。(第六五五条及び第六六六条関係)

(1) 確認事業者は、当該確認事業者に関する特例

の(一)の(1)の確認をした指定確認調査機関に付し、社債権者集会の決議に基づき行う債

(2) 裁判所は、(1)の規定により指定確認調査機関が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七十三条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものであるとの確認を求めることがでるべきものとするなど、社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。(第六十七条関係)

(1) 資金の借入れに関する特例

確認事業者は、当該確認事業者に関し2の(1)の確認を受けた時から権利変更議案に對し、当該確認を受けた時から権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間における当該確認事業者の資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることを確認を求めることができるものとするなど、資金の借入れに関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。(第六九条関係)

裁判所は、(1)の基準に適合するものであることの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者の再生手続において、当該確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法第一六三条第一項の再生計画案をいう。)が提出さ

(五) 債権の弁済に関する特例

(1) 確認事業者は、当該確認事業者に関する(一)の(1)の確認をした指定確認調査機関に對し、権利変更議案につき議決権者の全同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更議案の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間の原因に基づいて生じた債権が一定の要件に該当することの確認を求めることができるものとするなど、債権に関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。  
(第七二条関係)

(2) 裁判所は、(1)の要件に該当することの確認を受けた債権（以下「確認債権」という。）に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の申立てがあつた場合において、民事再生法第三〇一条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権者が(1)の要件に該当することが確認されることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとするなど、債権の弁済に関する再生手続及び再生手続の特例を設けることとした。  
(第七三条～第七八条関係)

指定確認調査機関は、確認事業者についての破産手続等において、当該破産手続等における一定の裁判に係る事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体に対し、その求めに応じて、意見を述べることができるものとすることとした。  
(第七九条関係)

<p>(一) 政府は、この法律の施行後適當な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。(附則第二条関係)</p> <p>(二) 経過措置等について所要の規定を設けることとした。(附則第三条～第一〇条関係)</p> <p>(三) 関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第一一条及び第一二条関係)</p>
<p>7 施行期日</p> <p>この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。</p>
<p>◇文部科学省組織令の一部を改正する政令 (政令第二一二号) (文部科学省)</p> <p>1 総合教育政策局、初等中等教育局及び高等教育部の所掌事務の再編</p> <p>2 及び3に示す体制整備に伴い、総合教育政策局、初等中等教育局及び高等教育局の所掌事務を再編することとした。(第四条～第六条関係)</p>
<p>3 健康教育・食育課の総合教育政策局への移管            初等中等教育局健康教育・食育課を廃止し、同課が所掌していた事務を所掌するものとして、総合教育政策局に健康教育・食育課を設置することとした。(第二四条、第二七条及び第三二条関係)</p> <p>(一) 総合教育政策局教育人材政策課を廃止し、同課が所掌していた事務(教育職員の養成並びに資質の保持及び向上の事務のうち大学における専門教育等に関する事務として高等教育部に移管する事務を除く。)を所掌するものとして、初等中等教育局に教育職員政策課を設置することとした。(第二四条、第三三条及び第三五条関係)</p> <p>(二) 地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する事務を、初等中等教育局財務課から教育職員政策課に移管することとした。(第三四条及び第三五条関係)</p> <p>この政令は、令和七年一〇月一日から施行することとした。</p>



第二条第九項中「全額を預貯金により管理する」を「総額のうち預貯金により管理する額の当該金銭の総額に占める割合以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める債券（社債、株式等）の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の保有により運用する」に改め、同条第三十一項を同条第三十四項とし、同条第二十六項から第三十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「第十項各号に掲げる行為に係る業務」の下に「及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段仲介行為に係る業務」を、「第十五項各号に掲げる行為に係る業務」の下に「及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う暗号資産仲介行為に係る業務」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中又は暗号資産交換業を、「暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項を同条第二十六項とし、同条第十八項から第二十二項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十七項の次に次の三項を加える。

18 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段仲介行為」とは、第一号に掲げる行為をいい、「暗号資産仲介行為」とは、第二号に掲げる行為をいう。

19 一 電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うこと。  
二 暗号資産交換業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと。

20 この法律において「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」とは、第六十三条の二十二の二の登録を受けた者をいう。

21 この法律において「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二十二の二の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行なう者は当該外国の法令に準拠して第十八項各号に掲げる行為のいづれかに相当する行為を業として行う者をいう。

22 第二条の二中「からの委託」の下に「（国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為に係る場合にあっては、二以上の段階にわたる委託を含む。）」を、「含む」の下に「（以下この条において同じ）」を、「行う者」の下に「（以下この条において「債務者等」という。）」を、「当該受取人」の下に「（又は当該受取人からの委託その他これに類する方法により支払を受けた者（以下この条において「受取人等」という。）に当該資金を引き渡すことによって、債務者等から受取人等）」を加え、「当該資金を当該受取人に交付することにより」を、「債務者等から現金の交付を受け、当該現金を受取人等に交付することにより当該資金を債務者等から受取人等に」に、「受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすもの」を「次の各号のいづれかに該当するもの」に改め、同条に次の各号を加える。

23 一 受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たす行為（次号に該当する行為を除く。）  
24 二 国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為（当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

25 第十四条第三項中「（平成十三年法律第七十五号）」を削る。

26 第三十七条の二第二項中「（第二条第二十四項及び第二十五項）」を「（第二条第二十七項及び第二十八項）」に改め、同項の表第二条第二十五項の項中「（第二条第二十五項）」を「（第二条第二十八項）」に改める。

27 第四十四条中「定める者」の下に「（以下この章において「履行保証人適格者」という。）」を加える。

第四十五条の二第四項及び第五項ただし書中「及び」を「」に改め、「信託財産の額」の下に「、次条第一項に規定する履行保証人債務引受け額、第四十五条の四第一項に規定する履行保証人保証額及び第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託額（当該履行保証金弁済信託額が同項に規定する履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額を上回るときは、当該信託財産の額）」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（履行保証人債務引受け契約）

**第四十五条の三** 資金移動業者は、履行保証人適格者との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人債務引受け契約（当該履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があつたとき、当該資金移動業者が当該種別の資金移動業の利用者の全部又は一部に対しても負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部の額を引き受けける旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証人債務引受け契約の効力の存する間、当該履行保証人適格者が当該履行保証人債務引受け契約に基づき引き受けることとされている債務の額（以下この章において「履行保証人債務引受け額」という。）につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 履行保証人債務引受け契約は、次に掲げる事項を内容として含むものでなければならない。

一 内閣総理大臣の命令があつた場合には、履行保証人債務引受け契約に基づく資金移動業の利用者に対する債務の引受け又はその引き受けた債務の弁済に代えて、履行保証人適格者が履行保証人債務引受け額の全部又は一部を供託すること。

二 その他の内閣府令で定める事項

#### （履行保証人保証契約）

**第四十五条の四** 資金移動業者は、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人適格者に対し、当該資金移動業の利用者との間における履行保証人保証契約（当該履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があつたときに、当該資金移動業者が当該利用者に對して負担する当該種別の資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部を保証する旨の契約をいふ。以下この章において同じ。）の締結の委託をし、当該委託に基づき当該履行保証人適格者と当該利用者との間で履行保証人保証契約が締結されたことを内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証人保証契約の効力の存する間、当該履行保証人適格者が当該履行保証人保証契約に基づき当該利用者に對して負担することとされている保証債務の額（以下この章において「履行保証人保証額」という。）につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

#### 2 履行保証人保証契約は、次に掲げる事項を内容として含むものでなければならない。

一 内閣総理大臣の命令があつた場合には、履行保証人保証契約に基づく資金移動業の利用者に対する保証債務の弁済に代えて、履行保証人適格者が履行保証人保証額の全部又は一部を供託すること。

二 その他の内閣府令で定める事項

#### （履行保証金弁済信託契約）

**第四十五条の五** 資金移動業者は、信託会社等との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金弁済信託契約（当該信託会社等が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があつたとき、当該資金移動業者に係る為替取引に関する債務の全部又は一部の弁済に充てることを信託の目的として、当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金弁済信託契約に基づき当該信託財産をもつて弁済に充てることとされている債務の額（以下この章において「履行保証金弁済信託額」といふ。当該履行保証金弁済信託額が当該信託財産の額を上回るときは、当該信託財産の額）につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。



二の登録は、その効力を失う。この場合において、当該暗号資産交換業者であった者は、第六十三条の二十二の二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受ける以前に行っていた暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、これらの登録を受ける以前に行っていた暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

第三章の三の次に次の二章を加える。

### 第三章の四 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

#### 第一節 総則

(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録)

- 第六十三条の二十二の二 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第六十二条の三及び第六十三条の二の規定にかかわらず、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができる。  
(登録の申請)
- 第六十三条の二十二の三 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 商号、名称又は氏名及び住所
  - 二 法人にあっては、その役員(外国法人にあっては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名又は名称
  - 三 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
  - 四 法人においては、資本金又は出資の額
  - 五 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別(第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の二十二の六第一項、第六十三条の二十二の二十四第二項及び第一百七条第十四号において同じ。)
  - 六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
  - イ 電子決済手段仲介行為を行う場合 取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所
  - ロ 暗号資産仲介行為を行う場合 取り扱う暗号資産の名称
  - 七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
  - イ 電子決済手段仲介行為を行う場合 委託を受ける電子決済手段等取引業者(以下この章において「所属電子決済手段等取引業者」という。)の商号
  - ロ 暗号資産仲介行為を行う場合 委託を受ける暗号資産交換業者(以下この章において「所属暗号資産交換業者」という。)の商号
  - 八 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
  - 九 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
  - 十 他に事業を行っているときは、その事業の種類
  - 十一 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、第六十三条の二十二の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、した書類その他の内閣府令で定める事項を記載
- (電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- (電子決済手段・暗号資産サービス仲介業登録簿)
- 第六十三条の二十二の四** 内閣総理大臣は、第六十三条の二十二の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。
- 1 前条第一項各号に掲げる事項
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

**第六十三条の二十二の五** 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ロ この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない者

ハ 登録申請者の所属電子決済手段等取引業者又は所属暗号資産交換業者(以下この章及び第八十八条第一号において「所属電子決済手段等取引業者等」という。)が認定資金決済事業者協会に加入していない者

二 電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者若しくは他の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又はこれらの者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする者

ホ 第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許(当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない者

ト この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

チ 他に行う事業が公益に反すると認められる者

ト この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の

受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 個人である場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者

ロ 前号口(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する者

ハ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が前号口(1)から(5)までのいずれかに該当する者

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

#### 第六十三条の二十二の六 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項の変更（新たな種別の業務を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならぬ。

第六十三条の二十二の六 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項の変更（新たな種別の業務を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならぬ。

2 前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十三条の二十二の三第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第六十三条の二十二の五第一項第一号イからハまで」と、第六十三条の二十二の四第一項中「次に掲げる」とあるのは「前条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る」と、第六十三条の二十二の三第一項中「次の各号」とあるのは「第一号イからハまで」と読み替えるものとする。

3 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項第六号から第八号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ないと判断する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたとき（第一項の規定による変更登録を受けた場合、前項の規定による届出をした場合、第六十三条の二十二の二十三第一項の規定による届出をした場合、同条第二項各号のいずれかに該当する場合及び同条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該各号に定める内容の前項の規定による届出があつたものとみなす。

5 第二条第十八条各号に掲げる行為に係る業務のいずれも行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき（次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合を除く。）は、当該各号に定める内容の前項の規定による届出があつたものとみなす。

6 内閣総理大臣は、第三項又は第四項の規定による届出を受理したとき（前項の規定により第四項の規定による届出があつたものとみなされた場合を含む。）は、届出があつた事項を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十三条の二十二の七 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行わせてはならない。

（商号等の明示）

第六十三条の二十二の八 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第二条第十八項各号に掲げる行為（次条及び第六十三条の二十二の十四において「電子決済手段・暗号資産仲介行為」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属電子決済手段等取引業者等の商号

二 所属電子決済手段等取引業者等の代理権がない旨

三 第六十三条の二十二の十三の規定の趣旨

四 その他内閣府令で定める事項

#### （電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る制限）

第六十三条の二十二の九 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者を相手方とし、所属電子決済手段等取引業者等の委託を受けて行う電子決済手段・暗号資産仲介行為以外の第二条第十項各号及び第十五項各号に掲げる行為（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段等取引業者である場合に行う同条第十項各号に掲げる行為及び当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業者である場合に行う同条第十五項各号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

#### 第二節 業務

##### （情報の安全管理）

第六十三条の二十二の十 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

##### （委託先に対する指導）

第六十三条の二十二の十一 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

##### （利用者の保護等に関する措置）

第六十三条の二十二の十二 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段仲介行為に係る業務を行う場合には、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段仲介行為に係る業務と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明、電子決済手段の内容、手数料その他の電子決済手段仲介行為に係る業務の誤認を防止するための説明、電子決済手段の他の電子決済手段仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、暗号資産仲介行為に係る業務を行う場合には、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明、手数料その他の暗号資産仲介行為に係る業務に係る契約の内容についての情報の提供その他の暗号資産仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、暗号資産仲介行為に係る業務の利用者に信用を供与して暗号資産仲介行為を行つてはならない。

第六十三条の二十二の十三	（金銭等の預託の禁止）	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、いかなる名目によるか問わず、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と密接な関係を有する者とし政令で定める者に利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない。											
第六十三条の二十二の十四	（所属電子決済手段等取引業者等の賠償責任）	次の場合に応じ、当該各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者は、その委託を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各号に掲げる行為につき利用者に加え損害を賠償する責任を負う。ただし、当該各号に定める者がその電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。											
一　電子決済手段仲介行為	当該電子決済手段仲介行為を委託した所属電子決済手段等取引業者	（金融商品取引法等の準用）	二　暗号資産仲介行為	当該暗号資産仲介行為を委託した所属暗号資産交換業者									
第三項 第六号及び第三第 七号	顧客	（金融商品取引法等の準用）	第三項 第三十七条第一項	第三十七条第二項	第三十七条第三項	第三十七条第三項	第三十七条第三項	第三十七条第三項	第三十七条第三項	第三十七条第三項	第三項 第一 二号	第三項 第一 二号	第三項 第一 二号
第三十七条の三 第一項 第四号	顧客	行う金融商品取引行為	顧客	顧客に	を締結しようとする	の商号	金融商品取引行為	顧客	利用者	利用者	の商号	の締結の媒介を行う	特定電子決済手段等取引契約（資金等取引契約をいう。以下同じ。）の締結
第三十七条の三 第一項 第五号	顧客	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場	利用者	利用者	及びその所属電子決済手段等取引業者（資金等取引契約をいう。以下同じ。）の商号	の商号	特定電子決済手段等取引契約（資金等取引契約をいう。以下同じ。）の締結	利用者	利用者	利用者	の商号	の締結の媒介を行う	特定電子決済手段等取引契約（資金等取引契約をいう。以下同じ。）の締結
利用者	通貨の価格	約締結する特定電子決済手段等取引契	利用者	利用者	の商号	の商号	の商号	利用者	利用者	利用者	の商号	の商号	の商号

二項		第三十七条の三 第三十七条の三 第三十七条の六 第三十七条の四		顧客に 顧客の 顧客属性		顧客に 顧客の 顧客属性	
第三十七条の三 第二項ただし書		第三十七条の六 第三項		第三十七条の六 第三項		第三十七条の六 第三項	
第四十条第二号		第三十八条第一号		第三十七条の六 第四項		第三十七条の六 第一項の規定による	
第六十三条の九の二及び第六十三条の九の三の規定は、暗号資産仲介行為を行う電子決済手段暗号資産サービス仲介業者について準用する。この場合において、第六十三条の九の二中「暗号資産交換業に」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務に」と、同条第一号中「商号」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、第六十三条の九の三第一号中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、「第二条第十五項各号に掲げる行為」とあるのは「所属暗号資産交換業者」(第六十三条の二十二の三第二項第七号口に規定する所属暗号資産交換業者を)と、同条第三号中「暗号資産交換契約の締結等」とあるのは「暗号資産交換契約の締結等」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、同条第四号中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と読み替えるものとする。	顧客	顧客	顧客	顧客	顧客	又は違約金の支払を 又はその勧誘	金融商品取引行為
利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	その他の、金銭の支払を、解除をした 者に対し、金銭の支払を、解除をした 者からの申出による	特定電子決済手段等取引契約の締結

**第六十三条の二十二の十六** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、その電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

**第六十三条の二十二の十七** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する報告書を作成し、内閣府総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

**第六十三条の二十二の十八** 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**2** 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務若しくは財産の状況に参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

**3** 前項の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**（登録の取消し等）**

**第六十三条の二十二の十九** 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二十二の二の登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めて電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

**一** 第六十三条の二十二の五第一項各号のいずれかに該当するとき。

**二** 不正の手段により第六十三条の二十二の二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受けたとき。

**三** この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

**2** 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員（外国人にあつては、国内における代表者）の所在）を確知できることを確認したときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から申出がないときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の第六十三条の二十二の二の登録を取り消すことができる。

**3** 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

**第六十三条の二十二の二十二** 内閣総理大臣は、第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(監督処分の公告)

**第六十三条の二十二の二十三** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の廃止をし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の承継をさせようとするとときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出等)

**第六十三条の二十二の二十四** 第四節 雜則

**第六十三条の二十二の二十三** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の譲渡をし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の承継をさせようとするとときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

**2** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

**（廃止の届出等）**

**第六十三条の二十二の二十三** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の廃止をし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の承継をさせようとするとときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

**2** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

**（登録の抹消）**

**第六十三条の二十二の二十一** 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消したとき又は第六十三条の二十二の二十三第三項の規定により第六十三条の二十二の二の登録がその効力を失ったときは当該登録を抹消しなければならない。

**第六十三条の二十二の二十二** 内閣総理大臣は、第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分をしたときは内閣府令で定めるところによりその旨を公告しなければならない。

**第六十三条の二十二の二十三** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部の譲渡をし、又は会社分割により電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部の承継をさせたとき、その電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の廃止をし、譲渡をし、又は承継をさせた個人又は法人

**一** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である個人が死亡したとき、その相続人

**二** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき

**三** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である法人に破産管財人

**3** 次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の第六十三条の二十二の二の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であつた者は、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者とみなす。

**一** 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が第一項の規定による届出をしたとき又は前項第二号若しくは第三号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき

**二** 第一条第十八条項各号に掲げる行為に係る業務のいずれも行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次のいずれかに該当することとなつたとき

**イ** 第六十二条の三の登録（第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項に電子決済手段関連業務を含むものに限る。ハ及び次号イにおいて同じ。）又は第六十二条の七第一項の変更登録（新たに電子決済手段関連業務を行おうとすることによるものに限る。ハ及び同号イにおいて同じ。）及び第六十三条の二の登録を受けたとき

**ロ** 所属電子決済手段等取引業者及び所属暗号資産交換業者がなくなつたとき

**ハ** 第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき

**二** 第六十三条の二の登録を受け、かつ、所属電子決済手段等取引業者がなくなつたとき

**三** 電子決済手段仲介行為に係る業務を行う者を除く。が次のいずれかに該当することとなつたとき

**イ** 第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき

**ロ** 所属電子決済手段等取引業者がなくなつたとき

**四** 暗号資産仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（電子決済手段・暗号資産サービス仲介行為に係る業務を行う者を除く。）が次のいずれかに該当することとなつたとき

**イ** 第六十三条の二の登録を受けたとき

**ロ** 所属暗号資産交換業者がなくなつたとき



下この号において同じ。」を加え、「同条第二号」を「第六十三条の九の三第二号」に改める。

**第六条** 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（一部改正）  
四十三号）の一部を次のように改正する。  
第五十条第一項第十四号末中「第二条第二十項」を「第二条第二十三項」に改める。  
（罰則に関する経過措置）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。  
**(経過措置)**

法律第六十七号

目次

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律を(二)に公布する。

の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**規定**を「若しくは第六十三条の二十二の二十三第一項若しくは第二項の規定」に改める。

項者第百七十三条第一項第一号及び第四項中「第十二号」を「第十一号」に改める。

第一百三十三条第一号中「第六十三条の十六」の下に「第六十三条の二十二の十九」を加える。  
百四十二条第一号中「第六十三条の六」を「第六十三条の六第一項若しくは第二項」を「第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第三条の六第一項若しくは第三条の六第二項」に改める。

第六十三条の九の三の下に、(第六十三条の二十二の十五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)を加え、同条第二号を、第六十三条の九の三第二号に改める。

一項において準用する場合を含む。の規定によるに改め、同条第十三号中「第六十三条の九の二」の下に「第六十三条の二十二の十五第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第十四号中

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。	
別表第一第四十九号中「暗号資産交換業者の登録」の下に「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録」を加え、同号(+)を同号(+)とし、同号(+)から(+)までを同号(+)から(+)までとし、同号(+)の次に次のように加える。	
(七) 資金決済に関する法律第六十三条の二十二の二(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録)の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録	登録件数
(八) 資金決済に関する法律第六十三条の二十二の六第一項 (変更登録等)の変更登録	登録件数
	一件につき九万円
(住民基本台帳法の一部改正)	一件につき九万円

**第四条** 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の十二の項中「第六十三条の六第二項の届出」の下に「同法第六十三条の二十一の二

の登録の同法第六十三条の二十一の六第四項の届出を加える。

**第五条** 信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

**第一条** この法律は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、一旦限りの日程までの間、自ら事業者に對する、当該事業者がつづけたる事務の執行を停止するものとする。

業活動を活性化できるようにすることが重要であることに鑑み、当該事業者の事業再生の実施のため、公正かつ中立な第三者が関与して金融機関等であるその債権者の一定の割合以上の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた当該債権者の決議により、当該債権者に対する当該事業者の債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等に関し必要な事項を定め、もつて当該事業者の円滑な事業再生の実施を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関

二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外國銀行

三 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合

四 保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外國保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人

五 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

六 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法

七 前各号に掲げる者のか、金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行なう事業者として経済産業省令で定める者

八 地方公共団体

九 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社その他の債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者

二 この法律において「貸付債権等」とは、貸付債権その他の信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの(前項第九号に掲げる者が有するものにあっては、同項第一号から第八号までに掲げる者が有していたものを同項第九号に掲げる者が譲り受けた場合のものに限る。)をいう。

三 この法律において「対象債権」とは、次条第一項の確認を受けた事業者(以下「確認事業者」という。)に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいう。

一 当該確認後の利息の請求権

二 当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

4 この法律において「対象債権者」とは、対象債権を有する者であつて、次条第七項(第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた者をいう。

## 第二章 対象債権者の権利の変更に関する手続

### 第一節 指定確認調査機関の確認等

(指定確認調査機関の確認)

**第三条** 経済的に窮境に陥るおそれのある事業者は、その事業再生を図るため、第十条の対象債権者集会における第十二条に規定する権利変更議案の決議(以下「権利変更決議」という。)により当該事業者に対し貸付債権等を有する金融機関等の権利を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該権利の変更について、申請書に当該権利の変更に関する概要を記載した書面(以下この条において「権利変更概要書」という。)及び当該貸付債権等の一覧表(以下この条

において「貸付債権等一覧表」という。)を添付して、これらを第四十六条第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定確認調査機関」という。)に提出し、その申請が次の各号のいずれにも該当する旨の確認を受けなければならない。

一 当該事業者が事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること。

二 貸付債権等一覧表に記載のある債権が当該事業者に対して金融機関等が有する当該確認前の原

因に基づいて生じた貸付債権等であること。

三 権利変更概要書において記載された当該権利の変更に関する方針が第十二条に規定する権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

四 当該権利の変更に関する方針が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること。

五 当該事業者に對して貸付債権等を有する金融機関等の権利の変更に関する方針

一 当該事業者の収入及び支出の見込み

二 当該事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動の方向性

三 当該事業者が当該確認を受けることについての金融機関等(貸付債権等一覧表に記載のある貸付債権等の総額のうち経済産業省令で定める割合に相当する額以上の貸付債権等を有する者に限る。)の異議の有無

五 当該事業者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外國倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者でないこと。

六 第十条の対象債権者集会の時期の見込み

七 その他経済産業省令で定める事項

三 その他経済産業省令で定める事項

4 第二項の確認の申請には、権利変更概要書及び貸付債権等一覧表(第十二条第一項及び第十四条第一項において「権利変更概要書等」という。)のほか、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

5 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

6 指定確認調査機関は、確認調査員(第五十二条の規定により選任された確認調査員をいう。第四十六条第一項第五号及び第五十二条を除き、以下同じ。)に第一項の確認の実施に関する事務を実施させなければならない。

7 指定確認調査機関は、第一項の確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を対象債権を有する者に通知しなければならない。

(変更の確認等)

**第四条** 確認事業者は、前条第一項の確認に係る権利の変更についての内容を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更が同項各号（当該変更に係る部分に限る。）のいずれにも該当する旨の指定確認調査機関の確認を受けなければならない。ただし、同条第二項第六号及び第七号並びに第三項第三号に掲げる事項の変更、対象債権を有する者の変更その他経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 確認事業者は、前項ただし書の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を指定確認調査機関に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める特に軽微な変更については、この限りでない。

3 前条第六項の規定は第一項の規定による変更の確認について、同条第七項の規定は第一項の規定による変更の確認及び前項の規定による対象債権を有する者の変更の届出について、それぞれ準用する。  
(確認の取消し)

**第五条** 指定確認調査機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の確認を取り消さなければならない。

1 第三条第一項の確認に係る権利の変更についての内容（前条第一項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）が第三条第一項第一号若しくは第三号から第五号までのいずれかに該当しないこととなつたとき、又は該確認若しくは変更の確認を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

2 第十五条第一項の調査の結果、第十一条に規定する権利変更議案、第十四条第一項に規定する早期事業再生計画又は同条第四項の規定による評定の内容が第十五条第一項各号に掲げる要件に該当していなかつたとき。

3 確認事業者が前条第一項の規定に違反したとき。

4 確認事業者が対象債権を有する者の変更（前条第二項ただし書の経済産業省令で定める特に軽微な変更に該当するものを除く。）について同項の規定による届出をしなかつたとき。

5 確認事業者が次条第二項の規定に違反して対象債権に係る債務の弁済を行なつたことが判明したとき。ただし、弁済を行うことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、この限りでない。

6 確認事業者が第十四条第一項の期間（同条第二項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に同条第一項の規定による提出をしなかつたとき。

7 確認事業者が第十五条第一項の調査に対して正当な理由がなく協力しなかつたとき。

8 確認事業者が第十六条第二項の規定に違反したとき。

9 確認事業者が偽りその他不正の手段により第三条第一項の確認、前条第一項の規定による変更の確認又は第十五条第一項の調査を受けたことが判明したとき。

3 2 第三条第七項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

指定期間内に申立てがなされた後に第一項の規定による取消しをしたときは、当該申立てに係る事件が当該申立てに係る裁判所に対し、当該取消しをした旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てが却下され、若しくは棄却された場合又は当該申立てに係る中止の命令が取り消された場合には、この限りでない。（一時停止の要請等）

**第六条** 指定確認調査機関は、第三条第一項の確認後、速やかに、全ての対象債権者に対し、第十一條に規定する権利変更議案につき第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権の回収その他の経済産業省令で定める債権者としての権利の行使（第十三条において「回収等」という。）をしないこと（同条において「一時停止」という。）を要請しなければならない。この場合において、指定確認調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、当該要請をした旨を確認事業者に通知しなければならない。

2 確認事業者は、前項の規定による通知があつた時から第十二条に規定する権利変更議案につき第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権に係る債務の弁済をすることができない。ただし、弁済することについて全ての対象債権者の同意を得た対象債権その他のこれと弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるものに係る債務の弁済については、この限りでない。

3 対象債権者は、確認事業者又は指定確認調査機関から求めがあつた場合には、この章に定める手続（第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続を除く。以下「対象債権者集会手続」という。）の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

3 2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。  
3 3 対象債権者又は対象債権の申立てにより、相当の期間を定めて、対象債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は対象債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続で、確認事業者の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、これらの手続の申立てである対象債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

3 4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。  
3 5 対象債権者及び対象債権者に限り、即時抗告をすることができる。  
3 6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。次条第五項において同じ。）を当事者に送達しなければならない。  
3 7 第一項の申立てがあつた場合並びに第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。  
3 8 （担保権の実行手続法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第三項の規定により担保を立てる場合における供託及びその担保について準用する。）

3 9 第一項の申立てがあつた場合並びに第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。

3 10 第一項の申立てがあつた場合並びに第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。

3 11 第一項の申立てがあつた場合並びに第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。

3 12 第一項の申立てがあつた場合並びに第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。

3 13 第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3 14 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しても、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

3 15 第一項の規定による中止の命令を発する場合には、担保権者の意見を聽かなければならぬ。

3 16 裁判所は、第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3 17 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しても、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

3 18 第一項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 19 前条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による中止の命令、第三項の規定による決定及び第四項の即時抗告についての裁判について準用する。

(中止した手続の失効)  
第九条 権利変更決議の認可の決定があつたときは、第七条第一項の規定により中止した手続は、その効力を失う。

## 第二節 対象債権者集会及び権利変更決議の認可

(対象債権者集会の構成)  
第十条 対象債権者は、対象債権者集会を組織する。

(対象債権者集会の権限)  
第十一条 対象債権者集会は、対象債権者の権利(対象債権者が担保権の行使によつて弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利を除く。以下同じ。)の変更に関する議案(以下「権利変更議案」という。)について決議をすることができる。

(権利変更議案)  
第十二条 確認事業者は、権利変更議案において、権利変更概要書等(第四条第一項の規定による変更の確認又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第十四条第一項において同じ。)に基づき、対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項を定めなければならない。

2 対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項においては、対象債権(担保権の行使によつて弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。)に係る債務の減免、期限の猶予その他の対象債権者の権利の変更の一般的な基準を定めなければならない。

3 担保権の行使によつて弁済を受けることができない対象債権の部分が確定していない対象債権を有する者があるときは、権利変更議案において、その対象債権の部分が確定した場合における対象債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない。

(権利変更議案による対象債権者の権利の変更)  
第十三条 権利変更議案による対象債権者の権利の変更の内容は、対象債権者間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける対象債権者の同意がある場合又は少額の対象債権若しくは第六条第一項の規定による一時停止の要請に反して回収等をした対象債権者の対象債権について別段の定めをし、その他これらとの間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(早期事業再生計画)  
第十四条 確認事業者は、第三条第一項の確認後六ヶ月以内に、権利変更概要書等に基づき、権利変更議案

の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関に提出しなければならない。

2 指定確認調査機関は、前項の期間内に同項の規定による提出をすることができないことについて

者との早期での事業再生に関する計画(以下「早期事業再生計画」という。)を作成し、権利変更議案

の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関に提出しなければならない。

3 やむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、確認事業者の申請により、六ヶ月以内を限り、同項の期間を延長することができる。

3 早期事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 確認事業者が早期での事業再生を図るために権利変更決議を必要とするに至った事情

二 確認事業者の業務に関する経過及び現状(対象債権の内容及び原因並びに当該対象債

権を有する対象債権者の氏名又は名称を含む。)

四 対象債権が担保権によつて担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産

五 確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み(資金の調達を行う場合には、当該資

金の調達に関する事項を含む。)

六 確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項(当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるものを含む。)

七 その他経済産業省令で定める事項

(指定確認調査機関の調査)  
第十五条 指定確認調査機関は、前条第一項の規定による提出を受けたときは、権利変更議案、早期事業再生計画及び同条第四項の規定による評定の内容が次に掲げる要件に該当するものであることについて調査を行わなければならない。

一 権利変更議案の内容が法令の規定に違反しないこと。

二 権利変更議案により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと。

三 権利変更議案の内容が対象債権者の一般の利益に適合するものであること。

四 権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項が、前条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を踏まえて定められていること。

五 早期事業再生計画の内容が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

六 前条第四項の規定による評定の内容が同項の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2 指定確認調査機関は、確認調査員に前項の調査の実施に関する事務を実施させなければならない。

3 確認事業者は、第一項の調査に協力しなければならない。

4 指定確認調査機関は、第一項の調査の結果を確認事業者に報告しなければならない。

5 前条第四項の規定による評定の内容が同項の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2 指定確認調査機関は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、権利変更議案を決議するために対象債権者集会を招集しなければならない。

3 確認事業者は、対象債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

4 一 対象債権者集会の日時  
二 対象債権者集会の目的である事項

3 対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)によって議決権行使することができる

こととするときは、その旨

4 四 その他経済産業省令で定める事項

4 対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、経済産業省令で定めるところにより、書面をもつてその通知を発しなければならない。

5 確認事業者は、前項の書面による通知の発出に代えて、経済産業省令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該確認事業者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

6 前二項の通知には、第三項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付等)

第十七条 確認事業者は、前条第四項の通知(権利変更議案を決議するための対象債権者集会に係るものに限る。)に際しては、経済産業省令で定めるところにより、対象債権者に対し、権利変更議案の内容を記載した書面、早期事業再生計画、第十五条第四項の規定により報告を受けた同条第一項の調査の結果を記載した書面その他の議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(次項において「対象債権者集会書類」という。)及び対象債権者が議決権行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

2 確認事業者は、前条第五項の承諾をした対象債権者に対し同項の規定により電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、対象債権者の請求があつたときは、これらの書類を当該対象債権者に交付しなければならない。

**第十八条**

確認事業者は、第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同条第五項の承諾をした対象債権者に対する電磁的方法による通知に際して、経済産業省令で定めるところにより、対象債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

(対象債権者の議決権)

確認事業者は、第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めた場合において、同条第五項の承諾をしていない対象債権者から対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、直ちに、当該対象債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(対象債権者の議決権)

**第十九条** 対象債権者は、次の各号に掲げる対象債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、対象債権者集会における議決権を有する。

一 第三条第一項の確認後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの 当該確認の時から期限に至るまでの期間の年数(その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする)に応じた債権に対する当該確認の時ににおける法定利率による利息を債権額から控除した額

二 金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額(その額が第三条第一項の確認の時ににおける法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額)

三 次に掲げる債権 経済産業省令で定める時における評価額

イ 第三条第一項の確認後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの

ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権  
ハ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもつて定めたもの

二 条件付債権

ホ 確認事業者に対して行うことのある将来の請求権

四 前三号に掲げる債権以外の債権 債権額

2 前項の規定にかかわらず、対象債権者は、対象債権のうち、第三条第一項の確認後の利息の請求権並びに当該確認後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権については、議決権を有しない。

3 第一項の規定にかかわらず、確認事業者の財産につき存する担保権を有する対象債権者は、その担保権の行使によつて弁済を受けることができる対象債権の額については、議決権を有しない。

4 対象債権者は、第三条第一項の確認後に弁済を受けた対象債権の部分については、議決権を行使することができない。

(対象債権者集会の決議)

**第二十条** 対象債権者集会において権利変更議案を可決するには、議決権者(議決権行使することができる対象債権者をいう。以下同じ。)の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する者の同意がなければならない。ただし、一の議決権者が議決権者の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する場合において権利変更議案を可決するには、この項本文の同意のほか、出席した議決権者の過半数の同意がなければならぬ。

2 第二十四条第一項の規定によりその有する議決権の一部のみを権利変更議案に同意するものとして行使した議決権者(その余の議決権を行使しなかつたものを除く。)があるときの前項ただし書の規定の適用については、当該議決権者一人につき、出席した議決権者の数に一を、同意をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

3 対象債権者集会においてその延期又は続行を可決するには、出席した議決権者の議決権の総額の三分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならぬ。

4 対象債権者集会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第十六条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

**第十九条** 確認事業者及び指定確認調査機関(確認調査員を含む。)は、対象債権者に対し、第十七条第一項の規定により交付し、又は同条第二項の規定により提供するもののほか、対象債権者が第一項又は第三項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

6 確認調査員は、対象債権者集会に出席し、意見を求められたときは、意見を述べなければならない。

(議決権の代理行使)

7 確認事業者は、対象債権者集会において、対象債権者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(議決権の代理行使)

**第二十一条** 対象債権者は、代理人によってその議決権行使することができる。この場合においては、当該対象債権者は代理人は、代理権を証明する書面を確認事業者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、対象債権者集会ごとにしなければならない。

3 第一項の対象債権者は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、経済産業省令で定めるところにより、確認事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該対象債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 対象債権者が第十六条第五項の承諾をした者である場合には、確認事業者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

(書面による議決権の行使)

**第二十二条** 対象債権者集会に出席しない対象債権者は、書面によつて議決権行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、経済産業省令で定める時間に当該記載をした議決権行使書面を確認事業者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によつて議決権行使した議決権者は、第二十条第一項ただし書及び第三項の規定の適用については、対象債権者集会に出席したものとみなす。

(電磁的方法による議決権の行使)

**第二十三条** 電磁的方法による議決権の行使は、経済産業省令で定めるところにより、確認事業者の承諾を得て、経済産業省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該確認事業者に提供して行う。

2 対象債権者が第十六条第五項の承諾をした者である場合には、確認事業者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によつて議決権行使した議決権者は、第十一条第一項ただし書及び第三項の規定の適用については、対象債権者集会に出席したものとみなす。

(議決権の不統一行使)

**第二十四条** 対象債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、確認事業者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 確認事業者は、前項の対象債権者が他人のために対象債権を有する者でないときは、当該対象債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(議事録)

**第二十五条** 対象債権者集会の議事については、確認事業者は、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 確認事業者は、対象債権者集会の日から十年間、前項の議事録をその本店又は主たる営業所若しくは事務所に備え置かなければならない。

3 対象債権者は、確認事業者の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をることができる。

4 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

一 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの中覧又は謄写の請求





									第百三十三条第三項
項目 第百三十三条の四第七	項目 第百三十三条の四第二	項目 第百三十三条の四第一	項目 第百三十三条の二第六	項目 第百三十三条の二第五	項目 第百三十三条の二第二	項目 第百三十三条の二第一	項目 第百三十三条の二第一	項目 第百三十三条の二第一	項目 第百三十三条の二第一
当事者	当事者	当事者は、訴訟記録等	電磁的訴訟記録等から	訴訟記録等中	訴訟記録等の閲覧等	訴訟記録等の閲覧等	訴訟記録等の閲覧等	訴訟記録等の閲覧等	訴訟記録等の閲覧等
当事者若しくは利害関係参加人	当事者又は利害関係参加人は、対象債権者集会決議関連事件の記録の存する者	当事者又は利害関係参加人	当事者又は利害関係参加人	電磁的事件記録から	電磁的事件記録	電磁的事件記録から	電磁的事件記録	電磁的事件記録	電磁的事件記録

(対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における指定確認調査機関による意見の陳述)  
四第一項、第二項及び第五項においての同一の規定による。

**第四十二条** 裁判所は、必要があると認めるときは、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続において、指定確認調査機関に対して、意見の陳述を求めることができる。

#### (非訟事件手続法の適用関係)

**第四十三条** 非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第三十二条から第三十二条の三まで、第四十条、第四十二条、第四十二条の二及び第五十七条第二項第二号の規定は、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続には、適用しない。  
2 対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続についての非訟事件手続法第三十八条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第四十条第一項」とする。

#### (担保仮登記の取扱い)

**第四十四条** 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第四条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)に規定する担保仮登記(同法第十四条(同法第二十条において準用する場合を含む。)に規定する担保仮登記を除く。)に係る権利は、この章の規定の適用については、抵当権とみなす。  
2 仮登記担保契約に関する法律第十四条に規定する担保仮登記は、この章に定める手続においては、その効力を有しない。

#### (最高裁判所規則及び経済産業省令への委任)

#### 第三章 指定確認調査機関

##### (対象債権者集会決議関連業務を行う者の指定等)

**第四十六条** 経済産業大臣は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申請により、対象債権者集会決議関連業務(第三条第一項の確認及び第十五条第一項の調査その他対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務並びに次章の規定による業務並びにこれらに付随する業務をいう。以下同じ。)を行う者として、指定することができる。

一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であること。

二 第六十条第一項の規定によりこの項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第一百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため対象債権者集会決議関連業務に係る職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者





(経済産業大臣による対象債権者集会関連業務の実施)

**第六十一条** 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合その他必要があると認める場合は、

対象債権者集会関連業務の全部又は一部を行ふものとする。

一 指定を受ける者がいないとき。

二 指定確認調査機関が第五十九条第一項の規定により対象債権者集会関連業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。

三 指定確認調査機関が第五十九条第二項の規定により対象債権者集会関連業務の全部又は一部を行つたとき。

四 前条第一項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により対象債権者集会関連業務の全

部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 経済産業大臣は、前項の規定により対象債権者集会関連業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている対象債権者集会関連業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

(指定確認調査機関がした処分等に係る審査請求)

**第六十二条** 指定確認調査機関が行う対象債権者集会関連業務に係る処分又はその不作為について

は、経済産業大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項

及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定確認調査機関の上級行政庁とみなす。

**第六十三条** この章に定めるもののほか、指定確認調査機関の組織及び運営その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

**第四章 確認事業者に係る特例**

(調停機関に関する特例)

**第六十四条** 確認事業者が特定債務等の調整(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。)に係る調停の申立てをした場合(当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。)において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について対象債権者集会手続が実施されていた場合には、

裁判所は、当該対象債権者集会手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

(再生手続における監督委員に関する特例)

**第六十五条** 再生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者

について対象債権者集会手続が実施されていたときは、裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第七十条及び第七十三条から第七十五条までにおいて同じ。)は、民事

再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第五十四条第一項の処分をする場合には、確認調査員が

当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条

第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

(更生手続における監督委員に関する特例)

**第六十六条** 更生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者について対象債権者集会手続が実施されていたときは、裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第七十一条及び第七十六条から第七十八条までにおいて同じ。)は、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)第三十五条第一項の処分をする場合には、確認調査員が当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条

第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

(資金の借入れに関する更生手続の特例)

**第六十七条** 確認事業者は、当該確認事業者に関し第三条第一項の確認を行った指定確認調査機関に対し、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額が、当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであるとの確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた確認事業者に通知するものとする。

(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

(償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認)

**第六十八条** 裁判所は、前条第一項の規定により指定確認調査機関が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行つた旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとする。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、指定確認調査機関に対し、意見の陳述を求めることができる。

(資金の借入れに関する指定確認調査機関の確認)

**第六十九条** 確認事業者は、当該確認事業者に關し第三条第一項の確認をした指定確認調査機関に対し、当該確認を受けた時から権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間(早期事業再生計画に、第十四条第三項第五号に規定する資金の調達に関する事項が記載される場合には、当該資金の調達がなされるまでの間)における当該確認事業者の資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであるとの確認を求めることができる。

2 指定確認調査機関は、前項の経済産業省令で定める基準に適合するものであるとの確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた確認事業者に通知するものとする。

(資金の借入れに関する再生手続の特例)

**第七十条** 裁判所は、前条第一項の経済産業省令で定める基準に適合するものであるとの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法第二百六十三条第一項の再生計画案をいう。第七十五条において同じ。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第二百五十五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(資金の借入れに関する更生手続の特例)

**第七十一条** 裁判所は、第六十九条第一項の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認を受けた資金の借入れに係る更生債権等(会社更生法第二条第十二項に規定する更生債権等をいう。以下同じ。)とこれと同一の種類の他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が同法第二百六十八条第一項ただし書に規定する同一の種類の権利を有する更生債権者等(同法第二条第十三項に規定する更生債権者等をいう。第七十八条において同じ。)の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(債権に関する指定確認調査機関の確認)

**第七十二条** 確認事業者は、当該確認事業者に関し第三条第一項の確認をした指定確認調査機関に対し、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更議案の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間の原因に基づいて生じた債権が次の各号のいずれにも該当することの確認を求めることができる。

一 当該債権が少額であること。

二 当該債権を早期に弁済しなければ当該確認事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。

三 指定確認調査機関は、前項各号のいずれにも該当することの確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた確認事業者に通知するものとする。

(債権の弁済に関する再生手続の特例)

**第七十三条** 裁判所は、前条第一項各号のいずれにも該当することの確認を受けた債権（以下「確認債権」という。）に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の申立てがあつた場合において、民事再生法第三十条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

**第七十四条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、民事再生法第八十五条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者（同法第二条第一号に規定する再生債務者をいう。）の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すとともに該当するかどうかを判断するものとする。

**第七十五条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第一百五十五条第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めをし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する再生手続の特例)

**第七十六条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の申立てがあつた場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

**第七十七条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、会社更生法第四十七条第五項の規定に基づき、少額の再生債権等を早期に弁済しなければ更生会社（同法第二条第七項に規定する更生会社をいう。以下この条において同じ。）の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七条规定する少額の再生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

**第七十八条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権とこれと同一の種類の他の再生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され又は可決されたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七条规定する少額の再生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

(破産手続等に係る指定確認調査機関の意見)

**第七十九条** 指定確認調査機関は、確認事業者についての次の各号に掲げる手続において、それぞれ当該各号に定める裁判に係る事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体に対し、その求めに応じて、意見を述べることができる。

一 破産手続 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二十五条第一項の規定による禁止の命令、

同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第一項の規定による処分又は破産手続開始の申立てについての裁判

二 再生手続 民事再生法第二十七条第一項若しくは第七十九条第一項の処分又は再生手続開始の申立てによる保全処分、同法第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の処分又は再生手続開始の申立てについての裁判

三 更生手続 会社更生法第二十五条第一項の規定による禁止の命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の処分又は更生手続開始の申立てによる保全処分、同法第三十三条第一項若しくは第三十五条第一項の処分又は更生手続開始の申立てについての裁判

四 特別清算手続 会社法第五百四十条第二項の規定による保全処分又は特別清算開始の申立てについての裁判

五 前項の規定による意見陳述のための手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める

六 第五章 詐則

**第八十条** 権利変更決議の認可の決定の前後を問わず、対象債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、確認事業者について権利変更決議の認可の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、権利変更決議の認可の決定が確定したときは、同様とする。

一 確認事業者の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二 確認事業者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三 確認事業者の財産の現状を改變して、その価格を減損する行為

四 確認事業者の財産を対象債権者の不利益に処分し、又は対象債権者に不利益な債務を確認事業者が負担する行為

**第八十一条** 確認事業者が、権利変更決議の認可の決定の前後を問わず、特定の対象債権者に対する債務について、他の対象債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に關する行為であつて確認事業者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が確認事業者の義務に属しないものをし、権利変更決議の認可の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第八十二条** 対象債権者又はその代理人、役員若しくは職員が、対象債権者集会における議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することがで

きないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第八十三条** 権利変更決議の認可の決定の前後を問わず、対象債権者を害する目的で、確認事業者の業務及び財産の状況に關する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、確認事業者について権利変更決議の認可の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第八十四条** 第八十一条、第八十二条第三項及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

2 第八十二条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。



第三十八条	第三十五条
第五条 この法律の施行の日から整備法施行日の前日までの間の対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第二百三十三条の二第五項及び第六項並びに第二百三十三条の三第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第二百三十条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者をいう。）と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第二百三十二条の四第一項の处分の申立てに係る事件の記録）とあるのは、「対象債権者集会決議関連事件（円滑な事業再生を図るために事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件）と、同条第三項中「の記録中」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）とあるのは「の閲覧若しくは抄本の交付」と、同法第二百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「対象債権者集会決議関連事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第二百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは抄本の交付」と、同法第二百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は利害関係参加人は、対象債権者集会決議関連事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。（電子裁判書の送達に関する経過措置）	

第六条 第七条第五項及び第八条第五項の規定は、整備法施行日以後に開始される対象債権者集会決議関連事件（以下「整備法施行後対象債権者集会決議関連事件」という。）における第七条第五項に規定する電子裁判書の送達について適用し、整備法施行日前に開始された対象債権者集会決議関連事件（次条及び附則第八条において「整備法施行前対象債権者集会決議関連事件」という。）における裁判書の送達については、なお従前の例による。（権利変更決議の認可又は不認可の決定に関する経過措置）

第七条 第二十七条第四項及び第五項の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件における権利変更決議の認可又は不認可の決定について適用し、整備法施行前対象債権者集会決議関連事件における権利変更決議の認可又は不認可の決定については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第九条 第四十条の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件における同条第一項に規定する申立て等について適用する。（政令への委任）

第十条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十二条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第六十号を第六十一号とし、第二十一号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 事業再生の円滑化を図るために環境の整備に関する事項（他省の所掌に属するものを除く。）第十条第一項中「第十二号」を削り、「第四十四号、第四十七号及び第五十九号」を「第十四号、第四十五号、第四十八号及び第六十号」に改める。

第十二条第一項中「第四条第一項第四十四号及び第六十号」を「第四条第一項第四十五号及び第六十一号」に改める。

第十七条中「第四条第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号」を「第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで」に、「第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十一号まで、第五十二号」を「第三十三号、第四十一号、第四十四号、第四十八号から第五十二号まで、第五十三号」に、「第五十三号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号」を「第五十四号から第五十六号まで、第五十九号及び第六十一号」に改める。

第二十三条中「第四条第一項第七号、第五十六号及び第五十八号」を「第四条第一項第八号、第五十七号及び第五十九号」に改める。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第八条 第三十七条の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件に関する事項の証明について適用し、整備法施行前対象債権者集会決議関連事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

政

令

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

**政令第二百二十二条**

文部科学省組織令の一部を改正する政令  
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、  
この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第十五号を削り、同条第十四号中「学校安全」を「学校保健（学校における保健教育及び健康管理をいう。第二十七条第二号及び第三十四条第八号において同じ。）」に改め、「学校安全」に「第三十四条第九号において同じ。」を「及び公立の学校の給食施設の整備に関する事務」に改め、「こと（の下に「学校における保健教育の基準の設定に関する事務」を「設定に関する事務」とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。）」を「及び公立の学校の給食施設の整備に関する事務」に改め、同号を同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事務。

第四条第十六号を次のように改める。

十六 公立学校の学校医、学校歯科及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務。

第四条第三十六号及び第三十七号中「初等中等教育局及び」を削り、同条中第四十号を削り、第四十号を第四十号とする。

第五条第十二号中「第四十条第二号」を「第四十一条第二号」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事務（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

第五条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「教育内容の下に〔保健教育及び安全教育に係るもの〕を除く。」を加え、「〔安全教育に係るもの〕を除く。」を削り、同号を同条第二十一号とし、同条中第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二十八 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関する事務。

第六条第一項第一号、第三号、第十号、第十五号、第十六号、第十九号及び第二十号中「及び初等中等教育局」を削る。

（健康教育・食育課の所掌事務）

第二十四条中「教育人材政策課」を「国際教育課」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

二十七 健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事務。

二 学校保健及び学校給食に関する事務（学校における保健教育の基準の設定に関する事務、初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関する事務）及

び公立の学校の給食施設の整備に関する事務を除く。）。

三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務。

第二十八条第三号中「高等教育局並びに」の下に「健康教育・食育課及び」を加え、同条第七号及び第八号中「初等中等教育局及び」を削り、「高等教育局並びに」の下に「健康教育・食育課及び」を加える。

第三十一条の二第三号中「初等中等教育局」の下に「及び健康教育・食育課」を加える。

第三十二条中「財務課」を「財務課 教育職員政策課」に改め、「健康教育・食育課」を「教育職員政策課」に改める。

第三十三条第五号中「健康教育・食育課」を「教育職員政策課」に改める。

第三十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同号とし、同条第十号及び第十一号を削る。

第四十一条を削り、第四十条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第一号中「及び他課」を「並びに教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課」に改め、同条第三号中「並びに健康教育・食育課」を削り、同条第五号及び第六号中「他課」を「教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第三号中「並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課」を「及び特別支援教育課」に改め、同条第四号中「並びに健康教育・食育課」を削り、同条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条第一号中「及び他課」を「並びに幼児教育課及び特別支援教育課」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（教育職員政策課の所掌事務）

第三十五条 教育職員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事務（高等教育局の所掌に属するものを除く。）

二 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関する事務。

三 地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務。

四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五 教育関係職員その他の関係者に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関する事務。

第四十二条第十号中「教育内容」の下に「〔保健教育及び安全教育に係るもの〕を除く。」を加え、「〔安全教育に係るもの〕を除く。」を削る。

第四十五条第二号、第三号、第七号及び第八号中「及び初等中等教育局」を削る。

第四十九条第一号中「初等中等教育局並びに」を削る。

附則第三項中「第五条第十七号」を「第五条第十五号」に改める。

附則第六項中「第三十五条各号」を「第三十六条各号」に改める。

附則第七項中「第三十八条各号」を「第三十九条各号」に改める。

附則 第二十九条第一号中「初等中等教育局並びに」を削る。

第四十六条第一号中「初等中等教育局並びに」を削り、同条第二号、第四号、第六号、第八号及び第九号中「及び初等中等教育局」を削る。

附則 第七項中「第三十九条各号」を「第三十九条各号」に改める。

附則 この政令は、令和七年十月一日から施行する。



第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び國立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）附則第二条第一項の規定による。

〔9・10 略〕

〔9  
•  
10  
同上〕

〔9  
•  
10  
略〕

備考  
表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

法規的告示

○農林水産省告示第九百三十三号  
外国人漁業の規制に関する法律

林水産大臣が定める水域及び期間を定める件)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改後正

農林水産大臣が第一條の施行規則を定めたる法律

卷之三

(略)

直線で結ぶ線によ  
六月の第四金曜日

の排他的経済水域  
直線で結ぶ線によ  
り、六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合は  
あつては、第五金曜日）から八月の第一日曜  
日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月

五分東経百三十七  
八日)までの日曜日、金曜日及び土曜日

分東經百三十七度

分東經百三十八度

五分東經百三十八

卷之三

五分見續

次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の排他的経済水域を除く。）

七月の第一土曜日（七月一日が土曜日に当たるときは、七月八日）から二日間

（新設）

イ	北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点
ロ	北緯二十四度五分東経百二十一度四十分钟の点
ハ	北緯二十四度五十五分東経百二十二度二十分の点
二	北緯二十四度四十五分東経百二十三度二十分の点
ホ	北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分钟の点

イ	北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分钟の点
ロ	北緯二十四度五分東経百二十一度四十分钟の点
ハ	北緯二十四度五十五分東経百二十二度二十分钟の点
二	北緯二十四度四十五分東経百二十三度二十分钟の点
ホ	北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分钟の点

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第九百三十四号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第一条の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千百九十八号（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改	正	後
海	域	期 間
(略)	(略)	六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。）	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。）	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。）
イ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	イ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	イ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点
ロ 北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点	ロ 北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点	ロ 北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点
ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度十 分の点	ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度十 分の点	ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度十 分の点
二 北緯三十四度二十五分東経百三十八度三十分の点	二 北緯三十四度三十五分東経百三十八度三十分の点	二 北緯三十四度三十五分東経百三十八度三十分の点
ホ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十 分の点	ホ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十 分の点	ホ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十 分の点

（新設）

改	正	前
海	域	期 間
(略)	(略)	六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。）	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。）	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。）
イ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	イ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	イ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点
ロ 北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点	ロ 北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点	ロ 北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点
ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度十 分の点	ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度十 分の点	ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度十 分の点
二 北緯三十四度二十五分東経百三十八度三十分の点	二 北緯三十四度三十五分東経百三十八度三十分の点	二 北緯三十四度三十五分東経百三十八度三十分の点
ホ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十 分の点	ホ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十 分の点	ホ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十 分の点

<p>事 務 情 報</p> <p>令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、</p>
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</span>

第一条（令和六年デジタル庁・総務省告示第八号の一部改正）	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に	内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報の定めの告示
づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十	次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲
条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣	改
理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	正
	後

次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）

- | イ 北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点
- | ロ 北緯二十四度五分東経百二十二度四十分の点
- | ハ 北緯二十四度五分東経百二十三度二十分の点
- | ニ 北緯二十四度四十五分東経百二十三度二十分の点
- | ホ 北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○テシ夕川序告示第十五号

内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示) 等の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

<p>〔同上〕</p> <p>事務</p> <p>情報</p> <p>報</p>	<p>令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
--	--

七月の第一土曜日（七月一日が土曜日に当たるときは、七月八日）から二日間

(新設)

(新設)

備考 表中の「」の記載は注記である。

(令和六年デジタル庁・総務省告示第十六号の一部改正)  
令和六年デジタル庁・総務省告示第十六号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改	正	後	改	正	前
事務		事務	情 報	事務	情 報	事務	
一 「略」	事務	備考 表中の「」の記載は注記である。		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(能代市低所得者支援給付金)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(地方税法第四	情 報	改	正	後	改	正	前
一 「略」	事務	(令和六年デジタル庁・総務省告示第二十五号の一部改正)		令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る)をいい、都が同法第二条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	
令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(能代市低所得者支援給付金)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(地方税法第五	情 報	改	正	前	改	正	前
一 「同上」	事務	(令和六年デジタル庁・総務省告示第二十五号の一部改正)		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(能代市低所得者支援給付金)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(地方税法第五	情 報						

			令和六年度新潟県燕市低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二 〔同上〕			令和六年度秋田県能代市定額減税補足給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三 〔同上〕			令和六年度新潟県燕市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四 〔同上〕			〔同上〕
一 〔同上〕	事務	改正前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。
	情報報		令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（非課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報



十二 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(令和六年デジタル庁・総務省告示第三十号の一部改正)  
第五条 令和六年デジタル庁・総務省告示第三十号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

事務	情 報
一 「略」	令和六年度北海道紋別市福祉灯油対策事業助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る))をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)及び市町村民税(同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る))をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情 報
一 「略」	令和六年度北海道紋別市福祉灯油対策事業助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る))をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)及び市町村民税(同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る))をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

令和六年度福岡県みやこ町住民税非課税世帯等給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

十二 「同上」

令和六年度福岡県みやこ町住民税非課税世帯等給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

事務	情 報
一 「同上」	令和六年度北海道紋別市福祉灯油対策事業助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る))をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情 報
一 「同上」	令和六年度北海道紋別市福祉灯油対策事業助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る))をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

令和六年度北海道帶広市暖房代支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(地方税法第五条第二項第一号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る))をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考 表中の「」の記載は注記である。

(令和六年デジタル庁・総務省告示第三十五号の一部改正)

第六条 令和六年デジタル庁・総務省告示第三十五号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

事務	情 報
一 「略」	令和六年度北海道帶広市暖房代支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(地方税法第五条第二項第一号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る))をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

事務	情 報
一 「同上」	令和六年度北海道帶広市暖房代支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る))をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考 表中の「」の記載は注記である。	事務			改	正	後	備考 表中の「」の記載は注記である。  (令和六年デジタル庁・総務省告示第三十七号の一部改正)  <b>第七条</b> 令和六年、デジタル庁・総務省告示第三十七号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）を定める告示）の一部を次のように改める。  次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
	事務			改	正	前		
〔略〕	情報	報	令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する税を含む。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度京都府京丹後市低所得の子育て世帯に対する子育て支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度京都府京丹後市低所得の子育て世帯に対する子育て支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔略〕	令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	
〔同上〕	情報	報	令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度京都府京丹後市低所得の子育て世帯に対する子育て支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔同上〕	令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔略〕	令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

(令和六年デジタル庁・総務省告示第四十一号の一部改正)

**第八条** 令和六年デジタル庁・総務省告示第四十一号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号))第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後		改 正 前	
		事務	情報	事務	情報
一 〔略〕	令和六年度秋田県北秋田市灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(個人に係るものに限る)をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)及び市町村民税(同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る)をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度秋田県北秋田市灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(個人に係るものに限る)をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)及び市町村民税(同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る)をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度秋田県北秋田市灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(個人に係るものに限る)をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)及び市町村民税(同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る)をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	一 〔同上〕	令和六年度秋田県北秋田市灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(個人に係るものに限る)をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔二 同上〕	三 〔同上〕	令和六年度東京都台東区物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四 〔略〕	令和六年度東京都目黒区物価高騰対応重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	四 〔同上〕	〔二 同上〕	三 〔同上〕	令和六年度東京都台東区物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五 〔略〕	令和六年度東京都板橋区いたばし生活支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	五 〔同上〕	〔二 同上〕	四 〔同上〕	令和六年度東京都目黒区物価高騰対応重点支援給付金(第二号)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六 〔略〕	令和六年度東京都板橋区いたばし生活支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	六 〔同上〕	六 〔同上〕	五 〔同上〕	令和六年度東京都北区工エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考 表中の「」の記載は注記である。	七 [略]		令和六年度東京都足立区あだち物価高騰支援臨時給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	
	九 [略]	八 [略]	令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度広島県福山市住民税非課税世帯等支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
〔三 略〕	〔令和六年デジタル庁・総務省告示第四十三号の一部改正〕		〔令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕	
	〔略〕	〔略〕	〔令和六年度広島県福山市住民税非課税世帯等支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕	〔令和六年度広島県福山市住民税非課税世帯等支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕
〔三 略〕	〔令和六年デジタル庁・総務省告示第四十三号の一部改正〕		〔令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕	
	〔略〕	〔略〕	〔令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕	〔令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕
〔三 略〕	〔令和六年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕		〔令和六年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕	
	〔略〕	〔略〕	〔令和六年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕	〔令和六年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕
〔三 同上〕	〔令和六年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕		〔令和六年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕	
	〔同上〕	〔同上〕	〔令和六年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕	〔令和六年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報〕

(令和七年デジタル庁・総務省告示第二号の一部改正)

**第十条** 令和七年デジタル庁・総務省告示第二号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	事務	改		正		後		改		正		前			
		情	報	事務	情	報	事務	情	報	事務	情	報	事務		
一 〔略〕	令和六年度北海道根室市物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税(地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。)をいい、都が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)及び市町村民税(同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。)をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔一 略〕	〔二 略〕	〔三 略〕	〔四 略〕	〔五 略〕	〔六 略〕	一 〔同上〕	令和六年度北海道根室市物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税(地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。)をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔一 同上〕	〔二 同上〕	〔三 同上〕	〔四 同上〕	〔五 同上〕	〔六 同上〕
令和六年度広島県安芸高田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度大阪府泉佐野市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	令和六年度岩手県釜石市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔一 同上〕	〔二 同上〕	〔三 同上〕	〔四 同上〕	〔五 同上〕	〔六 同上〕	
令和六年度広島県安芸高田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加)の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度大阪府泉佐野市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	令和六年度岩手県釜石市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔一 同上〕	〔二 同上〕	〔三 同上〕	〔四 同上〕	〔五 同上〕	〔六 同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

令和七年デジタル序・総務省告示第四号の一部改正

**第十一  
第一条** 令和七年テシナル厅・総務省告示第四号(行政手続における特定の個人を識別するための内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）百第六十条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
	事務	情報	報
七 〔略〕	六 〔略〕	一 〔略〕	令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
		二 〔略〕	令和六年度北海道砂川市子育て世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
		三 〔略〕	令和六年度北海道登別市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
		四 〔略〕	令和六年度北海道恵庭市低所得世帯生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
		五 〔略〕	令和六年度山形県酒田市市民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
			令和六年度山形県鶴岡市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

		事務		情報	報			
		一 「同上」	二 「同上」	三 「同上」	四 「同上」	五 「同上」	六 「同上」	七 「同上」
		令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道砂川市子育て世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道登別市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道恵庭市低所得世帯生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山形県鶴岡市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山形県酒田市物価高騰緊急支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山形県酒田市物価高騰緊急支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
		令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道砂川市子育て世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道登別市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道恵庭市低所得世帯生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山形県鶴岡市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山形県酒田市物価高騰緊急支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山形県酒田市物価高騰緊急支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

八	九 〔略〕	十 〔略〕	十一 〔略〕	十二 〔略〕	十三 〔略〕	十四 〔略〕	十五 〔略〕	十六 〔略〕
令和六年度福島県境町物価高騰対応低所得世帯緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度福島県境町物価高騰対応低所得世帯緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度千葉県船橋市住民税非課税世帯等価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度千葉県船橋市低所得世帯重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都中央区電力・ガス・食料品等価高騰重点支援給付金（三万円給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都墨田区電力・ガス・食料品等価高騰重点支援給付金（三万円給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都渋谷区物価高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都品川区住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都渋谷区物価高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

八	〔同上〕						
九	〔同上〕						
十	〔同上〕						
十一	〔同上〕						
十二	〔同上〕						
十三	〔同上〕						
十四	〔同上〕	〔同上〕					
十五	〔同上〕						
十六	〔同上〕						

備考 表中の「」の記載は注記である。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 226 314 1089">二十九 「略」</td><td data-bbox="314 226 472 1089">二十 「略」</td><td data-bbox="472 226 631 1089">二十一 「略」</td><td data-bbox="631 226 790 1089">二十二 「略」</td><td data-bbox="790 226 949 1089">二十三 「略」</td><td data-bbox="949 226 1107 1089">二十四 「略」</td><td data-bbox="1107 226 1266 1089">二十五 「略」</td></tr> <tr> <td data-bbox="193 1089 314 2077"></td><td data-bbox="314 1089 472 2077"></td><td data-bbox="472 1089 631 2077"></td><td data-bbox="631 1089 790 2077"></td><td data-bbox="790 1089 949 2077"></td><td data-bbox="949 1089 1107 2077"></td><td data-bbox="1107 1089 1266 2077"></td></tr> </tbody> </table>	二十九 「略」	二十 「略」	二十一 「略」	二十二 「略」	二十三 「略」	二十四 「略」	二十五 「略」							
二十九 「略」	二十 「略」	二十一 「略」	二十二 「略」	二十三 「略」	二十四 「略」	二十五 「略」									

(令和七年デジタル庁・総務省告示第六号の一部改正)

**第十二条** 令和七年デジタル庁・総務省告示第六号の一部改正  
（令和七年デジタル庁・総務省告示第六号の一部改正）  
の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

		改 正		改 前	
		後		前	
	事務	情報	報	事務	情報
七 【略】	六 【略】	五 【略】	四 【略】	三 【略】	二 【二】 略
令和六年度北海道東神楽町低所得世帯生活支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道余市町高齢者物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道稚内市低所得者世帯物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道北広島市住民税均等割のみ課税世帯支給給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道北広島市生活安心応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道旭川市生活安心応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
文給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道東神楽町低所得世帯生活支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道余市町高齢者物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道稚内市低所得者世帯物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道北広島市住民税均等割のみ課税世帯支給給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度北海道旭川市生活安心応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報



二十二	〔略〕	二十三	〔略〕	二十四	〔略〕	二十五
三十 〔略〕	三十 〔略〕	三十一 〔略〕	三十一 〔略〕	三十一 〔略〕	三十一 〔略〕	三十一 〔略〕
令和六年度新潟県上越市物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県小千谷市物価高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県相模原市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都小金井市物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都三鷹市住民税均等割の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都文京区家計支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度千葉県八千代市住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

三十二 〔略〕	三十三 〔略〕	三十四 〔略〕	三十五 〔略〕	三十六 〔略〕	三十七 〔略〕	三十八 〔略〕	三十九 〔略〕	四十 〔略〕	四十一・四十二 〔略〕
令和六年度山梨県甲府市こうふ臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山梨県甲府市こうふ臨時特別加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山梨県南アルプス市物価高騰対策臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度長野県価格高騰特別対策支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度岐阜県電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔略〕	令和六年度岐阜県電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度岐阜県八尾市物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税又は均等割のみ課税世帯『子ども加算』給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度大阪府八尾市物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税又は均等割のみ課税世帯『子ども加算』給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度大阪府東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

三十二 〔同上〕	三十三 〔同上〕	三十四 〔同上〕	三十五 〔同上〕	三十六 〔同上〕	三十七 〔同上〕	三十八 〔同上〕	三十九 〔同上〕	四十 〔同上〕	四十一・四十二 〔同上〕
令和六年度山梨県甲府市こうふ臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山梨県甲府市こうふ臨時特別加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度山梨県南アルプス市物価高騰対策臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度長野県価格高騰特別対策支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度岐阜県電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔同上〕	令和六年度岐阜県八尾市物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税又は均等割のみ課税世帯『子ども加算』給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度大阪府八尾市物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税又は均等割のみ課税世帯『子ども加算』給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度大阪府東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度大阪府東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報



九 〔略〕	八 〔略〕	七 〔略〕	六 〔略〕	五 〔略〕	四 〔略〕	三 〔略〕	二 〔略〕	
令和六年度新潟県阿賀野市ひとり親家庭生活応援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県阿賀野市灯油購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都江東区物価高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都江東区物価高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度千葉県浦安市物価高騰対策低所得世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔略〕	令和六年度千葉県浦安市物価高騰対策低所得世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔略〕	道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一條第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一條第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

九 〔同上〕	八 〔同上〕	七 〔同上〕	六 〔同上〕	五 〔同上〕	四 〔同上〕	三 〔同上〕	二 〔同上〕	市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一條第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
令和六年度新潟県阿賀野市ひとり親家庭生活応援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県阿賀野市灯油購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度東京都江東区物価高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度千葉県浦安市物価高騰対策低所得世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

十 [略]	令和六年度大阪府茨木市均等割のみ課税世帯への物価高騰対策緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	「十一 略」	「十一 略」	「略」
十二 [略]	令和六年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	十三 [略]	令和六年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	十四 [略]
十三 [略]	令和六年度高知県四万十町低所得世帯生活支援給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	十四 [略]	令和六年度高知県四万十町低所得世帯生活支援給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度高知県四万十町低所得世帯生活支援給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
備考 表中の「」の記載は注記である。	（令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号の一部改正） 第十四条　令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。  改 正 後	（令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号の一部改正） 第十四条　令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。  改 正 前	（令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号の一部改正） 第十四条　令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	（令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号の一部改正） 第十四条　令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。
事 務	情 報	正	正	正
一 「略」	令和六年度東京都立川市物価高騰対応重点支援給付金（三万円給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	改	十四 [同上]	十四 [同上]
事 務	情 報	後	前	前
一 「同上」	令和六年度東京都立川市物価高騰対応重点支援給付金（三万円給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	正	正	正

備考 表中の「」の記載は注記である。	（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報									
	二 〔略〕	〔三 略〕	〔略〕	四 〔略〕	五 〔略〕	六 〔略〕	七 〔略〕	八 〔略〕	九 〔略〕	十 〔略〕
	令和六年度東京都国立市住民税均等割のみ課税世帯対象臨時給付金（令和七年支給分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度神奈川県綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金（追加分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度神奈川県綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金（追加分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県南魚沼市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県南魚沼市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度長崎県大村市価格高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・ことども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度長崎県大村市価格高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・ことども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・ことども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
	二 〔同上〕	三 〔同上〕	〔同上〕	四 〔同上〕	五 〔同上〕	六 〔同上〕	七 〔同上〕	八 〔同上〕	九 〔同上〕	十 〔同上〕
	令和六年度東京都国立市住民税均等割のみ課税世帯対象臨時給付金（令和七年支給分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度神奈川県綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金（追加分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県南魚沼市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度新潟県南魚沼市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度長崎県大村市価格高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・ことども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度長崎県大村市価格高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・ことども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・ことども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	令和六年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・ことども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

この告示は、公布の日から適用する。  
附 則

## ○国土交通大臣認定付工事

十一号用紙（昭和11年法律第119号）  
以下「法」ハシテ第110条の規定に基いて申請業  
の認定をしたる。近畿11号第1項の規定に基  
づくものと認めた。

本件は、起業者の申請により認用又は起用の申  
請を承認するもので、近畿11号第111条の規定に基  
づくものと認めた。

令和7年6月11日

国土交通大臣 中野 進

- 第1 起業者の名称 国土交通大臣
- 第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（南九  
州西回り自動車道「阿久根川内道路」・鹿児  
島県阿久根市鶴川内字堂満山地内から同市西  
目字山之中地内まで）並びにこれに伴う県道、  
市道及び二級河川付替工事

## 第3 起業地

- 1 収用の部分 鹿児島県阿久根市鶴川内字堂  
満山、字後牟田、字上野、字羽田、字堂満、  
字伊勢渕、字山崎及び字伊勢迫、山下字園田、  
字前川原、字楠田、字土橋、字新城、字妻井  
田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、  
字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、  
字大谷、字大石ヶ岡、字奈レ石、字黒上田及  
び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴  
迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内
- 2 使用の部分 鹿児島県阿久根市鶴川内字羽  
田、字堂満及び字伊勢渕、山下字園田、字前  
川原及び字楠田、波留字堀川、字北山、字大  
石ヶ岡、字黒上田及び字中源田並びに西目字  
小鹿倉及び字上穴迫地内

## 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20  
条各号の要件を全て充足すると判断されるた  
め、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道3号改築工事（南九州西回り自  
動車道「阿久根川内道路」）並びにこれに伴う  
県道、市道及び二級河川付替工事」（以下「本  
件事業」という。）は、鹿児島県阿久根市鶴川  
内字堂満山地内から同市西目字山之中地内ま  
での延長4.1kmの区間（以下「本件区間」と  
いう。）を全体計画区間とする一般国道改築工  
事並びにこれに伴う県道、市道及び二級河川  
付替工事である。

本件事業のうち、「一般国道3号改築工事  
(南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」）」  
(以下「本件事業」という。)は、道路法（昭  
和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる  
一般国道に関する事業であり、また、本件事  
業の施行により遮断される県道及び市道の従  
来の機能を維持するための付替工事は、それ  
ぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条  
第4号に掲げる市町村道に関する事業であ  
り、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法  
による道路に関する事業に該当し、本件事業  
の施行により遮断される二級河川の従来の機  
能を維持するための付替工事は、河川法（昭  
和39年法律第167号）第3条第1項に規定す  
る河川のうち、二級河川に関する事業であり、  
法第3条第2号に掲げる河川法が適用される  
河川に関する事業に該当する（以下これらを  
「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号  
の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12  
条本文の規定に基づき本件事業を行うことと  
されており、また、関連事業の施行に際し必  
要な道路管理者等の同意を得ているほか、既  
に本件事業を開始していることなどの理由か  
ら、本件事業を遂行する充分な意思と能力を  
有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号  
の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道3号南九州西回り自動車道（以  
下「本路線」という。）は、熊本県八代市を  
起点とし、鹿児島県鹿児島市に至る延長約  
140kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する鹿児島県阿久根市は、  
ポンタン、豚のと畜等の農畜産業が盛んな  
地域であり、これらの農畜産物は、本路線  
の供用済み区間等を利用して、主に関東方  
面や関西方面へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に応する主要  
幹線道路である一般国道3号（以下「現道」と  
いう。）は、道路構造令（昭和45年政令第

320号）に規定する車線の幅員及び最小曲  
線半径を満たさない区間が複数存在し、追  
突等の交通事故が発生しているほか、大雨  
等の自然災害の発生時には通行規制が行われ  
れるなど、主要幹線道路としての機能を十  
分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又  
は供用予定である本路線の他の区間と接続  
し、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児  
島線と連絡することで、阿久根市と鹿児島  
県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通  
ネットワークが形成され、自動車交通の高  
速化及び定時性の確保による広域的な利便  
性が向上し、物流の効率化等に寄与すると  
ともに、本件区間に線形等の良好な道路が  
新たに整備され、自然災害の発生時などに  
おける現道の機能を補完・代替することか  
ら、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄  
与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得ら  
れる公共の利益は、相当程度存すると認め  
られる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響につい  
ては、都市計画手続において、都市計画決  
定権者である鹿児島県知事が、環境影響評  
価法（平成9年法律第81号）に基づき、平  
成17年12月に大気質、騒音等について環境  
影響評価を実施しており、また、計画交通  
量の見直し及び上記の評価以降に新たに得  
られた知見を踏まえ、起業者が令和4年10  
月に、同法等に準じて任意で上記の評価の  
照査を実施している。それらの結果によ  
ると、騒音等については環境基準等を満足す  
るとされているほか、大気質については、  
工事の実施において道路環境影響評価の技  
術手法に示されている参考値（以下単に「参  
考値」という。）を超える値が見られるもの  
の、工事施工ヤードへの散水等の実施によ  
り参考値を満足するとされていることか  
ら、起業者は、本件事業の施行に当たり、  
当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間  
内及びその周辺の土地において、動物につ  
いては、文化財保護法（昭和25年法律第

214号）における特別天然記念物であるマ  
ナヅル及びナベヅル、絶滅のおそれのある  
野生動植物の種の保存に関する法律（平成  
4年法律第75号）における国内希少野生動  
植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境  
省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲  
載されているツマグロキチョウ等、絶滅危  
惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ  
等、準絶滅危惧として掲載されているアカ  
ハライモリ等その他これらの分類に該当し  
ない学術上又は希少性等の観点から重要な  
種が確認されている。植物については、環  
境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として  
掲載されているナンゴクカモメヅル、準絶  
滅危惧に掲載されているミゾコウジュ等そ  
の他これらの分類に該当しない学術上又は  
希少性等の観点から重要な種が確認されて  
いる。本件事業がこれらの動植物に及ぼす  
影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育  
環境が広く残されることなどから影響がな  
い若しくは極めて小さい、又は保全措置の  
実施により影響が回避若しくは低減され  
ると予測されている。主な保全措置として、  
マナヅル及びナベヅルについては、道路の  
存在、建設機械の稼働等により採餌行動が  
阻害されるおそれがあることから、植栽に  
よる修景、低騒音・低振動型建設機械の使  
用等を実施することとしている。加えて、  
起業者は、今後工事による改変箇所及びそ  
の周辺の土地でこれらの種が確認された場  
合は、必要に応じて専門家の指導助言を受  
け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財  
保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3  
か所存在するが、このうち2か所について  
は既に発掘調査が完了しており、記録保存  
の措置が講じられている。起業者は、今後、  
残る1か所についても鹿児島県教育委員会  
と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を  
含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失わ  
れる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年12月9日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

## (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、阿久根市と鹿児島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は、線形不良区間が複数存在し、追突等の交通事故が発生しているほか、大雨等の自然災害の発生時には通行規制が行われており、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な

## ○国土交通省告示第百六十五号

山形空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法（昭和三十七年法律第二百二十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次とおり告示する。

令和七年六月十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号  
 (注) 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第二条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、山形県が空港の設置者とみなされる。

二 空港の名称及び位置 山形空港 山形県東根市  
 変更した事項（変更前の事項については、昭和五十五年運輸省告示第九十六号及び昭和六十一年運輸省告示第二百十号を参照。）

イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 九十一万六千八百五平方メートル  
 (注) 空港の範囲を示す詳細図を山形県府において縦覧に供する。

自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、阿久根市長を会長とする南九州西回り自動車道阿久根川内道路建設促進協力会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

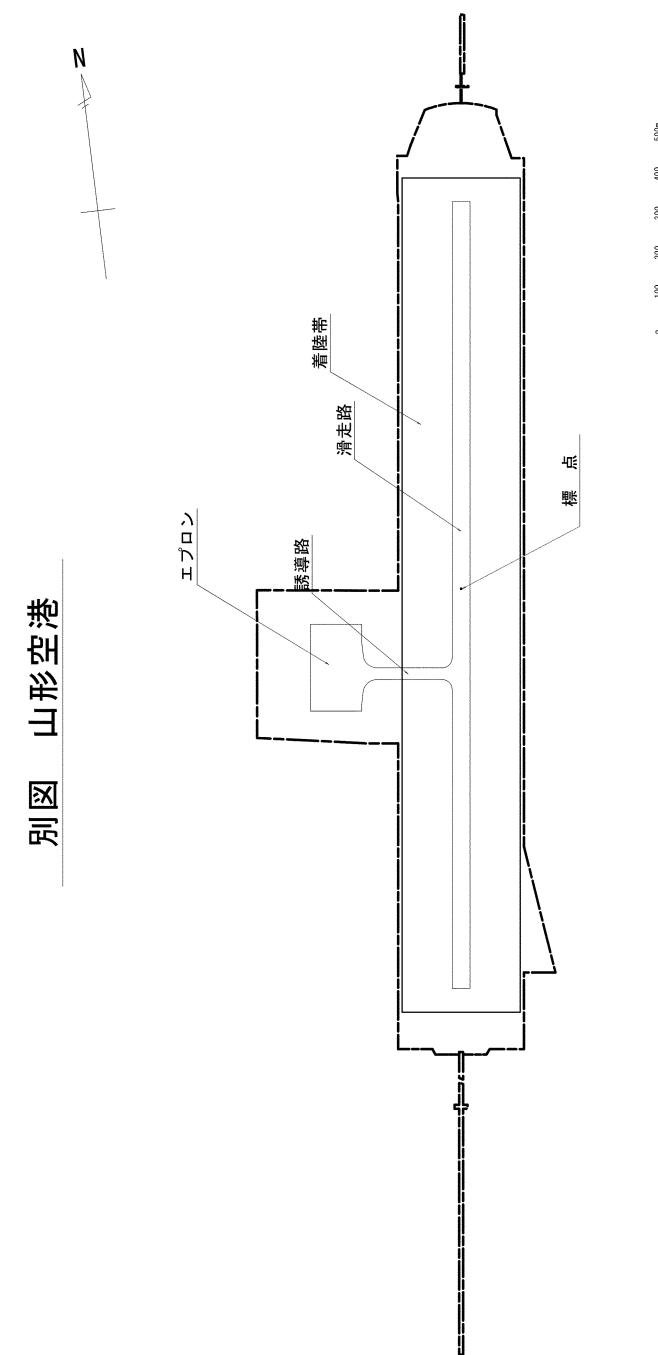
また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

## 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県阿久根市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地  
 鹿児島県阿久根市山下字新城、字妻井田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、字大谷及び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内

別図 山形空港

# 公 告

## 細 告

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和7年(フ)第3号

奈良県五條市二見4丁目3番61号  
債務者 伸山 重治

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田辺 美紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
奈良地方裁判所五條支部

#### 令和7年(フ)第4号

奈良県五條市二見4丁目3番61号  
債務者 伸山 和宏

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田辺 美紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで  
奈良地方裁判所五條支部

#### 令和7年(フ)第832号

埼玉県川口市幸町3丁目8番46-702号 コスモ川口幸町  
債務者 小林美和子

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上月 裕紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

#### 令和6年(フ)第4653号

大阪市城東区新喜多1丁目8番9号 レオパレスL e b e n 京橋 105  
債務者 吉井千佳子

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷澤 悠介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第1812号

大阪府豊中市大黒町1丁目4番13号  
債務者 川松 善輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 雅彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第2209号

大阪市淀川区西中島2丁目12番8-1308号  
債務者 中山 智晶

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高江洲ひとみ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第140号

北海道旭川市旭岡2丁目10番地の21  
債務者 高橋 真

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣田 善康
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
旭川地方裁判所民事部

#### 令和7年(フ)第772号

名古屋市北区黒川本通4丁目35番地の2 インターシティ黒川802号  
債務者 鈴 敏春

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 箕浦 祐介

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(フ)第773号

名古屋市北区黒川本通4丁目35番地の2 インターシティ黒川802号  
債務者 鈴 真弓

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 箕浦 祐介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(フ)第984号

名古屋市港区稻永2丁目4番6-206号 港南荘  
債務者 山村 明夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西山 大樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(フ)第944号

大阪府枚方市西船橋2丁目7番15-802号  
債務者 五月女圭子

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 穎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第1658号

大阪府東大阪市吉田3丁目5番41号 村尾アパート 202号、前住所大阪府東大阪市中新開1丁目6番20号 カーザコスモ 304  
債務者 L i e n B e a u t y S a l o n

- こと 岩川 碧
- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺崎瑛里子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第1716号

大阪府東大阪市西岩田3丁目3番13-430号  
債務者 竹田 光汰

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 別所 大樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第1960号

東京都江東区大島8丁目35番2号 ソレイユオサダ201、前住所大阪市此花区西島4丁目2番22-1411号  
債務者 寺坂 浩児

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葉方 心平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第2271号

大阪市東住吉区東田辺2丁目25番2号  
債務者 松田 富雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西河 英士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和7年(フ)第60号

鹿児島県垂水市海潟696番地2  
債務者 和田イツ子

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上釜 明大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

<b>令和7年(フ)第1819号</b>	大阪府豊中市宮山町3丁目24番1号A-415号 債務者 酒井 春樹 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 龍哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1837号</b>	大阪府池田市吳服町1番1-1002号 債務者 有川 幹人 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1964号</b>	大阪府高槻市寿町3丁目33番15号 債務者 原園 道郎 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入江 祥大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第461号</b>	横浜市戸塚区上矢部町229番地 ソンネンシャルム201号 債務者 高橋 正寿 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若井 公志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第88号</b>	静岡県浜松市中央区広沢2丁目33番16号 債務者 古橋 広己

1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 弘基 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後4時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
<b>令和7年(フ)第681号</b>
神奈川県藤沢市亀井野282番地の5 コスモコミュニティ201号室 債務者 青木 渉 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根本 雄司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第690号</b>
横浜市旭区本宿町113番地6 レミオ五番館105号室 債務者 松田健太郎 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤坂 舞 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第93号</b>
愛知県稻沢市松下2丁目10番13号 コーポ国衙1-B 債務者 盛本 秋江 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 裕介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 名古屋地方裁判所一宮支部
<b>令和7年(フ)第57号</b>
広島県竹原市吉名町5151番地3 債務者 片山 浩一 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田奥 明生

<b>令和7年(フ)第2298号</b>	大阪市西淀川区歌島2丁目12番26号 ルネッサンスロンシャン 221号室、前住所大阪市西淀川区姫島1丁目28番3号今川ビル206 債務者 高島 満 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第724号</b>	札幌市中央区北2条西27丁目1番20号 IN G-R II 302号 債務者 林 誠悟 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒坂 頌胤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(フ)第4115号</b>	大阪府門真市島頭3丁目14番13-301号 債務者 永峯 健司 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第5161号</b>	大阪市大正区泉尾1丁目16番1-611号 債務者 小中 幸次 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑 幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日前1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第5711号</b>	大阪府東大阪市東鴻池町4丁目5番14号 債務者 大艸 魁 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 角谷 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第48号</b>	長崎県諫早市貝津町744番地5 債務者 新谷 武 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 陽介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係

<b>令和7年(フ)第1743号</b>	<b>令和7年(フ)第237号</b>	<b>令和7年(フ)第45号</b>	<b>令和7年(フ)第2255号</b>
大阪市大正区泉尾1丁目15番5号 債務者 石井精肉店こと 石井 協三 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷岡 俊英 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	埼玉県さいたま市岩槻区美園東1丁目6番地10 セビアコートA館101、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2662番地1 債務者 金児 和江 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土屋 文博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	長崎県諫早市多良見町中里8番地3 リバーサイドマンション605号 債務者 若杉 秀昭 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 竜之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係	大阪市淀川区十八条2丁目10番2号 フォーテフェリオ 103号 債務者 加藤 洋祐 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 紘子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 大阪地方裁判所第6民事部 <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>
<b>令和7年(フ)第2345号</b>	<b>令和7年(フ)第627号</b>	<b>令和7年(フ)第2198号</b>	<b>令和7年(フ)第3号</b>
大阪市西成区潮路1丁目10番19号 リビア岸里 101号、前住所堺市堺区栄橋町1丁6番14号 レジデンス小町306号 債務者 田中 美圭 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 修平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部	埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目33番18号 アーバンヒルズ501号 債務者 中島 弘志 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坪 篤志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	大阪市城東区放出西1丁目8番21-209号 債務者 稲田 隼人 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西野 弘起 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	北海道稚内市恵比須2丁目2番22号 債務者 江田 裕子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 旭川地方裁判所稚内支部
<b>令和7年(フ)第235号</b>	<b>令和6年(フ)第2228号</b>	<b>令和7年(フ)第2270号</b>	<b>令和7年(フ)第762号</b>
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺7868番地26、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2662番地1 債務者 高橋 善信 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土屋 文博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	横浜市青葉区もみの木台15番地4 パークシティもみの木台301 債務者 清水 秀雄 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 正穂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部	大阪市東淀川区淡路3丁目20番22号 山内ビル 34号 債務者 尾白まりあ 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 妹尾由紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	埼玉県川口市棟松3丁目33番7号 トマトハイムI-105号 債務者 後藤 容子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第236号</b>	<b>令和7年(フ)第24号</b>	<b>令和6年(フ)第4085号</b>	<b>令和7年(フ)第827号</b>
埼玉県さいたま市岩槻区美園東1丁目6番地10 セビアコートA館101、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2662番地1 債務者 金児 義幸 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土屋 文博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	佐賀県武雄市朝日町大字甘久721番地1 市営第二栗原住宅11号 債務者 松尾 京子(旧姓山口) 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 佐賀地方裁判所武雄支部	大阪市中央区本町4丁目6番3-306号 債務者 細田 純美 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池浦 駿介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部	さいたま市見沼区東大宮4丁目58番地5 ミノリハイツ201 債務者 若海 純 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ) 第226号 埼玉県三郷市中央5丁目1番地9 レイディエンス三郷105 債務者 川端 将吾 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ) 第145号 埼玉県羽生市大字砂山91番地 羽生園 債務者 大塚 励子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ) 第430号 北海道千歳市青葉1丁目7番15号 コーポラスヒサヤ103号 債務者 津田 靖子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ) 第604号 東京都町田市成瀬7丁目10番10-204号 債務者 菅野 弘子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所所長民事第4部	令和7年(フ) 第736号 札幌市東区北44条東13丁目4番8号 ラフォーレ24-405号 債務者 松原 百恵 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ) 第256号 埼玉県草加市谷塚町1767番地1 バリオクラーク302号 債務者 深谷 雄介 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ) 第79号 新潟県長岡市石動町309番地1 サンクチュアリーハイツ2 102号室 債務者 近藤 泰浩 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ) 第461号 札幌市中央区北7条西27丁目3番18-401号 債務者 川島 寛 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ) 第4号 愛知県江南市宮後町砂場北33番地 寺沢借家105号 債務者 堀 富美子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ) 第691号 札幌市中央区南9条西4丁目5番16-307号 債務者 阿部 恵 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ) 第264号 埼玉県越谷市瓦曾根1丁目18番30号 千春荘103 債務者 笠井 三枝 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ) 第491号 愛知県江南市宮後町砂場北33番地 寺沢借家105号 債務者 堀 富美子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ) 第705号 札幌市厚別区厚別北4条3丁目17番11号 債務者 竹山 美央(旧姓菊地) 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ) 第34号 北海道三笠市唐松千代田町1丁目159番地常盤町団地R-2-4 債務者 宮下 幸恵 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ) 第37号 北海道岩見沢市上幌向北一条2丁目1170-37 債務者 佐々木織恵(旧姓花見) 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ) 第291号 埼玉県三郷市新和2丁目2番地1 リブリ・Ceres203 債務者 大久保崇文 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ) 第76号 愛知県一宮市浅井町小日比野字竜泉寺1221番地14 債務者 村田 知香	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部	

<b>令和7年(フ)第67号</b> 釧路市大楽毛3線182番地の25 ヘルパーステーションG S 椿、前住所釧路市中島町1番122号 債務者 丸山 洋子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 釧路地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第98号</b> 愛知県稻沢市一色上方町101番地2 債務者 大江 裕美 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	<b>令和7年(フ)第35号</b> 北海道室蘭市宮の森町1丁目6番3-303号 パースイモン宮の森2 債務者 川村 志穂 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	<b>令和7年(フ)第339号</b> 川崎市川崎区本町1丁目8番地3 東急ドエルアルス川崎 301 債務者 安田 海人 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第69号</b> 釧路市共栄大通9丁目1番173号 共栄パレス703 債務者 熊谷 貴行 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 釧路地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第37号</b> 長崎県大村市小路口本町471番地1 セーフティA201 債務者 渡辺 卓也 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係	<b>令和7年(フ)第54号</b> 北海道北見市緑ヶ丘2丁目1番16号 横山ハイツ202号 債務者 田中 博幸 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	<b>令和7年(フ)第109号</b> 岐阜県本巣郡北方町北方1857番地 S1-801、前住所岐阜市鍵屋西町2丁目20番地 多恵第2ビル 201号室 債務者 回本 りえ 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 岐阜地方裁判所
<b>令和7年(フ)第82号</b> 釧路市愛国西2丁目7番14号 ハイツフランセ102号室 債務者 上杉 咲希(旧姓浦壁) 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 釧路地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第62号</b> 鹿児島県垂水市錦江町1番地24 債務者 今村 海斗 1 決定年月日時 令和7年5月26日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	<b>令和7年(フ)第109号</b> 群馬県伊勢崎市境下武士1301番地 境下武士住宅203、旧住所群馬県伊勢崎市境保泉甲295番地3 債務者 富田 優子 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	<b>令和7年(フ)第138号</b> 岐阜県関市住吉町2番地 債務者 石木 由美 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 岐阜地方裁判所
<b>令和7年(フ)第74号</b> 千葉県東金市求名2番地24 債務者 吉井 香澄 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	<b>令和7年(フ)第34号</b> 北海道室蘭市宮の森町1丁目6番3-303号 パースイモン宮の森2 債務者 川村 祐司 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	<b>令和7年(フ)第87号</b> 群馬県太田市細谷町1477番地2 カトリーヌC-101号 債務者 井谷 陽(旧姓齋藤) 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 前橋地方裁判所太田支部	<b>令和7年(フ)第160号</b> 静岡県御殿場市新橋896番地の1 コーポ南101 債務者 長谷川栄子 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

<b>令和7年(フ) 第620号</b>	福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵947番地11 債務者 吉田 真優 1 決定年月日時 令和7年5月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第694号</b>	福岡市南区野多目2丁目8番10号 介護付有料老人ホーム オーベル野多目 債務者 丸田 真治 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第730号</b>	福岡県太宰府市都府楼南3丁目24番13-204号 債務者 久次 春夫 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第748号</b>	福岡市城南区堤団地10番504号、前住所福岡市城南区梅林2丁目2番3号 債務者 小吉 潔 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第750号</b>	福岡県那珂川市五郎丸2丁目13番地1 アーバンハイツ那珂川203号 債務者 稲森 了子

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ) 第855号</b> 代替住所A(旧住所 福岡県朝倉市柿原827番地11) 債務者 竹田 理恵 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ) 第899号</b> 福岡市早良区祖原9番13号 エクラン祖原103号 債務者 野原 史彦 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第759号</b> 福岡市南区三宅3丁目16番18-710号 パーク・サンリヤン大橋 債務者 坂井 彩花(旧姓西田) 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ) 第793号</b> 福岡市博多区神屋町10番16-1101号 M.O.D.E.R.N P A L A Z Z O 天神北II 債務者 大野 真生 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ) 第860号</b> 福岡県太宰府市五条4丁目1番24-301号 債務者 古賀 清次 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第848号</b> 福岡県那珂川市片縄東1丁目24番12-201号 サザンコート片縄 債務者 早野 一馬 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ) 第863号</b> 福岡市博多区博多駅東3丁目15番16-801号 リファレンスリバーサイド 債務者 阿久根真由美 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ) 第915号</b> 福岡県那珂川市片縄9丁目22番地(桑野ビル402号) 債務者 吉田美佐子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ) 第849号</b> 福岡市博多区博多駅前4丁目19番21-905号 ラフィーネ博多駅前 債務者 森山スエ子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ) 第877号</b> 福岡市早良区野芥8丁目40番20号 ウオタス野芥101号 債務者 後藤 圭 1 決定年月日時 令和7年5月28日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ) 第63号</b> 鹿児島県鹿屋市田崎町1334番地14 丸栄アパート102号 債務者 竹上 亘 1 決定年月日時 令和7年5月28日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部



## 令和7年(フ)第43号

滋賀県東近江市蒲生岡本町567-1、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町元町1番8-103号  
債務者 中杉 好子  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

大津地方裁判所彦根支部

## 令和7年(フ)第45号

滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2911番地 びわこ寮13棟331号、前住所滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2911番地 びわこ寮9棟302C  
債務者 鶴田 雄典(旧姓矢野)  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

大津地方裁判所彦根支部

## 令和7年(フ)第53号

滋賀県近江八幡市安土町常楽寺581番地(106号)、前住所滋賀県近江八幡市宮内町94番地1  
債務者 伊藤 充子  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

大津地方裁判所彦根支部

## 令和7年(フ)第433号

京都市右京区西京極新明町46番地1 ロイヤルハイツ西京極403  
債務者 有岡 真里  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第524号

京都府向日市寺戸町大牧14番地の52  
債務者 南 理恵  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第532号

京都市左京区岩倉中町592番地 コーポ藤本202  
債務者 松本 勇  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第537号

京都市右京区太秦安井二条裏町11番地20  
債務者 森川 健史  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第545号

京都市伏見区小栗栖中山田町50番地 府営住宅小栗栖西団地27-403  
債務者 吹田 康  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第550号

京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水76番地の4  
債務者 西川 憲二  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第269号

岡山市北区東古松488番地14 サンコーポ東古松207  
債務者 白川久美子  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第416号

福岡市博多区吉塚3丁目13番33-202号 イマーク吉塚  
債務者 石川 未来  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第789号

福岡市中央区今泉1丁目4番9号 田代ビル31号  
債務者 後藤 健二  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第838号

福岡市城南区干隈2丁目55番5-202号 クセレント壱番館  
債務者 樋口 琴音  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第879号

福岡市東区名島3丁目52番25-235号 オーベルハイム名島  
債務者 君塚 典夫  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第206号

大分市大字寒田879番地の3 ボナールB207  
債務者 小野 隆資  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第209号

大分県別府市立田町3番32号 別府厚生館  
債務者 小松亜矢子(旧姓平野・井ノ上・甲斐)  
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第215号 大分県別府市松原町14番7号 桑原アパート 305号 債務者 菅 裕一郎 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（フ）第74号 茨城県取手市野々井818番地 債務者 白鳥 美佳 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第218号 大分市高松東2丁目4番5号 今井第2ビル 301 債務者 西谷 正二 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（フ）第44号 千葉県茂原市南吉田1998番地5 債務者 田村 聰美 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第66号 鹿児島県鹿屋市新川町934番地2 サンセツ トビレッジ新川B棟101号 債務者 柳下 昭征 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年（フ）第51号 千葉県茂原市早野1567番地5 債務者 石丸 勇輝 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第73号 茨城県稲敷市中山4958番地1 中山荘、前住 所茨城県つくば市高見原1丁目3番地17 グ リーンハイツ高見原II参番館103号 債務者 根塚 文彦 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	令和7年（フ）第52号 富山市向新庄1402番地2 ONWARD見守 りほーむ、住民票上の住所富山市豊田町一丁 目5番30号 債務者 東 寿行 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第1621号 大阪市平野区瓜破西1丁目10番29-111号、 前住所大阪府大東市氷野2丁目5番32号 ト モエハイツ5号館207号 債務者 小暮久美子	令和7年（フ）第1902号 大阪市平野区加美東5丁目6番33号 末久貸 家 2号室 債務者 原 和歌子（旧姓柴田） 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第1648号 大阪市住吉区南住吉3丁目14番21号 一栄ハ イツ 202号 債務者 村上美穂子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第1761号 大阪府寝屋川市点野4丁目6番4号 債務者 川上 栄一 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第2022号 大阪市浪速区元町3丁目8番22-504号 債務者 池畠 千穂 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第2068号 大阪府門真市栄町5番6-206号 債務者 小林眞理子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第2084号</b>	大阪市鶴見区今津北4丁目12番13号 ヴィラージュ今津 403号 債務者 加地 洋文
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2100号</b>	大阪市東成区神路1丁目10番8-503号、前住所大阪市城東区東中浜4丁目9番2号 債務者 吉岡 優佑
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2141号</b>	大阪市天王寺区六万体町1番29-701号 債務者 今西由記子
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2161号</b>	大阪府豊中市庄内栄町4-2-11、住民票上の住所東京都練馬区北町3丁目16番10号 ソライエイル練馬北町 404 債務者 蘆田 雄一
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第2170号</b>	大阪市生野区林寺1丁目5番27号 債務者 大門 芳孝
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2294号</b>	大阪市西淀川区出来島1丁目4番4号 阪口レジデンス202号室 債務者 小林春子こと 崔 春子
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2173号</b>	大阪府大東市灰塚6丁目5番36号 債務者 岩永 圭司
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2223号</b>	大阪市東淀川区東中島5丁目18番6号 ロイヤルコート 101号 債務者 篠 健也
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2277号</b>	大阪府高槻市北園町4番18号 アーバンミロス204号、前住所大阪府高槻市北園町4番18号 アーバンミロス309号 債務者 伊豆原里恵
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2284号</b>	大阪府茨木市橋の内1丁目3番7号 債務者 上田 實
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2170号</b>	大阪市生野区林寺1丁目5番27号 債務者 大門 芳孝
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2367号</b>	大阪市平野区加美北5丁目9番3-111号 債務者 大岡 一夫
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2391号</b>	大阪市平野区平野南3丁目11番5-202号 債務者 小島賀代子
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2306号</b>	大阪市生野区巽南3丁目9番3号 YOUEIMI NAKASHIMA 507号、前住所大阪市生野区中川西3丁目9番7号 債務者 前田 武彦
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時	
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2478号</b>	大阪市東淀川区西淡路6丁目2番1-903号 債務者 毛利恵美子
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時	
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第835号</b>	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地229 債務者 谷川 恒子
1 決定年月日時 令和7年5月28日午前11時	
2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで	福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第881号 福岡市東区西戸崎6丁目5番26号 債務者 小森 由佳(旧姓岩川) 1 決定年月日時 令和7年5月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所木更津支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所木更津支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和7年(フ)第890号 福岡市東区西戸崎4丁目11番8号 債務者 杉本 勝浩 1 決定年月日時 令和7年5月28日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 広島地方裁判所呉支部
令和7年(フ)第936号 福岡市博多区麦野6丁目25番10-506号 アンフィニ麦野 債務者 中村 輝 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第103号 沖縄県沖縄市上地3丁目23番30号 コーポ樹苑202 債務者 新城 優子(旧姓西泊・神村・渡邊) 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 秋田地方裁判所大曲支部
令和7年(フ)第131号 千葉県袖ヶ浦市長浦駅前2丁目1番地2 C号 債務者 西山 彰	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第98号

三重県津市河芸町千里ヶ丘37番地8

債務者 山口 麻紀

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
津地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第108号

三重県四日市市前田町9番11号 障がい者グループホームしらゆりケアこゆり前田町、前住所三重県四日市市日永4丁目7番25号 ミカーサ日永106

債務者 出村 友希

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

## 令和7年(フ)第136号

三重県四日市市西日野町4979番地 メゾンエスボワール101

債務者 山本 酒樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

## 令和7年(フ)第137号

三重県四日市市富田一色町2番11号 グランドハイツ豊101

債務者 村中 美紀(旧姓荒木)

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

## 令和7年(フ)第273号

神戸市中央区宮本通2丁目1番4号 グレイスマートヤマ402、従前の住所神戸市中央区山本通4丁目10番11号 ラ・ヴューレ北野WEST203号

債務者 山下みづき

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第310号

神戸市垂水区西舞子9丁目13番56号

債務者 物延 幸治

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第65号

兵庫県明石市西新町1丁目22番16号 幸陽ビル201、前住所兵庫県明石市林崎町3丁目519番地の1 ホワイトビラ1-E

債務者 藤原 佳代

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
神戸地方裁判所明石支部破産係

## 令和7年(フ)第229号

兵庫県姫路市木場前中町87番地 ラティルス3203

債務者 藤井 幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第248号

兵庫県姫路市保城860番地3 サンシティM101、従前の住所兵庫県神崎郡市川町屋形856番地

債務者 梶原よし子

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第259号

兵庫県加古川市新神野2丁目20番5-512号

債務者 長田まゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第261号

兵庫県加古川市平岡町土山521番地の15

債務者 信田 友美

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第59号

鳥取県米子市久米町200番地 グループホームはあとピア、住民票上の住所鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目8番18号

債務者 夜見 章

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
鳥取地方裁判所米子支部

## 令和7年(フ)第62号

鳥取県米子市皆生新田3丁目11番23号 206号

債務者 田中 結衣

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
鳥取地方裁判所米子支部

## 令和7年(フ)第64号

山口県下関市新堀田南町3丁目2番R7-106号 市営新堀田住宅

債務者 安永 雅

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係

## 令和7年(フ)第65号

山口県下関市新堀田南町3丁目2番R7-106号 市営新堀田住宅

債務者 安永 裕斗

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係

## 令和7年(フ)第67号

山口県下関市熊野町3丁目5番30号 第2タウンハウス山田 C号

債務者 松田 歩夢

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係

## 令和7年(フ)第139号

愛媛県松山市西石井6丁目1番20号

債務者 長明 岳幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
松山地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第148号

愛媛県松山市山西町38番地2 ジョイフル山西106号

債務者 吉田 千景

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
松山地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第191号

宮崎県西都市大字三納8890番地

債務者 宇都宮広生

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第194号

宮崎市大字熊野6962番地

債務者 津山 政宗

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第197号

宮崎市佐土原町下那珂2635番地

債務者 坂本 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第50号

岩手県北上市相去町相去73番地

債務者 及川 真紀

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
盛岡地方裁判所花巻支部

## 令和7年(フ)第32号

宮城県柴田郡柴田町船岡土手内2丁目10番3-6号

債務者 斎藤由紀江

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(フ)第124号

福島県郡山市菜根1丁目13番33号 ディアス菜根B-101号

債務者 西 進

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
福島地方裁判所郡山支部破産係

## 令和7年(フ)第125号

福島県郡山市菜根1丁目13番33号 ディアス菜根B-101号

債務者 本多 千穂

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
福島地方裁判所郡山支部破産係

## 令和7年(フ)第56号

石川県野々市市藤平田1丁目397番地2

フォーシャス107号、従前の住所金沢市窪5丁目275番地1

債務者 神村久美子(旧姓木谷)

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
金沢地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第91号

青森県むつ市本町1-4 ホテルニューグリーン412、住民票上の住所宮城県仙台市青葉区折立6丁目5番21号

債務者 木村 晃大

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第121号

青森市八重田4丁目17番10号 メゾンTY102号

債務者 小山由貴子

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで  
広島地方裁判所民事第4部

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第163号

青森市奥野2丁目1番18号 208号

債務者 阿部 直子

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第73号

青森県弘前市大字宮川1丁目4番地3

債務者 須藤 愛子

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで  
青森地方裁判所弘前支部

## 令和7年(フ)第47号

山口市秋穂東2260-7 住宅型有料老人ホームライクラフト秋穂、住民票上の住所山口県防府市酢貝13番32号

債務者 稲富 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第403号

広島市佐伯区八幡東2丁目30番30-210号

債務者 中村あゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**破産手続廃止及び免責許可決定****令和6年(フ)第199号**

福岡市博多区住吉5丁目23番13-102号 F  
AITH住吉、前住所福岡市東区香椎照葉5  
丁目1番12-4504号 センターマーケット  
ワーク  
破産者 毛内 將元

- 1 決定年月日 令和7年5月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第1857号**

福岡市早良区祖原4番24-304号 グリーン  
マンション西新  
破産者 高尾 雅博

- 1 決定年月日 令和7年5月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第1900号**

福岡県古賀市小山田148番地8  
破産者 小笠原宏樹

- 1 決定年月日 令和7年5月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第2200号**

福岡県春日市天神山7丁目11番地 レジデン  
ス御幸ヶ丘ヒルズ106号  
破産者 青山 研太

- 1 決定年月日 令和7年5月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第134号**

福岡市中央区地行3丁目3番17-105号 刻  
勇館地行

- 破産者 大来瑠李歌
- 1 決定年月日 令和7年5月27日
  - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第189号**

福岡県那珂川市道善3丁目71番地 清水タウ  
ンC102号

- 破産者 別府 広美(旧姓常岡)
- 1 決定年月日 令和7年5月27日
  - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第295号**

福岡市博多区住吉4丁目7番18-502号 サ  
ヴォイバンヤンツリー

- 破産者 藤井 望
- 1 決定年月日 令和7年5月27日
  - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和5年(フ)第1528号**

福岡市南区高宮2丁目15番12-203号 パー  
クホームズ高宮2丁目

- 破産者 長町 浩二
- 1 決定年月日 令和7年5月28日
  - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第774号**

福岡県朝倉郡筑前町依井2218番地2、破産手  
続開始時の住所福岡県朝倉郡筑前町依井527  
番地

破産者 美根 暢夫

- 1 決定年月日 令和7年5月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第1765号**

福岡市東区香椎駿前2丁目9番22-1303号  
LEXUS GARDEN 香椎駿前

破産者 石井 碧

- 1 決定年月日 令和7年5月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第2229号**

福岡県那珂川市道善1丁目54番地(エスピ  
ワールシャトー-303号)、前住所福岡県那珂川  
市道善1丁目70番地5

破産者 吉永 豊

- 1 決定年月日 令和7年5月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第83号**

鹿児島県志布志市志布志町帖11898番地1

破産者 今別府 駿

- 1 決定年月日 令和7年5月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和6年(フ)第182号**

福島県いわき市小名浜林城字水穴25番地

破産者 永井はるみ

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

**令和5年(フ)第5364号**

大阪市中央区龍造寺町7番34-402号  
破産者 坂田 桂子(旧姓竹中)

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第2297号**

大阪府枚方市交北3丁目9番1-210号  
破産者 池内 一夫

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第2832号**

大阪市大正区鶴町1丁目5番24号  
破産者 宮井隆太郎

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第3723号**

大阪市阿倍野区播磨町1丁目14番21号 オー  
ナーズM播磨町II 203号

破産者 山田 晴彦

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第4223号**

大阪府茨木市五日市2丁目2番28号 メゾン  
小夢 201号

破産者 上舞 啓祐

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5296号 大阪市東淀川区豊里2丁目1番7-1418号 破産者 萩匠庵はちまん京都こと 小川 一郎 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第180号 大阪市淀川区野中北2丁目2番21号 ディオサC. S 602号 破産者 大梅 裕子 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第8号 兵庫県川西市加茂1丁目8番22号 破産者 宮本 秀樹 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第192号 仙台市青葉区上杉2丁目4番8-1206号 破産者 秋山のぞみ 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第5320号 兵庫県尼崎市武庫之荘東1丁目8番1-404号 破産者 岡 庄市 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第339号 大阪府枚方市宮之下町21番4-202号 破産者 山地 有美 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第76号 鹿児島県鹿屋市古江町643番地3、開始決定時の住所鹿児島県鹿屋市海道町560番地1 破産者 岩田 章一 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年(フ)第210号 仙台市青葉区落合4-1-38 ポルトフィーノ仙台west 606号室、住民票上の住所埼玉県春日部市花積495番地2 破産者 市川 昌明 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第5633号 大阪府交野市松塚14番13-302号 破産者 中西 幸作 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第562号 大阪府高槻市如是町1番10号、住民票上の住所大阪府高槻市津之江町2丁目46番2号 破産者 松岡 文子(旧姓河合) 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第112号 鹿児島県鹿屋市東原町5964番地64 破産者 西 博行 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年(フ)第2号 京都市北区上賀茂岡本町1番地3 クレールかきづばた101、開始決定時の住所秋田県湯沢市秋ノ宮字山居野11 稲住温泉館内寮花の坐266 破産者 飯島 千尋 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所横手支部
令和6年(フ)第6052号 大阪市西区江之子島1丁目1番9-416号 破産者 三城一資こと PARK ILLJA 朴 一資 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第825号 大阪府八尾市堤町1丁目43番地の7 竹内方 破産者 尾原 洋代 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第117号 宮城県塩竈市芦町7番10号 スカイビレッジ芦町201号 破産者 中野 淳子(旧姓長谷川) 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年(フ)第23号 代替住所A(旧住所千葉県船橋市西習志野1丁目1番4-202号) 破産者 森 このみ(旧姓鈴木・山本) 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第6095号 大阪府枚方市招提南町3丁目12番24-201号 破産者 内藤 望 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第176号 兵庫県伊丹市千僧5丁目91番地1 5-203号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市行基町1丁目112番地 イスズハイツベル千僧104号 破産者 谷口 徹 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第137号 仙台市泉区野村字鐘坂16番地の15 M・夢想館101、従前の住所仙台市青葉区桜ヶ丘5丁目20番30号 破産者 田代 樹 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第23号 代替住所A(旧住所千葉県船橋市西習志野1丁目1番4-202号) 破産者 森 このみ(旧姓鈴木・山本) 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係



令和7年(フ)第35号 高知県南国市甘枝1776番地1 破産者 上岡 智佐 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2674号 神奈川県藤沢市石川2丁目21番地の19 コンフォート石川205 破産者 高橋 智弥 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1996号 福岡県朝倉市林田202番地3 破産者 羽野 幸一 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第223号 福岡市西区愛宕3丁目5番1号 ヴェルセンチュリー205号 破産者 奥原 千恵 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2120号 福岡県古賀市花見南2丁目10番5—504号、 前住所福岡県古賀市蓮王寺1024番地7 破産者 梅津 英輝 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2805号 横浜市中区本牧緑ヶ丘100番地5 破産者 設樂 裕大 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第72号 福岡市南区野間3丁目14番29—1106号 ピュアドーム高宮ロイヤルズ 破産者 河邊 仁美 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第3059号 神奈川県海老名市今里2丁目5番35号 破産者 須藤 進 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1649号 横浜市旭区上白根2丁目11番9号 破産者 安ヶ平聰至 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第96号 神奈川県大和市南林間2丁目13番15号 平井ハイツ102号 破産者 辻 進 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2149号 横浜市南区永楽町1丁目7番地2 伊勢佐木町ダイカンプラザシティⅡ 1101号室 破産者 青山 清乃 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第97号 神奈川県大和市南林間2丁目13番15号 平井ハイツ102号 破産者 辻 千尋 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第150号 福岡市中央区春吉2丁目13番8—201号 コンフォート南天神 破産者 馬場 成美	1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

<b>令和6年(フ)第150号</b>	滋賀県近江八幡市鷹飼町北1丁目9番地7 (501号) 破産者 下村 秀幸 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
<b>令和6年(フ)第223号</b>	滋賀県愛知郡愛荘町長野2379-5 ディアドリーム203号、住民票上の住所滋賀県東近江市五個莊北町屋町124番地6 破産者 大平 優二 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
<b>令和6年(フ)第225号</b>	滋賀県東近江市佐野町31番地11、前住所滋賀県東近江市佐野町728番地(707号) 破産者 丸山 修 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
<b>令和6年(フ)第235号</b>	滋賀県東近江市聖徳町3番9号 グランバニア聖徳Ⅰ 206号室、前住所滋賀県彦根市辻堂町115番地 破産者 宮内 宏和 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
<b>令和6年(フ)第2044号</b>	大阪市平野区背戸口3丁目4番11号 B r i v i l l a H O U S E 201 破産者 坂本 孝司

1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和6年(フ)第349号</b> 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田2815番地 破産者 岩永 明美 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和6年(フ)第863号</b> 広島県東広島市西条町御園字5532番地1 工ミネンスA棟101号、開始決定時の住所広島県東広島市高屋町白市888番地71 破産者 箕浦 順正 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和6年(フ)第116号</b> 宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田5596番地1 破産者 中村 重章 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第54号</b> 広島県東広島市西条町田口2584番地 東子ハイツC107 破産者 植村 透大(旧姓岸) 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和6年(フ)第116号</b> 宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田5596番地1 破産者 中村 重章 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第11号</b> 山口県周南市新地1丁目3番1号 パークサイド201号、前住所佐賀県鳥栖市村田町355番地7 レジデンスミチ7 破産者 川原 宏章 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部	<b>免責許可決定</b>
<b>令和7年(フ)第5号</b> 徳島県徳島市川内町沖島278番地の6 破産者 中山 廣美 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和6年(フ)第2414号</b> 札幌市厚別区もみじ台北6丁目3番39-305号 破産者 干場美智子(旧姓門眞) 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第11号</b> 山口県周南市新地1丁目3番1号 パークサイド201号、前住所佐賀県鳥栖市村田町355番地7 レジデンスミチ7 破産者 川原 宏章 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和7年(フ)第133号</b> 札幌市中央区南12条西15丁目2番16-405号 破産者 南出 純理 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第164号</b> 札幌市白石区栄通21丁目22番7-401号 破産者 古市 飛成 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。	<b>札幌地方裁判所民事第4部</b>
<b>令和7年(フ)第294号</b> 札幌市白石区平和通4丁目南3番15-103号 破産者 児玉美智子 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和7年(フ)第417号</b> 札幌市豊平区月寒東1条7丁目4番25号 セレーネ203号室、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東4条10丁目6番3-202号 破産者 大谷 雅子 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第434号</b> 札幌市北区北19条西3丁目1番31-210号 破産者 古澤 進 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。	<b>令和7年(フ)第378号</b> 北海道千歳市北栄1丁目16番7号 ジュエル北栄103号 破産者 雜賀 真代 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。

<b>令和7年(フ)第302号</b> 北海道北広島市新富町西3丁目1番地13 リバーサイド壱番館102号 破産者 長谷川麻理 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第312号</b> 札幌市手稲区曙3条3丁目11番21号 破産者 蟹澤 学 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第372号</b> 札幌市東区北42条東1丁目5番17号 レオパレス21麻生第7-103号、開始決定時の住所札幌市東区北42条東1丁目5番15号 マンション板垣401号 破産者 熊谷 五月 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第378号</b> 北海道千歳市北栄1丁目16番7号 ジュエル北栄103号 破産者 雜賀 真代 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第417号</b> 札幌市豊平区月寒東1条7丁目4番25号 セレーネ203号室、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東4条10丁目6番3-202号 破産者 大谷 雅子 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第434号</b> 札幌市北区北19条西3丁目1番31-210号 破産者 古澤 進 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。

**令和7年(フ)第7号**  
 北海道赤平市大町4丁目4番地1 ビレッジ  
 ハウス大町1号棟103号室  
 破産者 永山菜々美(旧姓手塚)  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     札幌地方裁判所滝川支部破産係  
**令和7年(フ)第9号**  
 北海道芦別市東頬城町14番地  
 破産者 木村 敏子  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     札幌地方裁判所滝川支部破産係  
**令和7年(フ)第6号**  
 山形県新庄市万場町1番4号、旧住所山形県  
 新庄市小田島町7番24号  
 破産者 伊藤 友樹  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     山形地方裁判所新庄支部  
**令和7年(フ)第16号**  
 栃木県足利市福居町1291番地1 FLOR II  
 202、旧住所埼玉県さいたま市大宮区三橋4  
 丁目77番地11 ジュネスペルB102  
 破産者 佐々木 茜  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     宇都宮地方裁判所足利支部  
**令和7年(フ)第25号**  
 栃木県足利市西場町756番地  
 破産者 寺島 優伊(旧姓浦野)  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     宇都宮地方裁判所足利支部  
**令和7年(フ)第28号**  
 さいたま市浦和区岸町4丁目24番16号  
 キャッスル岸町201、破産手続開始時の住所  
 さいたま市浦和区常盤4丁目16番4号 ベル  
 クール常盤102  
 破産者 石井章太郎  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第353号**  
 さいたま市北区本郷町239番地2 プライト  
 ンハイツ103  
 破産者 菊池 陽子(旧姓吉田)  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第381号**  
 埼玉県久喜市除堀674番地5  
 破産者 鈴木 雅直  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第385号**  
 埼玉県志木市中宗岡4丁目18番1-202号  
 破産者 菅野 直希  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第415号**  
 埼玉県川口市南鳩ヶ谷2丁目4番19号  
 破産者 河村 桃圭  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第425号**  
 埼玉県加須市久下1丁目24番地6 ベル・  
 シャレー・かぞ206号  
 破産者 渡邊真由美  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第28号**  
 千葉県茂原市緑町15番地3(ビレッジハウス  
 早野1棟202号)  
 破産者 矢部 友和  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     千葉地方裁判所一宮支部破産係  
**令和7年(フ)第31号**  
 千葉県長生郡沢町上市場320番地52  
 破産者 田中真由美  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     千葉地方裁判所一宮支部破産係

**令和7年(フ)第11号**  
 千葉県山武市麻生新田4番地113  
 破産者 南雲 正幸  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係  
**令和6年(フ)第931号**  
 川崎市中原区下小田中3丁目19番30号 吉原  
 ハイツ 201  
 破産者 横井 彩乃  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第80号**  
 川崎市幸区大宮町28番地2 Brillia  
 Tower KAWASAKI 3406  
 破産者 水野 竜一  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第90号**  
 川崎市高津区久末311番地 市営久末住宅  
 9-106  
 破産者 朝生 高司  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第132号**  
 川崎市川崎区小田2丁目7番15号 高橋莊  
 201  
 破産者 戸澤 秀樹  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第139号**  
 川崎市多摩区菅野戸呂15番35号 リベル稻田  
 堤 103  
 破産者 宮嶋アナベルこと MIYAJIMA  
 ANNABELLE RONQUIILLO  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第142号**  
 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1323番地  
 578 国際紙パルプ商事軽井沢寮、開始決定  
 時の住所川崎市川崎区夜光1丁目8番9号  
 JXTGエネルギー株管理人室  
 破産者 青谷 俊哉

1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第150号**  
 川崎市高津区千年723番地4 メゾンドナイ  
 ルス 301  
 破産者 西田 正三  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第179号**  
 川崎市幸区南幸町3丁目39番地  
 破産者 岡田 幸春  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第186号**  
 川崎市川崎区渡田新町3丁目7番12号 リブ  
 リ・B l i s s h o m e 202  
 破産者 柏崎 允孝  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**令和7年(フ)第20号**  
 神奈川県平塚市南金目2344番地の1 ソレー  
 ュ藤間202  
 破産者 関野 一豊  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所小田原支部民事部  
**令和7年(フ)第55号**  
 神奈川県平塚市長持394番地の1 アネック  
 ス湘南302号  
 破産者 浅野 玲奈  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所小田原支部民事部  
**令和7年(フ)第57号**  
 神奈川県平塚市長持394番地の1 アネック  
 ス湘南302号  
 破産者 浅野美恵子  
 1 決定年月日 令和7年5月29日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第96号

神奈川県足柄上郡大井町金子652番地1 メゾングレイス101  
破産者 佐藤 好宏

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第102号

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1383番地3 カーナYS101  
破産者 齋藤 貴法

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第44号

静岡県富士市石坂606番地の14 コーポ広見403号  
破産者 塩田 照雄

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

## 令和7年(フ)第46号

静岡県富士市大淵1451番地の15  
破産者 三浦 千文

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

## 令和7年(フ)第132号

堺市東区大美野46番地32  
破産者 谷隅 弥威

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第138号

堺市中区田園765番地18 (森田方)  
破産者 蘆田 清美

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第159号

堺市西区草部1407番地1 Y S マンション305号  
破産者 北村 誠

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第191号

大阪府松原市上田6丁目7番6-401号

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第210号

大阪府羽曳野市恵我之荘2丁目5番13号

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第229号

堺市南区桃山台1丁5番9-205号

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和6年(フ)第48号

山口県萩市大字椿東1498番地29、従前の住所  
山口県萩市大字椿東477番地2 中津江団地  
68-4号

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所萩支部

## 令和7年(フ)第20号

福岡県大牟田市大字手鏡148番地5 2階

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所大牟田支部

## 令和7年(フ)第126号

北九州市八幡東区石坪町1番4号(101号)、  
前住所北九州市八幡東区祝町1丁目12番9号  
(クレール祝町Ⅲ101号)

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第159号

福岡県中間市大字垣生1233番地2 ヴィラナリーエンターナメント5号棟109号、前住所福岡県中間市大字垣生1233番地2 ヴィラナリーエンターナメント5号棟209号

破産者 中光 勝幸

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第162号

北九州市小倉北区片野2丁目5番15-401号、  
前住所北九州市小倉北区片野新町1丁目6番  
14-407号

破産者 一瀬由紀江

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第175号

北九州市小倉北区片野2丁目2番21-205号  
破産者 野中 美希

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第178号

福岡県遠賀郡水巻町頃末北4丁目6番52号  
破産者 大田 マミ

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第179号

北九州市門司区社ノ木2丁目2番22-906号  
破産者 橋本徳二郎

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第189号

北九州市八幡西区永丸南町3-16-18、住民票上の住所東京都世田谷区下馬5丁目11番  
2号 サンハイツ大坪101号

破産者 神戸 長久

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第205号

北九州市八幡西区本城東1丁目8番19-1301号  
破産者 甲斐 千鳥

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

## 令和7年(フ)第24号

熊本市東区西原3丁目2番10-105号 託麻團地  
破産者 森本 明

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第45号

熊本市東区月出6丁目2番111-207号  
破産者 白田 裕美

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第20号

熊本県八代市千丁町吉丸521番地1 (205)  
エステートII  
破産者 東 祐吾

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所八代支部

## 令和7年(フ)第13号

鹿児島県薩摩川内市中郷町2515番地 マイホームすまいる・たいよう  
破産者 原口 雅美

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

## 令和7年(フ)第28号

鹿児島県出水郡長島町平尾5210番地11  
破産者 西村 和広

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

## 令和7年(フ)第45号

釧路市春採3丁目5番4号、開始決定時の住所  
釧路市春採2丁目34番9号  
破産者 高橋 秀人

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第32号

青森県南津軽郡大鰐町大字虹貝字篠塚27番地8、旧住所山形県鶴岡市西茅原町17番14号  
レオパレスサンクフル206号室

破産者 成田 和人

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所弘前支部

## 令和7年(フ)第20号

岩手県一関市東山町長坂字荒瀬157番地8、  
前住所大阪市東淀川区淡路4丁目6番49—  
405号

破産者 栃澤ゆきの(旧姓千葉)

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

## 令和7年(フ)第24号

宮城県大崎市古川荒谷字新芋川133番地6  
破産者 阿部三起子

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所古川支部破産係

## 令和7年(フ)第35号

宮城県大崎市古川小野字沢田44番地2、従前の住所宮城県大崎市古川沢田字新原際82番地  
2 コーポ沢田105号

破産者 佐藤 由美

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所古川支部破産係

## 令和7年(フ)第44号

宮城県大崎市田尻沼部字富岡浦115番地3、  
従前の住所宮城県大崎市古川金五輪2丁目5番25号 ハイムリープA棟102号

破産者 高橋さとみ

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所古川支部破産係

## 令和7年(フ)第45号

宮城県栗原市築館薬師台2番32—5号 市営薬師台住宅、従前の住所仙台市青葉区小田原8丁目8番31号 ファミール小田原201

破産者 佐藤 瞳

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所古川支部破産係

## 令和7年(フ)第44号

山形市あこや町2丁目8番12号 ハウスあこや 103号、前住所山形市松山1丁目4番1号

破産者 安西 貴子

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第48号

山形市飯塚町507番地の1  
破産者 五十嵐淳子

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第10号

福島県相馬市小泉字山田466番地 レヴァータII 101

破産者 矢羽々耕平

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所相馬支部

## 令和7年(フ)第12号

福島県相馬郡新地町大戸浜字神後北1番地の45、従前の住所福島県相馬市黒木字高池72番地の1 ビレッジハウス黒木1号棟 305号室

破産者 寺島 由美

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所相馬支部

## 令和7年(フ)第68号

福島県須賀川市大町244番地1

破産者 宗形 裕一

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所郡山支部破産係

## 令和7年(フ)第66号

茨城県土浦市生田町4番14号 アイビー土浦A3、前住所茨城県土浦市木田余西台6番9号 チェリービレッヂ201

破産者 岡野 貴子

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

## 令和7年(フ)第54号

神奈川県厚木市旭町2丁目10番20—2D号  
破産者 小椋 智志(旧姓高杉)

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第125号

神奈川県足柄下郡湯河原町中央1丁目22番地5  
破産者 半井 達也

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第14号

新潟県燕市東太田1287番地3

破産者 鴨井 道世

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所三条支部

## 令和7年(フ)第23号

新潟県燕市上諏訪12番11号、住民票上の住所  
新潟県燕市上諏訪11番15号

破産者 田中 正子

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所三条支部

## 令和7年(フ)第32号

金沢市北町乙23番地 セントルイン壱番館B 208号

破産者 西浦 伸

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
金沢地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第3号

石川県七尾市中島町上町乙部108番地1

破産者 白山富美枝

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
金沢地方裁判所七尾支部

## 令和7年(フ)第14号

長野県茅野市湖東5739—1、住民票上の住所  
長野県茅野市中大塙22番地48

破産者 今井 千草

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所諏訪支部

## 令和7年(フ)第141号

愛知県知立市牛田町コネハサマ41番地 フアミールさかえ105号、前住所愛知県名古屋市中区栄1丁目29番26号 マイアトリア栄506号  
破産者 グリルアラベル名古屋丸の内支店こと平川 健太

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第141号

愛知県刈谷市今岡町手掛1番地4、前住所東京都足立区鹿浜6丁目14番10号  
破産者 岩田 一斗

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第146号

愛知県額田郡幸田町大字横落郷前82—1 グランシャリオ幸田201号、住民票上の住所東京都大田区西六郷4丁目6番24—524号  
破産者 細川 隆一

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第154号

愛知県豊田市永覚新町3丁目13番地 事業団1—103号  
破産者 川上 松雪

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和7年(フ)第28号

三重県津市藤方902番地1 Grasia御殿場C棟

破産者 加藤 泰

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第29号

三重県津市藤方902番地1 Grasia御殿場C棟

破産者 加藤 和代

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所破産係

## 令和6年(フ)第204号

大津市月輪3丁目24番1-303号

破産者 井上 雄飛

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和6年(フ)第241号

滋賀県守山市勝部4丁目1番69-2号

破産者 福元太久八

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和6年(フ)第308号

滋賀県湖南市石部南1丁目1番26-305号

破産者 藤木 良治

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第5号

滋賀県甲賀市水口町山3858番地72

破産者 フランシスコ レアンドロ (FRANCISCO LEANDRO)

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第6号

滋賀県甲賀市水口町山3858番地72

破産者 マルチネジ フランシスコ イザベラ  
クリスチナ

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第52号

滋賀県湖南市平松北2丁目38番地(103号)、

前住所大阪府高槻市真上町2丁目3番2号

破産者 大橋 広道

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第57号

滋賀県高島市安曇川町中央4丁目7番地24

ハイツ弘徳403号、前住所滋賀県高島市安曇川町南船木700番地22

破産者 兼田 勝義

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第58号

大津市打出浜3番5-602号

破産者 長澤 佳子

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第82号

滋賀県高島市今津町南新保28番地 こすもす

1-204号

破産者 森下 芳正

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第83号

滋賀県高島市今津町南新保28番地 こすもす

1-204号

破産者 森下 富美枝

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第88号

滋賀県大津市衣川3丁目6番27号

破産者 岡澤 都子(旧姓鳥羽)

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

## 令和6年(フ)第1457号

京都市右京区太秦一町芝町1番地48 アミ

ティエイ太秦 2-C

破産者 中原 優介

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第158号

京都府宇治市宇治下居148番地の34

破産者 守屋 英昭

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第190号

京都府宇治市横島町本屋敷51番地の10 レジ

デンス向島203号

破産者 金谷 一潤

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第207号

京都市東山区福稲柿本町22番地7 水明荘

A-103号室

破産者 前田 稔子

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第218号

京都市伏見区深草中ノ島町4番地20 中ノ島

ビル 3-A号室

破産者 南山美保子

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第220号

京都市下京区大黒町271番地 プラティーグ

四条102号室、住民票上の住所京都市中京区

中筋通竹屋町上る末丸町541番地の36 鴨川

ロイアルハイツ402号

破産者 中尾 憲司

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第231号

京都市伏見区日野野色町46番地1 フルール

日野 302

破産者 神谷 忍

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第238号

京都府宇治市木幡北山畠21番地の8 ひらき

荘12号

破産者 進藤 宏之

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第241号

京都市山科区上野寺井町13番地29

破産者 橫松 美佳

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第243号

京都市伏見区小栗栖北後藤町1番地 府営住

宅北後藤団地14-502

破産者 齊藤 雅之

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第245号

京都市山科区大塚元屋敷町13番地19

破産者 藤原 大士

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第256号

京都市山科区勧修寺平田町54 メゾン

シェルシェ205、前住所大阪府和泉市池上町

2丁目11番20-203号

破産者 堀田 萌華

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第258号

京都市山科区柳沢東瀬10番地2 プレセラン

ス山科601

破産者 中島 雅志

1 決定年月日 令和7年5月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第261号**  
京都市西京区嵐山東海道町35番地21、住民票上の住所京都府亀岡市千代川町小川1丁目5番12号  
破産者 竹谷 浩一  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第270号**  
京都市左京区大原戸寺町380番地 特別養護老人ホーム大原ホーム、住民票上の住所京都市左京区一乗寺西水干町32番地 コーポバイロン508号室  
破産者 坪内三枝子  
法定代表人成年後見人 大河原壽貴  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第82号**  
福岡県久留米市西町560番地7  
破産者 松尾 利香  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部  
**令和7年(フ)第83号**  
福岡県久留米市小森野2丁目1番6—101号  
破産者 柳 文子  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部  
**令和7年(フ)第34号**  
長崎県長崎市大手1丁目20番33号 グリーンコーポ大手町203  
破産者 長澤 博俊  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第46号**  
長崎県長崎市歛刈町1613番地32 県営住宅E-106  
破産者 吉長 美加  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第49号**  
長崎県長崎市御船蔵町12番47号  
破産者 林田 新一

1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第54号**  
長崎県長崎市小峰町4番2—1005号  
破産者 中園 勝晴  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第110号**  
宮崎市大工3丁目199番地2 A L B A 21—101号  
破産者 林田 請弥(旧姓塚本)  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第13号**  
宮崎県都城市郡元町2874番地1 柳田貸家C棟  
破産者 武田千賀子  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所都城支部  
**令和7年(フ)第24号**  
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4140番地1  
塚原団地A-34号  
破産者 大浦 道子  
1 決定年月日 令和7年5月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所都城支部  
**令和7年(フ)第36号**  
鹿児島県志布志市志布志町志布志3丁目10番  
フレグラランスK101、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市上谷町33番16号  
破産者 池畑 大矢  
1 決定年月日 令和7年5月26日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係  
**令和7年(フ)第292号**  
福岡市博多区元町2丁目5番21—207号 ライペストコート南福岡Ⅱ、前住所福岡市南区曰佐2丁目18番23—101号 D e s s e 曰佐  
破産者 篠原 里美  
1 決定年月日 令和7年5月27日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第354号**  
福岡市東区筥松4丁目8番63号 柏木莊 2  
破産者 近藤 健太  
1 決定年月日 令和7年5月27日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第373号**  
福岡市東区香住ヶ丘2丁目15番25—302号  
メゾン唐の原  
破産者 水野 憲治  
1 決定年月日 令和7年5月27日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第457号**  
福岡市東区蒲田1丁目14番4—303号 市営蒲田住宅4棟  
破産者 水崎千恵子  
1 決定年月日 令和7年5月27日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第42号**  
愛知県豊橋市牟呂水神町15番地3 F l e e t B202  
破産者 吉市 萌架  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所豊橋支部  
**令和6年(フ)第2423号**  
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2744番地 七  
ジユール・ローリエ 203号  
破産者 高川 博考  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第54号**  
福岡市西区愛宕1丁目17番36—204号 シ  
ティラック愛宕  
破産者 田中 真樹  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第122号**  
福岡市博多区月隈2丁目20番1—302号 光  
ハイツ302号  
破産者 藤木 友子  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第164号**  
福岡市東区箱崎3丁目8番43—302号 サル  
ドセジュール箱崎駅前  
破産者 山本 和生  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第211号**  
福岡市南区大橋2丁目2番1号 マリビル  
602号  
破産者 吉原みどりこと 金 みどり  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第225号**  
福岡市西区姪の浜2丁目3番4—402号  
コージネスコート、前住所福岡市西区大字千里459番地4 グロリアス千里E棟 102号  
破産者 小野 泰之  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第229号**  
福岡市西区姪の浜2丁目3番4—402号  
コージネスコート、前住所福岡市西区大字千里459番地4 グロリアス千里E棟 102号  
破産者 小野ゆかり  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第254号**  
福岡市西区愛宕2丁目11番34号 愛宕山ハイ  
リビング615号  
破産者 西山 典子  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第296号**  
福岡市早良区南庄6丁目8番18号 コーポ南  
庄 302号、前住所福岡市西区野方6丁目32  
番1—201号 フリーDEN D  
破産者 河原寿々香(旧姓谷本)  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第315号**  
 福岡市博多区千代2丁目20番3-303号 ス  
 パークリングタワー西門橋  
 破産者 山口 拓馬  
 1 決定年月日 令和7年5月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第332号**  
 福岡市東区名島4丁目28番1-212号 ダイ  
 アパレス名島第2  
 破産者 彼杵 俊昭  
 1 決定年月日 令和7年5月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第335号**  
 福岡県糟屋郡宇美町神武原3丁目21番8号  
 破産者 田中 来希  
 1 決定年月日 令和7年5月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第343号**  
 福岡市中央区平尾1丁目4番1-503号 J  
 GMリンデン平尾  
 破産者 後藤 敏夫  
 1 決定年月日 令和7年5月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第361号**  
 福岡市早良区室住団地33番503号  
 破産者 藤村 明子(旧姓高森)  
 1 決定年月日 令和7年5月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第364号**  
 福岡市西区小戸4丁目5番33-102号 コス  
 モハイツ、前住所福岡市早良区田村4丁目4  
 番63-101号  
 破産者 香月 加代  
 1 決定年月日 令和7年5月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第379号**  
 福岡市西区下山門4丁目13番35号 シルバ  
 コート下山門  
 破産者 中山 忠光  
 1 決定年月日 令和7年5月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第401号 福岡県春日市千歳町1丁目9番地 ジュネスハイツ102号  
破産者 上島紀久美  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第409号 福岡市早良区早良1丁目1番60号 さわら老健センター、住民票上の住所福岡市城南区隈7丁目2番12号 コーポ誠 105号  
破産者 筒井 俊平  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第411号 福岡市西区小戸4丁目19番8-207号 プレアール小戸  
破産者 山本 明生  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第418号 福岡市東区水谷1丁目15番46-104号 エヌポワールA  
破産者 桑野 奉治  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第419号 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石129番地36  
破産者 脇山 海斗  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第447号 福岡市博多区金の隈3丁目18番31号 有料老人ホームすばる参番館 211号  
破産者 大野 敏幸  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第448号 福岡県糟屋郡志免町南里6丁目25番21号 ケアハウスみなみの里407号  
破産者 大野 雅幸

1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和7年(フ)第472号**  
福岡市東区多の津5丁目49番10号 パシフィック多の津ビル401号  
破産者 南里 恒介  
1 決定年月日 令和7年5月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部  
**令和6年(フ)第605号**  
大阪府泉佐野市俵屋393番地の1  
破産者 朝倉 孝代  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係  
**令和7年(フ)第42号**  
大阪府阪南市石田1001番地の1-101号、前  
住所大阪府阪南市箱作3501番地の5-301号  
破産者 平岡 稔  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係  
**令和7年(フ)第48号**  
大阪府泉南郡熊取町五門東2丁目4番23号  
105、前住所大阪府岸和田市吉井町1丁目18  
番27号  
破産者 希望軒岸和田店こと 三浦 昇 (姓森田)  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係  
**令和7年(フ)第66号**  
大阪府貝塚市半田1丁目1番20号  
破産者 岸田 優希  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係  
**令和7年(フ)第71号**  
大阪府泉大津市池浦町3丁目6番15号 七  
ジユール藤田103号  
破産者 畠中 大将  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第73号**  
大阪府泉南市男里5丁目15番14号 グリーン  
ハウス101号  
破産者 岩井工業こと 岩井 郁哉  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第87号**  
大阪府泉北郡忠岡町高月南3丁目9番5号、  
事業所所在地大阪府和泉市小田町2丁目23—  
70  
破産者 酒処たまちやんこと原田朝美こと 黄  
朝美(旧姓横田)  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第90号**  
大阪府岸和田市春木本町3番24—303号  
破産者 荒川 聖弥  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第91号**  
大阪府泉佐野市上之郷1668番地の1  
破産者 西ノ 優子  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第91号**  
大阪府泉佐野市上之郷1668番地の1  
破産者 西ノ 優子  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第97号**  
大阪府泉南市樽井8丁目10番38号  
破産者 溝端 富江  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第98号**  
大阪府岸和田市吉井町3丁目16番16号 ダイ  
ドービル206号  
破産者 繁永千代広  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第104号**  
大阪府泉南市岬町深日2300番地の4  
破産者 吉崎 明雄  
1 決定年月日 令和7年5月29日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

<b>令和7年(フ)第106号</b>
大阪府岸和田市下池田町3丁目13番1—609号、前住所大阪府岸和田市小松里町2485番地ジョイフル久米田405号 破産者 前田めぐみ(旧姓福森)
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第114号</b>
大阪府岸和田市吉井町3丁目28番15—306号 破産者 北岡 文子
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第119号</b>
大阪府岸和田市上野町西26—5 フローラル岸和田 408号、住民票上の住所大阪府阪南市箱作1310番地 破産者 近藤佐有美(旧姓渡海谷)
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第120号</b>
大阪府和泉市黒鳥町3丁目6番9号 破産者 木原 吉一
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
<b>令和7年(フ)第297号</b>
福岡市博多区祇園町8番12—711号 ロータリーアンダーピア 破産者 松本 時代
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第462号</b>
福岡市西区内浜1丁目4番1—506号 姪浜駅西公団住宅 破産者 松本 雅充
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

<b>令和7年(フ)第6号</b>
長崎県松浦市御厨町里免931番地28、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町下組郷700番地6 破産者 渕手 恵
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所平戸支部破産係
<b>令和7年(フ)第7号</b>
長崎県平戸市津吉町774番地13、旧住所長崎県佐世保市天神3丁目6番10号 サザンコースト天神101 破産者 前田ひかり
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所平戸支部破産係
<b>令和7年(フ)第23号</b>
鹿児島県鹿屋市寿5丁目13番29号 破産者 中釜みどり
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
<b>小規模個人再生による再生計画認可</b>
<b>令和6年(再イ)第73号</b>
福岡県古賀市花見南1丁目12番33号 再生債務者 富田真希子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年1月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月28日
福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(再イ)第34号</b>
埼玉県羽生市大字上手子林440番地3 再生債務者 新井 梨花
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月30日
さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和6年(再イ)第53号</b>
群馬県伊勢崎市太田町1024番地6 再生債務者 糸井 将也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月30日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係
<b>令和5年(再口)第31号</b>
大阪市淀川区三津屋中2丁目10番22号 再生債務者 森 祐貴
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年6月2日
前橋地方裁判所民事部破産再生係
<b>令和6年(再イ)第40号</b>
群馬県藤岡市下日野243番地 再生債務者 大橋 敏行
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月30日
大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(再イ)第310号</b>
福岡県春日市星見ヶ丘2丁目55番地15 パークアソシア春日フォレストシティ205号 再生債務者 吉田 幸江
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月30日
福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(再イ)第284号</b>
福岡市中央区草香江1丁目6番19—305号 大濠パークハイム 再生債務者 進藤 誠也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月30日
福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(再イ)第522号</b>
大阪市東成区大今里西1丁目30番8—802号 再生債務者 岡山 有希
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月30日
大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(再イ)第14号</b>	大阪市港区夕風1丁目9番4号 シティパレス朝潮橋PartⅢ 403号 再生債務者 長沼 寿 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月29日 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(再イ)第123号</b>	大阪府羽曳野市はびきの4丁目13番28号 再生債務者 川崎 教次 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月30日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
<b>令和6年(再イ)第49号</b>	兵庫県明石市北王子町2番44号 再生債務者 WADA TAXIこと 和田吉一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月30日 神戸地方裁判所明石支部再生係
<b>令和6年(再イ)第50号</b>	兵庫県明石市北王子町2番44号 再生債務者 和田 真希 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月30日 神戸地方裁判所明石支部再生係
<b>令和7年(再イ)第1号</b>	長野市川中島町御厨807番地7 再生債務者 青木 英司

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月30日 長野地方裁判所民事部再生係
<b>令和7年(再イ)第3号</b>
静岡県浜松市中央区佐鳴台1丁目23番20—306号 サンコーポ佐鳴台 再生債務者 チャン クック ユーン (TRAN QUOC DUNG) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月2日 静岡地方裁判所浜松支部再生係
<b>令和6年(再イ)第587号</b>
大阪市住之江区南港中4丁目2番15—206号 再生債務者 濱口 康之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月29日 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(再イ)第597号</b>
大阪市東淀川区東中島3丁目17番10号 エス・アイ・ウイング301号 再生債務者 磯波 信孝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月30日 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(再イ)第124号</b>
大阪府羽曳野市桃山台4丁目41番地の15、(営業所) 大阪府羽曳野市南恵我之荘3丁目6—2 再生債務者 上村工務店こと 上村 圭史

<b>令和7年(再イ)第4号</b>	富山県砺波市深江1丁目119番地2 再生債務者 NKP富山こと 小松 義孝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月30日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
<b>令和6年(再イ)第6号</b>	令和7年5月30日 富山地方裁判所高岡支部
<b>令和6年(再イ)第246号</b>	鳥取県倉吉市海田西町1丁目43番地1 再生債務者 森田実樹男 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月2日 鳥取地方裁判所倉吉支部
<b>令和6年(再イ)第235号</b>	令和7年6月2日 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(再イ)第6号</b>	札幌市白石区川下1条8丁目3番33—201号 再生債務者 吉田 寿幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月2日 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(再イ)第7号</b>	栃木県那須塩原市鍋掛1088番地429 再生債務者 吉澤 友子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月2日 宇都宮地方裁判所大田原支部
<b>令和7年(再イ)第7号</b>	栃木県那須塩原市二つ室70番地98 再生債務者 茂野 和也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月2日 宇都宮地方裁判所大田原支部

## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

### 中日本高速道路株式会社公告第16号

中日本高速道路株式会社が令和6年12月27日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の変更公告」(以下「料金公告」という。)を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき、公告します。

令和7年6月13日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長 繩田 正

令和6年12月27日付け公告の変更

『3. 企画割引「2025北陸ドライブプラン」』中、

(1) 割引をする自動車に

⑬ 発着なし 福井県内周遊

(3)口. に定める期間のうち連続する最大2日間以内に、(4)②ワ. に定める区間を通行(ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。)する軽自動車等及び普通車のうちETC車。

⑭ 発着なし 中京圏・福井県南部周遊

(3)口. に定める期間のうち連続する最大2日間以内に、(4)②カ. に定める区間を通行(ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。)する軽自動車等及び普通車のうちETC車。

⑮ 発着なし 中京圏・福井県北部周遊

(3)口. に定める期間のうち連続する最大2日間以内に、(4)②ヨ. に定める区間を通行(ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。)する軽自動車等及び普通車のうちETC車。

を、

(2) 割引を適用した後の料金の額に、

周遊プラン	軽自動車等	普通車
発着なし 福井県内周遊	3,200円	4,000円
発着なし 中京圏・福井県南部周遊	3,800円	4,800円
発着なし 中京圏・福井県北部周遊	4,000円	5,000円

を、

(3) 実施する期間に、

口. 令和7年6月16日から令和7年12月31日まで(ただし、会社が別に定める日を除く。)

を、

(4) 適用区間②周遊エリアに、

ワ. 発着なし 福井県内周遊

- ・北陸自動車道の金津インターチェンジから木之本インターチェンジまで
- ・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから大飯高浜インターチェンジまで

カ. 発着なし 中京圏・福井県南部周遊

- ・北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで
- ・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから大飯高浜インターチェンジまで

- ・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから米原ジャンクションまで
- ・東海北陸自動車道の一宮稻沢北インターチェンジから一宮木曽川インターチェンジまで
- ・東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジから養老インターチェンジまで

ヨ. 発着なし 中京圏・福井県北部周遊

- ・北陸自動車道の金津インターチェンジから米原ジャンクションまで
- ・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから米原ジャンクションまで
- ・東海北陸自動車道の一宮稻沢北インターチェンジから白鳥インターチェンジまで
- ・東海環状自動車道の富加関インターチェンジから養老インターチェンジまで

を加える。

## 高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第2項の規定に基づき公告します。

令和7年6月13日

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長 芝村 善治

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道10号(隼人道路)	鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県霧島市隼人町野久美田まで	改築工事	令和7年6月14日

## 上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消の公告

令和7年5月中の上場会社等監査人名簿への登録又は登録抹消を受けた公認会計士・監査法人は、次のとおりにつき、公認会計士法第34条の34の11の規定により公告する。

令和7年6月13日

日本公認会計士協会

登録

登録者名称

登録年月日

登録番号

佳生監査法人

令和7年5月20日 第3116号

監査法人ナカチ

令和7年5月20日 第3117号

登録抹消

(該当事項なし。)

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年6月13日 福井県教育委員会

1. 失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地、失効年月日

(1) 小学校教諭二種免許状、令3小二種第6号、

令和4年3月23日、福井県教育委員会、

河原 司、福井県、令和7年5月23日

(2) 中学校教諭一種免許状、令3中一種第41号、  
令和4年3月23日、福井県教育委員会、  
河原 司、福井県、令和7年5月23日

(3) 高等学校教諭一種免許状、令3高一種第68号、  
令和4年3月23日、福井県教育委員会、  
河原 司、福井県、令和7年5月23日

2. 失効の事由  
教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、体格普通、身長159センチメートル、推定年齢41歳以上の女性、着衣は黒色フード付きフリース、紫色長袖Tシャツ、黒色セーター、黒色ロングスカート、黒色ストッキング、着衣以外の所持金品はなし

上記の者は、令和6年12月26日午後3時53分頃、三浦市三崎町小網代1036番地荒井浜海水浴場内において発見されました。

死亡の日時は令和6年12月25日頃(推定)、死因は溺死です。遺体は身元不明のため火葬に付しました。心当たりの方は、三浦市保健福祉部福祉課まで申し出てください。

令和7年6月13日 三浦市長 吉田 英男

## 会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日 北海道釧路市星が浦大通四丁目五番五一号 株式会社フジセクロス 代表清算人 伊藤 正志

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日 札幌市北区北七条西一丁目一番地一一 有限公司会社保険センター 清算人 白井 元龍

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日 札幌市北区北七条西一丁目一番地一一 有限公司会社保険センター 清算人 白井 元龍

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日 札幌市北区北七条西一丁目一番地一一 有限公司会社保険センター 清算人 白井 元龍

令和七年六月十三日  
北海道千歳市千代田町一丁目一番地の六  
有限公司会社道央コピーセンター 清算人 山岸 英一

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日  
岩手県北上市中野町二丁目二七番三七号 特定非営利活動法人アクセシブル北上 清算人 小原 広記

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
福島県いわき市小名浜字定西一五二番地 株式会社オフィス長瀬 代表清算人 長瀬 直久

解散公告

当社は、平成二十八年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
岩手県北上市中野町二丁目二七番三七号 特定非営利活動法人アクセシブル北上 清算人 小原 広記

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
宮城県岩沼市中央三丁目四番二七号 株式会社石垣 代表清算人 石垣 大哉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
宮城県岩沼市中央三丁目四番二七号 株式会社石垣 代表清算人 石垣 大哉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
宮城県塙竈市錦町一二番二号 株式会社K-I-S 代表清算人 今野 嘉春

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀一四三二番地 有限会社東武塗料 清算人 寺田 香

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
埼玉県越谷市大字上間久里一五六番地五 有限会社ロック 清算人 西川 清

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
秋田県由利本荘市矢島町城内字花立六〇番 地 株式会社鳥海高原ユースパーク 代表清算人 大井 仁史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
福島県いわき市小名浜字定西一五二番地 株式会社オフィス長瀬 代表清算人 長瀬 直久

解散公告

当社は、平成二十八年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
千駄野小暮郎二〇一 株式会社オズ・ホールディングス 代表清算人 水田 若葉

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
埼玉県白岡市千駄野一二〇〇番地一白岡市 千駄野小暮郎二〇一 株式会社オズ・ホールディングス 代表清算人 水田 若葉

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
茨城県ひたちなか市湊本町二六番三号 株式会社いしや 代表清算人 磐前 光宏

解散公告

当社は、令和七年五月二十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
茨城県ひたちなか市湊本町二六番三号 株式会社いしや 代表清算人 磐前 光宏

解散公告

当社は、令和七年五月二十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二八九番地一 有限会社ヒカリ物流 代表清算人 平井 伸良

解散公告

当社は、令和七年五月二十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二八九番地一 有限会社ヒカリ物流 代表清算人 平井 伸良

解散公告

当社は、令和七年五月二十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
埼玉県越谷市大字上間久里一五六番地五 有限会社ロック 清算人 西川 清

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
埼玉県蓮田市蓮田四丁目一四一番地五 株式会社エイルコンサルティング 代表清算人 畑山 恵子

解散公告

当社は、令和七年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
東京都大田区東海一丁目三番六号プロロジ スパーク東京大田六F F.S.食品株式会社 代表清算人 竹川 敦史



## 解散公告

当社は、令和七年五月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日  
静岡市清水区八木間町一七七三番地の三

株式会社Frontier  
代表清算人 福田 潤

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
静岡県浜松市中央区西山町二一六九番地の一

株式会社たから  
代表清算人 山内 幸子

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
滋賀県彦根市城町二丁目九番七号

清算人 藤木 教子  
天華合同会社

## 解散公告

当社は、令和七年五月二十七日開催の株主総会の決議により令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日  
京都市下京区七条御所ノ内南町八三番地

株式会社リベックス  
代表清算人 三木 正之

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日  
大阪府大阪市西区江戸堀二丁目一番一号

株式会社アドバンス  
代表清算人 吉田 哲基

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日  
兵庫県宝塚市寿町九番一〇号

株式会社オフィスエム  
代表清算人 乾 晃 式

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
○六号

有限会社ハゼ・デンタル  
清算人 土師 幸典

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
島根県松江市東奥谷町三六三番地二

株式会社読連島根  
代表清算人 齋藤 健治

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年六月十三日  
島根県松江市東奥谷町三六三番地二

株式会社読連島根  
代表清算人 齋藤 健治

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
山口市中尾九一九番地

北村産業有限会社  
代表清算人 北村 早苗

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
山口市中尾九一九番地

北村産業有限会社  
代表清算人 北村 早苗

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
北九州市小倉北区片野三丁目六番一七号

有限会社えびす興産  
代表清算人 村上 恵子

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
福岡県久留米市日吉町二三番地三メティア  
7ビル六階

NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット  
清算人 梶島 修

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
北九州市小倉北区片野三丁目六番一七号

有限会社えびす興産  
代表清算人 村上 恵子

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
福岡県筑後市大字野町七一一番地

有限会社クリエーション・マツオ  
清算人 松尾クリエ

## 解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日  
福岡県小郡市福童一〇〇二番地四

ジオプロモート株式会社  
代表清算人 石策 政俊

当法人は令和七年二月一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日  
埼玉県さいたま市緑区美園三丁目19番22号  
レ・ユノディエールUrawa  
A-003号室

株式会社アトラクションホールディングス  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	256,422
資 産	116,839
合 计	373,262
負 純 資 産 の び 部	19,055
負 資 産	20,000
資 産	334,206
合 计	100,000
負 資 産	262,500
資 産	262,500
合 计	△28,293
負 資 産	△28,293
資 産	(23,653)
合 计	373,262

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

福岡県久留米市城南町八番地一〇

清算人 池田茉美子

古賀総合企画

## 解散公告

当社は、令和六年三月二十五日付破産手続開始決定により解散ましたが、残余財産清算のため、令和七年四月二日、熊本地方裁判所八代支部（令和七年（ヒ）第二号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

熊本県八代市鏡町内田二〇番地

清算人 田畑 求三

代表清算人 弁護士

株式会社川西工業

連絡先 熊本県八代市西松江城町四番三〇号

二階 弁護士法人 Silla

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

宮崎県延岡市愛宕町三丁目二一五八番地

合資会社田中自転車店

清算人 田中 等

## 解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

## 令和七年六月十三日

沖縄県うるま市字大田一五〇番地三

株式会社ビジョンリアライズ

代表清算人 上江洲安信

## 解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

千葉県流山市江戸川台西一丁目一〇四番地

医療法人社団棟風会

清算人 松山 泰久

## 解散公告（第一回）

一般社団法人Qラボ  
代表清算人 堀井 大輔

## 解散公告（第二回）

当法人は、令和五年十一月十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

富山県氷見市稻積二四〇四番地

宗教法人廣寺寺

清算人 三矢 恵京

## 解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

新潟県長岡市越路中沢五二三番地

宗教法人御嶽教稻荷教会

清算人 横田 大樹

## 解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

新潟県長岡市関原町一丁目一〇五九番地

宗教法人御嶽教関原教會

清算人 横田 大樹

## 解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

島根県邑智郡邑南町雪田五〇一番地

農事組合法人くくなわ郷雲林

清算人 中野 正年

## 解散公告（第三回）

当法人は、令和四年五月十一日開催の責任役員会並びに総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

大分県豊後高田市来縄一七七番地

農事組合法人くくなわ郷雲林

清算人 中野 正年

## 解散公告（第二回）

当組合は、令和四年五月十一日開催の臨時組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

福岡市南区大楠一丁目六番

サンハイツ大楠住宅管理組合法人

清算人 太田 進

## 解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

埼玉県越谷市レイクタウン六丁目二五番地三

医療法人社団LCG

清算人 加藤 智治

## 解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

新潟県長岡市寺泊藏場町八三七三番地

宗教法人御嶽教御嶽教

清算人 横田 大樹

## 第百六回代議員会開催公告

令和七年六月二十七日（金）、午後二時三十分から新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」（東京都千代田区霞が関三丁目三番二号）において第百六回代議員会を開催し、左記の事項を付議いたします。

令和七年六月十三日

日本赤十字社

記 第一号議案 役員の選出について

第二号議案 令和六年度事業報告及び収支決算の承認について



## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区箕輪町二丁目三番、最後の住所神奈川県横浜市港北区箕輪町二丁目三番七十九一四号

被相続人 亡 小西 範生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

横浜市中区桜木町一丁目一番地びおシティ五階

相続財産清算人 弁護士 田口 幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区上野町一丁目四三番地一、最後の住所横浜市中区上野町一丁目四三番地

被相続人 亡 西田ふさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

神奈川県横浜市中区山下町七四番地一

大和地所ビル九階

相続財産清算人 弁護士 向井 邦生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡寒川町一之宮四丁目三七一七番地九、最後の住所神奈川県高座郡寒川町一之宮四丁目二四番一〇号

被相続人 亡 佐藤 浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

神奈川県横浜市中区山下町七四番地一

大和地所ビル九階

相続財産清算人 弁護士 向井 邦生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区青山二八八番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区長竹一三三二六番地二四

被相続人 亡 武内 利夫

## 令和七年六月十三日

兵庫県三木市緑が丘町東二丁目一十五〇三番、ラユリ第1ビル三A号室、室緑が丘法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉倉美加子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県揖保郡太子町東保二六三番地一〇〇番地一四一障害者支援施設みどり荘

被相続人 亡 中山 智都

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

神奈川県相模原市中央区陽光台一丁目五番二〇号

相続財産清算人 司法書士 田中 和亞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡山中湖村山中四六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 高村 博道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

山梨県甲府市中央一一一二一〇異人館ビル三階石川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小笠原 亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県宿毛市中央六丁目二七八九番地一イ、最後の住所大阪市住吉区我孫子西一丁目二番一五号特別養護老人ホームウエルネスあびこ

被相続人 亡 山元 愛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

山梨県甲府市中央一一一二一〇異人館ビル三階石川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小笠原 亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県宿毛市中央六丁目二七八九番地一イ、最後の住所大阪市住吉区我孫子西一丁目二番一五号特別養護老人ホームウエルネスあびこ

被相続人 亡 山元 愛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

大阪府大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル二〇三

相続財産清算人 弁護士 小寺 弘通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区田川三丁目一五番地G棟九〇三号

被相続人 亡 入江 浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

鳥取県鳥取市栄町二〇五番地 弁護士法人おおるり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤由利子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県吉田郡鏡野町薪森原一九五番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町五丁目二六番一号ナニワ文化B一七

被相続人 亡 田中 勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

事務所岡山県津市南新座三四番地アリコベール・しんざ二〇一飯綱浩二法律事務所

相続財産清算人 弁護士 津田 真臣

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市若松町八番二三一四〇一号

相続財産清算人 弁護士 神原 多恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市大柿町大君八七四番地、最後の住所広島市安佐南区長束五丁目一一番八号

被相続人 亡 川中 恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年八月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

広島県福山市若松町八番二三一四〇一号

相続財産清算人 弁護士 安田 正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市大柿町大君八七四番地、最後の住所広島市安佐南区長束五丁目一一番八号

被相続人 亡 川中 恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年八月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

広島市中区白島北町三番一四号

相続財産清算人 司法書士 安田 正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市湖山町南二丁目四〇二番地八ハイツリブ二〇二号

被相続人 亡 森下 政義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

鳥取県鳥取市栄町二〇五番地 弁護士法人おおるり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤由利子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県吉田郡鏡野町薪森原一九五番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町五丁目二六番一号ナニワ文化B一七

被相続人 亡 田中 勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日

北海道恵庭市恵庭市南13番地の1北海道力ネライト株式会社代表取締役社長田谷内貴大

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	500,916	負債(金)	368,084
固定資産	345,617	(償引)	(13,009)
有形資産	314,078	当金	83,805
投資その他の資産	31,539	退職給付引当金	79,743
		退職員引当金	4,063
		資本準備金	394,463
		余備金	107,500
		本利未償還債券	5,546
		本利未償還債券	5,546
		資本準備金	281,597
		本利未償還債券	21,329
		資本準備金	260,268
		純利益	(30,783)
資 产 合 计	846,533	負債・純資产合計	846,533

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 本籍広島市南区北大河町二九四番地二、最後の住所広島市中区国泰寺町二丁目三番三三一五〇二号 被相続人 死 吉本晃  
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 広島市中区八丁堀一番四一二〇一  
 相続財産清算人 司法書士 出来 秀成  
**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 本籍香川県高松市香川町安原下第三号一五四一番地、最後の住所香川県高松市香川町安原下第三号一五四一一番地  
 被相続人 死 寺井勝博  
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 香川県高松市寿町二丁目二番一〇号高松寿町プライムビル五階 アローズ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 藤本邦人  
**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 本籍福岡県柳川市西蒲池八八五番地二、最後の住所福岡県柳川市西蒲池八八五番地二  
 被相続人 亡 甲木幸弘  
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 福岡県八女市蒲原七二七番地一F 司法書士うちのあかね事務所  
**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 本籍熊本県天草市志柿町二三五二番地、最後の住所東京都目黒区上田黒二丁目四二番二〇号フ・シャンブル一〇一號  
 被相続人 亡 浦川サチ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル三階  
 相続財産清算人 弁護士 三宮義博  
**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 本籍大分県中津市山国町守実一七九番地、最後の住所大分県中津市大字万田六九四番地一  
 二  
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 千葉市中央区中央三丁目三番九号 エレル千葉中央ビル六階 千葉のぞみ総合法律事務所  
**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 不在者財産管理人による供託公告  
 家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。  
 一 不在者 池畑愛子  
 二 住所 東京都大田区西蒲田七丁目五番一四一  
 六〇一号  
 生年月日 平成六年九月二十八日  
**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**  
 宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和7年6月13日

〔掲載順序〕  
 ①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

二 供託所 高松法務局  
 三 供託番号 令和七年度金第一〇〇号  
 四 供託金額 四九六万四〇二八円  
 五 裁判所 高松地方裁判所  
 六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件  
 七 事件番号 令和六年(チ)第一七号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 香川県小豆郡小豆島町木庄字谷甲  
 二一九番一、同所乙一五四番  
**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 本籍大分県中津市大字中殿五一九番地一八  
 相続財産清算人 司法書士 福田太郎  
**所有者不明土地管理人による供託公告**  
 非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

二 供託所 東京法務局  
 三 供託番号 令和七年度金第六三二二号  
 四 供託金額 一億一二四七万三四三三円  
 五 裁判所 東京家庭裁判所  
 六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件  
 七 事件番号 令和四年(家)第七〇六七六号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 熊本県天草市亀場町食場七八四番地四  
 相続財産清算人 司法書士 上 剛司  
**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 本籍大分県別府市大字浜脇一七三三番地、最後の住所大分県別府市大字浜脇一七二五番地の二  
 被相続人 亡 番中圭史郎  
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 千葉市中央区中央三丁目三番九号 エレル千葉中央ビル六階 千葉のぞみ総合法律事務所  
**相続債権者受遺者への請求申出の催告**  
 不在者財産管理人による供託公告  
 家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。  
 一 不在者 中村功  
 二 住所 大阪市鶴見区緑一丁目一四番一一一  
 三号  
 生年月日 昭和二十六年一月十三日  
 供託所 大阪法務局  
 四 供託番号 一二三三五、五六三四  
 五 裁判所 大阪家庭裁判所  
 六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件  
 七 事件番号 令和六年(家)第八〇二〇五号  
 生年月日 令和七年六月十三日  
 供託所 大阪法務局  
 四 供託番号 二二三三五、五六三四  
 五 裁判所 大阪家庭裁判所  
 六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件  
 七 事件番号 令和六年(家)第八〇一〇五号  
 生年月日 令和七年六月十三日  
 供託所 大阪市北区角田町八番四七号阪急グッズビル二〇階  
 不在者財産管理人 弁護士 杉田章  
 右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十三日 大阪市北区角田町八番四七号阪急グッズビル二〇階  
 不在者財産管理人 弁護士 杉田章  
**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**  
 宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和7年6月13日

記

①有限会社ネクサス ②大阪府知事258008 ③代表取締役 辻直孝 ④大阪府大阪市港区夕風2-15-5 NAO BLD. ⑤1000万円 ⑥大阪府知事 ⑦大阪府大阪市港区夕風2-15-5 NAO BLD. 辻直孝

## 第54期決算公告

令和7年6月13日  
北海道苦小牧市字勇払265番地の27  
**岡谷エコ・アソート株式会社**  
代表取締役社長 伊藤 和也

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,333,949
	固定資産 724,972
合 計	2,058,921
負純 資産 及の び部	流动負債 259,694
	固定負債 61,655
	株主資本 1,737,571
	資本剰余金 98,000
	利益剰余金 1,639,571
	利益準備金 24,500
	その他利益剰余金 1,615,071
	(うち当期純利益) (190,269)
合 計	2,058,921

## 第4期決算公告 令和7年6月13日

札幌市中央区北4条西1丁目1番地

**よつ葉ホワイトコーポレーション株式会社**

代表取締役社長 東原 輝昭

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 82,071
合 計	82,071
負純 資産 及の び部	流动負債 71,038
	賞与引当金 6,347
	その他の負債 64,690
	株主資本 11,033
	資本剰余金 5,000
	利益剰余金 6,033
	その他利益剰余金 6,033
	(うち当期純利益) (3,267)
合 計	82,071

## 第4期決算公告 2025年6月13日

福島県南相馬市原町区下太田字川内泊320-20

**株式会社ARCALIS**  
代表取締役社長CEO 高松 聰

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,265,808
	固定資産 19,630,480
合 計	21,896,289
負純 資産 及の び部	流动負債 13,237,663
	固定負債 5,174,850
	株主資本 3,483,776
	資本剰余金 100,000
	その他資本剰余金 8,439,301
	利益剰余金 8,439,301
	その他利益剰余金 △5,055,525
	その他利益剰余金 △5,055,525
	(うち当期純損失) (5,055,525)
合 計	21,896,289

## 第20期決算公告

2025年6月12日  
北海道釧路市高山30番地1  
**釧路エコクリエイション株式会社**  
代表取締役 前田 健二

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 423,688
	固定資産 9,148
合 計	432,836
負純 資産 及の び部	流动負債 150,219
	固定負債 28,020
	株主資本 529,688
	資本剰余金 50,000
	利益剰余金 479,688
	利益準備金 12,500
	その他利益剰余金 467,188
	(うち当期純利益) (108,978)
合 計	432,836

## 第18期決算公告

令和7年6月13日  
北海道苦小牧市字勇払266番地7  
**岡谷機械北海道株式会社**  
代表取締役社長 中島 康博

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 864,699
	固定資産 32,500
合 計	897,199
負純 資産 及の び部	流动負債 339,490
	固定負債 28,020
	株主資本 529,688
	資本剰余金 50,000
	利益剰余金 479,688
	利益準備金 12,500
	その他利益剰余金 467,188
	(うち当期純利益) (108,978)
合 計	897,199

## 第18期決算公告

令和7年6月13日  
北海道苦小牧市字勇払266番地7  
**岡谷岩井北海道株式会社**  
代表取締役社長 佐藤 浩司

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 543,544
	固定資産 18,787
合 計	562,332
負純 資産 及の び部	流动負債 41,875
	固定負債 9,438
	株主資本 511,018
	資本剰余金 20,000
	利益剰余金 491,018
	利益準備金 5,000
	その他利益剰余金 486,018
	(うち当期純利益) (68,689)
合 計	562,332

## 第58期決算公告

令和7年5月29日  
青森市新田三丁目6番4号  
**株式会社トヨタレンタリース青森**  
代表取締役 大野 亮

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,097,829
	固定資産 5,856,236
合 計	6,954,065
負純 資産 及の び部	流动負債 4,364,661
	固定負債 1,270,013
	株主資本 1,319,391
	資本剰余金 49,000
	利益剰余金 1,270,391
	利益準備金 12,250
	その他利益剰余金 1,258,141
	(うち当期純利益) (52,663)
合 計	6,954,065

## 第51期決算公告

令和7年6月13日  
青森県青森市野木字野尻37番地340  
**青森東邦運輸倉庫株式会社**  
代表取締役 黒川 敬之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 193,428
	固定資産 728,298
合 計	921,726
負純 資産 及の び部	流动負債 337,693
	固定負債 358,460
	株主資本 225,573
	資本剰余金 30,000
	利益剰余金 195,573
	利益準備金 7,500
	その他利益剰余金 188,073
	(うち当期純利益) (36,164)
合 計	921,726

## 第39期決算公告

令和7年6月13日  
青森県八戸市大字尻内町字下毛合清水1番地3  
**株式会社大三建設**  
代表取締役 小向 豊和

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 607,572
	固定資産 5,577
合 計	613,149
負純 資産 及の び部	流动負債 159,166
	固定負債 453,983
	株主資本 20,000
	資本剰余金 433,983
	利益準備金 5,000
	その他利益剰余金 428,983
	(うち当期純利益) (42,252)
合 計	613,149

## 第31期決算公告

令和7年5月28日  
秋田県秋田市飯島字堀川118番  
**株式会社マリーナ秋田**  
代表取締役社長 松田 博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 151,792
	固定資産 14,844
合 計	166,636
負純 資産 及の び部	流动負債 77,625
	固定負債 11,403
	株主資本 77,607
	資本剰余金 50,000
	利益剰余金 27,607
	利益準備金 27,607
	(うち当期純利益) (3,406)
合 計	166,636

## 第27期決算公告

令和7年6月13日  
仙台市青葉区一番町四丁目6番1号  
**東北岡谷鋼機株式会社**  
代表取締役社長 小淵 洋生

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 780,371
	固定資産 1,393
合 計	781,764
負純 資産 及の び部	流动負債 642,496
	固定負債 2,710
	株主資本 136,558
	資本剰余金 50,000
	利益剰余金 86,558
	利益準備金 2,209
	その他利益剰余金 84,348
	(うち当期純利益) (13,362)
合 計	781,764

## 第13期決算公告

令和7年5月26日  
宮城県石巻市魚町二丁目12番地3号  
**石巻漁業株式会社**  
代表取締役社長 大山 雅紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 297
	固定資産 408
合 計	705
負純 資産 及の び部	流动負債 421
	固定負債 56
	特別修繕引当金 56
	株主資本 228
	資本剰余金 50
	利益剰余金 178
	利益準備金 13
	その他利益剰余金 165
	(うち当期純損失) (30)
合 計	705

## 第79期決算公告

令和7年6月13日  
福島県福島市下鳥渡字八幡塚14-1  
福島ダイハツ販売株式会社  
代表取締役 藤野 弘高

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	5,248,692
固定資産	2,587,832
合 計	7,836,524
負純 資産 及の び部	
流動負債	5,160,399
固定負債	318,004
株主資本	2,358,121
資本金	15,000
利益剰余金	2,343,121
利益剰余金	3,750
その他の利益剰余金	2,339,371
(うち当期純利益)	(195,520)
合 計	7,836,524

## 第28期決算公告

令和7年6月3日  
山形市城南町1-1-1  
山形新都心開発株式会社  
代表取締役社長 田中 淳嗣

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	123,490
固定資産	475
合 計	123,965
負純 資産 及の び部	
流動負債	24,497
固定負債	17,010
株主資本	82,458
資本金	10,000
利益剰余金	72,458
利益剰余金	2,500
その他の利益剰余金	69,958
(うち当期純利益)	(14,949)
合 計	123,965

## 第11期決算公告

令和7年6月12日  
山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1  
株式会社あいとサービス  
代表取締役 海藤喜久男

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,219,453
固定資産	156,228
合 計	53,965
負純 資産 及の び部	
流動負債	377,502
固定負債	148,973
株主資本	903,171
資本金	100,000
利益剰余金	803,171
利益剰余金	1,600
その他の利益剰余金	801,571
(うち当期純利益)	(66,217)
合 計	1,429,646

## 第28期決算公告

令和7年6月13日  
栃木県那須塩原市関谷1195-138  
株式会社トープラテクノ  
代表取締役社長 井上 信夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	797,121
固定資産	244,117
合 計	1,041,238
負純 資産 及の び部	
流動負債	439,635
固定負債	18,949
株主資本	582,653
資本金	60,000
利益剰余金	522,653
利益剰余金	15,000
その他の利益剰余金	507,653
(うち当期純利益)	(26,764)
合 計	1,041,238

## 第8期決算公告

2025年6月13日  
茨城県かすみがうら市男神字大平  
240番地18

株式会社かいつかファーム

代表取締役 安藤 國行  
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	30,754
固定資産	689,833
合 計	720,587
負純 資産 及の び部	
流動負債	778,921
固定負債	92,108
株主資本	△150,442
資本金	30,100
資本準備金	30,000
資本準備金	30,000
利益剰余金	△210,542
その他の利益剰余金	△210,542
(うち当期純損失)	(57,483)
合 計	720,587

## 第6期決算公告

令和7年6月12日  
茨城県神栖市東深芝2-12  
まきば飼料株式会社  
代表取締役 村上 和彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	277
固定資産	1,413
合 計	1,690
負純 資産 及の び部	
流動負債	882
(うち賞与引当金)	(4)
固定負債	526
株主資本	282
資本金	100
資本準備金	100
資本準備金	100
利益剰余金	82
利益準備金	82
(うち当期純利益)	(10)
合 債・純資産合計	1,690

第31期決算公告 令和7年5月23日  
栃木県宇都宮市陽南一丁目1番11号  
富士エアロスペーステクノロジー株式会社  
代表取締役 小林 孝行

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,043,074
固定資産	712,954
合 計	1,756,028
負純 資産 及の び部	
流動負債	567,684
固定負債	97,518
役員退職慰労引当金	587,086
退職給付引当金	6,240
株主資本	124,712
資本金	601,258
利益剰余金	20,000
その他の利益剰余金	581,258
(うち当期純利益)	581,258
合 計	1,756,028

## 第132期決算公告

令和7年6月13日  
栃木県小山市大字稻葉郷1341番地1  
小平産業株式会社  
代表取締役社長 小平 武史

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,310,310
固定資産	1,617,427
合 計	4,927,737
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,689,795
固定負債	957,057
株主資本	1,280,885
資本金	100,000
資本剰余金	315,534
その他の利益剰余金	1,126,338
(うち当期純利益)	1,126,338
自己株式	(219,348)
合 計	4,927,737

## 第19期決算公告

令和7年6月12日  
栃木県栃木市西方町本城1062番地8  
株式会社DNPファインケミカル宇都宮  
代表取締役 藤井 英明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	2,274
固定資産	628
合 計	2,902
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,361
固定負債	3,478
株主資本	△2,937
資本金	100
資本剰余金	△3,037
その他の利益剰余金	△3,037
(うち当期純利益)	(322)
合 計	2,902

第23期決算公告 令和7年6月13日  
群馬県安中市磯部二丁目13番1号

東西企業株式会社

代表取締役 清水 秀明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	245,916
固定資産	16,129
合 計	262,046
負純 資産 及の び部	
流動負債	66,539
固定負債	195,507
株主資本	6,000
資本金	189,507
利益剰余金	910
その他の利益剰余金	188,597
(うち当期純利益)	(4,004)
負債・純資産合計	262,046

## 第59期決算公告

令和7年6月13日  
栃木県小山市大字梁2303-2  
関東スチレン株式会社  
代表取締役 坂口 隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	962,035
固定資産	390,329
合 計	1,352,364
負純 資産 及の び部	
流動負債	503,154
固定負債	145,624
株主資本	703,586
資本金	90,000
資本準備金	623,286
資本準備金	22,500
利益剰余金	600,786
その他の利益剰余金	(30,905)
自己株式	△9,700
合 計	1,352,364

## 第3期決算公告

令和7年6月13日  
栃木県小山市大字橋木293番地21  
新工フエイコム株式会社  
代表取締役社長 内藤 正也

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	731,018
固定資産	1,580,374
合 計	2,311,393
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,695,410
固定負債	2,325,000
株主資本	△ 1,709,017
資本金	30,000
資本準備金	10,000
資本準備金	10,000
利益剰余金	△ 1,749,017
その他の利益剰余金	△ 1,749,017
(うち当期純損失)	(628,610)
合 計	2,311,393

第64期決算公告		令和7年5月28日	
埼玉県久喜市河原井町20番地		株式会社古田工業所	
		代表取締役社長 水野光一	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	429,650 44,957 474,607	
負純 債資 産及 び部	流动負債 (賞与引当金) 固定負債 (退職給付引当金) 株主資本 資本益 利益 利潤 その他の利益 (うち当期純利益)	42,475 (4,600) 20,018 (19,549) 412,114 20,000 392,114 5,000 387,114 (12,476)	
	合計	474,607	

第 58 期 決 算 公 告					
令和 7 年 6 月 13 日					
埼玉県川口市柳崎 2 丁目 19 号番 50 号					
不二工芸印刷株式会社					
代表取締役社長 前田 洋二					
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)					
科 目	金額(千円)				
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	655,691 928,261 1,583,953			
負純 資 債 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 利潤(うち当期純利益)	1,318,907 37,661 227,385 24,000 203,385 7,240 196,145 (37,225)			
	合計	1,583,953			

第28期決算公告			
2025年6月13日 群馬県高崎市宿大類町700番地			
株式会社ビッグトレーディング			
代表取締役 佐野 信介			
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	120,479 8 120,488	
負純 資産 及の び部	流動負債 株主資本 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	41,612 78,875 10,000 68,875 2,500 66,375 (11,662) 120,488	

第49期決算公告	2025年6月13日	
千葉県成田市大袋字並木添655番地		
ハイテックケミ株式会社		
代表取締役	早川 英樹	
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	4,157
	固定資産	6,861
	合計	11,018
負純 資 債 及 の び部	流动負債	990
	固定負債	814
	株主資本	8,512
	利益剰余金	300
	利益準備金	8,212
	その他利益剰余金	75
	(うち当期純利益)	8,137
	評価・換算差額等	(139)
	合計	702
		11,018

第79期決算公告					
2025年6月13日 埼玉県上尾市谷津2丁目1番1号					
昭産開発株式会社					
代表取締役社長 吉橋 豪					
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)					
科 目	金額(百万円)				
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	64 2,650 2,714			
負純 資 産 及 び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	1,284 405 1,025 101 924 3 921 (1) 2,714			

第2期決算公告				令和7年4月18日
埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2 F S V A P J a p a n 株式会社				代表取締役社長 小木曽克明
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)				
科	目		金額(百万円)	
資の 産部	流動資産 固定資産	資産合計	5,251 12,096	17,348
負純 債資 産及 び部	流动負債 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	債権合計	7,029 510 510 9,808 500 10,333 10,333 △1,025 △1,025 (1,025)	17,348

第9期決算公告		令和7年6月13日
東京都中央区日本橋浜町一丁目9番12号		
株式会社大山		
代表取締役 平木 正人		
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	12,121,162
	固定資産	944,902
	合計	13,066,064
負純 資 産 及 び部	流動負債	8,209,611
	固定負債	600,200
	株主資本	4,256,252
	資本剰余金	57,000
	資本利益剰余金	1,504,386
	その他の利益剰余金	2,694,865
	(うち当期純利益)	2,694,865
		(882,976)
		合計

第49期決算公告													
2025年6月13日 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号													
ユーテクノサービス株式会社 代表取締役 草野 正浩													
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資の 産部</td> <td>90,342</td> </tr> <tr> <td>資 産 合 計</td> <td>11,608</td> </tr> <tr> <td>負純 資 産 及 の び部</td> <td>101,950</td> </tr> <tr> <td>負債・純資産合計</td> <td>101,950</td> </tr> </tbody> </table>				科 目	金額(千円)	資の 産部	90,342	資 産 合 計	11,608	負純 資 産 及 の び部	101,950	負債・純資産合計	101,950
科 目	金額(千円)												
資の 産部	90,342												
資 産 合 計	11,608												
負純 資 産 及 の び部	101,950												
負債・純資産合計	101,950												

第 53 期 決 算 公 告			
令和 7 年 6 月 13 日 千葉県船橋市西蒲二丁目 17 番 1 号			
若潮建設株式会社 代表取締役 高橋 力			
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)			
科 目		金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	461,415 1,314 462,730	
負純 資 産 及 び部	流动負債 (賞与引当金) 株主資本 利益 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	131,997 (2,042) 330,732 20,000 310,732 3,734 3,100 (46,311)	
	負債・純資産合計	462,730	

第 21 期 決 算 公 告			
令和 7 年 6 月 13 日 東京都杉並区荻窪四丁目 8 番 13 号			
株式会社エスコ S D 代表取締役 坂田 進			
貸借対照表の要旨			
(令和 6 年 12 月 31 日現在) (単位:千円)			
科 目		金 額	
資の 産部	流動資産 固定資産 資 产 合 計	150,108 2,223 152,331	
負純 資産 及 び部	流動負債 株主資本 資本利益 剰余金 その他の利益 うち当期純利益	31,745 120,586 10,000 110,586 110,586 (18,742)	
負債・純資産合計		152,331	

決 算 公 告		
令和7年6月13日		
京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町101 アーバンネット四条烏丸ビル6階・7階		
Omnipresent Consulting Japan株式会社		
代表取締役 グンサー・アイジンガー		
貸借対照表の要旨		
(令和6年12月31日現在) (単位:円)		
科 目	金 額	
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	1,395,630 967,580 2,363,210
負純 資産 及の び部	流动负债 股东资本 股本 利息 利益 剩余 资金 那个他 利益 剩余 资金 (うち当期 纯损失)	2,256,000 107,210 1,000 106,210 106,210 (290,124)
負債・純資産合計		
2,363,210		

第9期決算公告		令和7年6月13日
東京都中野区中央三丁目1番4号		
株式会社ネサンス		
代表取締役 平木 正人		
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	66,442 240 <b>66,683</b>
負純 債資 産及 び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	17,604 36,216 12,863 20,000 42,726 △49,863 △49,863 (5,276)
	合計	<b>66,683</b>

第37期決算公告		令和7年5月23日
東京都中央区銀座七丁目16番12号 株式会社ニューズベース		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	1,263,599 704,383 1,967,982
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 貰引当金 固定 負債 株主資本 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	1,200,480 40,252 150,290 617,212 40,000 10,000 10,000 567,212 10,000 557,212 (83,975) 1,967,982

第73期決算公告		令和7年2月26日
東京都杉並区荻窪4-8-13 坂田電機株式会社		
取締役社長 坂田 進 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	1,010,707 997,144 2,008,295
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 固定 負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 自己株式 負債・純資産合計	417,238 547,021 1,044,036 90,000 1,161,817 90,000 1,071,817 (82,021) △207,781 2,008,295

第32期決算公告		令和7年6月13日
東京都千代田区神田司町2-2-7 信幸建設株式会社		
代表取締役社長 佐藤 隆 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	9,174,358 904,547 10,078,906
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 固定 負債 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 負債・純資産合計	3,935,670 533,195 5,610,040 50,000 5,560,040 12,500 5,547,540 (589,624) — 10,078,906

第10期決算公告		
2025年6月13日 東京都千代田区西神田三丁目2番1号 三井物産・イデラパートナーズ株式会社 代表取締役社長 菅沼 通夫 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	1,074,211 61,260 1,135,472
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 貰引当金 固定 負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	195,684 24,866 939,788 200,000 190,000 190,000 549,788 549,788 (473,610) 1,135,472

第35期決算公告		令和7年5月27日
東京都渋谷区渋谷2丁目10番13号 極東警備保障株式会社 代表取締役 村谷 彰俊 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	505,290 66,199 571,489
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 固定 負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	170,687 26,655 374,147 70,000 7,602 7,602 296,545 10,000 286,545 (38,335) 571,489

第3期決算公告		令和7年5月23日
東京都中央区銀座七丁目16番12号 株式会社H I K E 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	119,691 436 120,128
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 貰引当金 その他 資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 負債・純資産合計	56,246 1,293 54,953 63,881 20,000 43,881 43,881 (38,118) 120,128

第7期決算公告		令和7年6月13日
東京都中央区新川一丁目25番9号 中村鋼材株式会社 代表取締役社長 杉戸 修一 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	2,933,352 102,622 3,035,975
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 固定 負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金 合 計	2,858,313 46,993 130,714 40,000 90,714 90,714 (29,248) △46 △46 3,035,975

第36期決算公告		令和7年6月13日
東京都府中市府中町一丁目14番地1 ニシフミート株式会社 代表取締役社長 北田 立峰 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	872,345 34,084 906,429
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 固定 負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合 計	621,819 31,041 253,569 90,083 163,485 18,266 145,219 (49,036) 906,429

第50期決算公告		令和7年6月13日
東京都品川区東品川4丁目12番4号 株式会社ニトムズ 代表取締役社長 右近 敦嗣 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	11,664,299 3,895,005 15,559,304
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 固定 負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合 計	4,697,454 2,006,791 8,855,059 160,000 200,000 200,000 8,495,059 71,630 8,423,429 (1,008,628) 15,559,304

第8期決算公告		令和7年6月13日
東京都港区新橋一丁目18番16号 株式会社F Mサポート21 代表取締役社長 児島 一裕 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	719,092 44,866 763,959
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 (うち貰引当金) 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合 計	287,145 (49,102) 476,814 30,000 20,000 426,814 426,814 (136,882) 763,959

第2期決算公告		令和7年5月21日
東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 株式会社N S Dワンピース 代表取締役社長 三池真優子 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	252,597 4,856 257,453
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 固定 負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合 計	43,825 10,428 203,199 100,000 100,000 3,199 3,199 (6,034) 257,453

第56期決算公告		令和7年6月13日
東京都新宿区四谷一丁目6番1号 新研産業株式会社 代表取締役社長 中村 一知 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部	流動 資産 固定 資産 資 産 合 計	70,855 179,216 250,071
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 固定 負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 純 資 產 合 計	28,972 6,328 35,300 214,771 10,000 204,771 2,500 202,271 (50,126) 214,771
	負債・純資産合計	250,071

第71期決算公告		令和7年6月13日 東京都中央区日本橋室町四丁目6番2号 泉メタル株式会社 代表取締役 西村 基 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	4,211,617
	固定資産	1,082,713
	合計	5,294,331
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本利益剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 評価・換算差額等	4,177,342 94,629 1,022,389 98,800 60,800 862,789 8,550 854,239 (うち当期純利益) △30
	合計	5,294,331

第52期決算公告		令和7年6月13日 東京都板橋区中丸町43番8号 株式会社八光社 代表取締役 上原 秀明 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	830,963
	固定資産	428,112
	合計	1,259,076
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本利益剩余金 利益剩余金 利益准备金 其他利益剩余金 合計	239,592 1,019,483 30,000 2,000 2,000 987,483 8,800 978,683 (167,746)
	合計	1,259,076

第5期決算公告		令和7年6月13日 東京都港区新橋一丁目18番16号 ヒガシオフィスサービス株式会社 代表取締役社長 角野 公史 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	2,829,209
	固定資産	76,551
	合計	2,905,761
負純 資 産 及 の び部	流动负债 (うち賞与引当金) 株主资本 资本剩余金 资本利益剩余金 利益准备金 其他利益剩余金 合計	1,594,896 (38,761) 1,310,864 20,000 1,290,864 (384,454)
	合計	2,905,761

第60期決算公告		令和7年6月13日 東京都千代田区麹町4丁目8番地 ニップンソリューションズ株式会社 代表取締役社長 大西 正浩 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	704,004
	固定資産	1,005,975
	合計	1,709,979
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 利益准备金 其他利益剩余金 合計	200,366 29,840 1,479,773 55,700 277,315 277,315 1,146,758 5,550 1,141,208 (180,376)
	合計	1,709,979

第18期決算公告		令和7年6月13日 東京都千代田区神田錦町一丁目1番 アルフレッサシステム株式会社 代表取締役社長 佐野 愛彦 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	1,755
	固定資産	8,671
	合計	10,426
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 利益准备金 其他利益剩余金 合計	3,816 6,046 563 150 150 (150) 263 (263) (33)
	合計	10,426

第10期決算公告		令和7年6月12日 東京都新宿区余丁町10番10号 日本地球観測衛星サービス株式会社 代表取締役 堀内 康男 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	299
	固定資産	26
	合計	325
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 其他利益剩余金 合計	376 △51 45 45 45 △141 △141 (20)
	合計	325

第2期決算公告		令和7年5月21日 東京都江東区豊洲二丁目2番1号 豊洲ペイサイドクロスタワー Laser Digital Japan株式会社 代表取締役 工藤 秀明 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	278,863
	固定資産	13,551
	合計	292,414
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 其他利益剩余金 合計	21,353 69,347 201,713 95,000 95,000 95,000 11,713 11,713 (38,927)
	合計	292,414

第5期決算公告		令和7年6月13日 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号 株式会社西武メディア・コミュニケーションズ 代表取締役 田中 雅樹 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	831,844
	固定資産	161,573
	合計	993,418
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 其他利益剩余金 合計	2,314,600 58,600 △1,379,781 100,000 100,000 100,000 △1,579,781 △1,579,781 (249,151)
	合計	993,418

第22期決算公告		令和7年6月13日 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番23号 株式会社JTE 代表取締役社長 久住 孝明 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,625,738
	固定資産	263,817
	合計	3,889,555
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 其他资本剩余金 利益剩余金 其他利益剩余金 合計	2,326,177 169,206 1,394,172 30,000 342,560 322,560 20,000 1,021,612 1,021,612 (194,487)
	合計	3,889,555

第29期決算公告		2025年5月29日 神奈川県横浜市中区太田町6丁目87番地 株式会社エスピーエス 代表取締役 豊田 勝利 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	942,422
	固定資産	24,465
	合計	966,888
負純 資 産 及 の び部	流动负债 负债合計	112,661 112,661
	合計	966,888

第36期決算公告		2025年6月13日 札幌市北十条西三丁目9-2 THE PLACE SAPPORO 株式会社NTTデータ北海道 代表取締役社長 植村 隆弘 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,262,515
	固定資産	1,667,195
	合計	4,929,710
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 其他利益剩余金 合計	1,517,521 1,435,301 1,976,887 100,000 1,876,887 (25,000) (1,851,887) (807,656)
	合計	4,929,710

第39期決算公告		令和7年6月12日 東京都港区芝公園二丁目4番1号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ・ビジネスブレインズ 代表取締役 時吉 誠 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,913,968
	固定資産	963,042
	合計	3,877,011
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 其他利益剩余金 合計	953,528 704,493 2,218,989 70,000 2,148,989 (17,500) (2,131,489) (263,077)
	合計	3,877,011

**第59期決算公告** 令和7年6月6日  
横浜市中区相生町六丁目104番地  
代表取締役社長 高田 俊道  
横浜通商株式会社  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,205,330
固定資産	25,237
合 計	3,230,567
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,028,107
固定負債	12,235
株主資本	2,191,017
資本利益	251,000
利益剰余金	1,940,017
その他の利益剰余金	62,750
(うち当期純利益)	1,877,267
評価・換算差額等	(58,040)
繰延ヘッジ損益	△ 792
合 計	3,230,567

**第43期決算公告** 令和7年5月27日  
神奈川県海老名市上郷四丁目3番1号  
株式会社I J T Tサービス  
代表取締役 中村 宏樹  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	312,192
固定資産	11,323
合 計	323,516
負純 資産 及の び部	
流動負債	98,339
固定負債	225,177
株主資本	20,000
資本利益	205,177
利益剰余金	5,000
その他の利益剰余金	200,177
(うち当期純損失)	(1,447)
合 計	323,516

**第52期決算公告** 令和7年5月28日  
神奈川県座間市相武台一丁目6番3号  
株式会社伸和電設  
代表取締役 富永 守  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	127,714
固定資産	114,877
合 計	242,591
負純 資産 及の び部	
流動負債	26,370
固定負債	47,704
株主資本	168,517
資本利益	20,000
利益剰余金	148,517
その他の利益剰余金	2,550
(うち当期純利益)	145,967
合 計	(1,783)
合 計	242,591

**第48期決算公告** 令和7年6月13日  
長野県長野市南長野妻ヶ962番地  
ブライト信州株式会社  
代表取締役社長 有吉 真  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,747,212
固定資産	3,413,726
合 計	5,163,897
負純 資産 及の び部	
流動負債	370,547
固定負債	4,627,680
株主資本	165,670
資本利益	20,000
利益剰余金	10,000
その他の利益剰余金	135,670
(うち当期純利益)	780
評価・換算差額等	134,890
合 計	(29,239)
合 計	5,163,897

**第18期決算公告** 令和7年6月13日  
富山県高岡市福岡町福岡新220番地  
ジャパンパイル富士コン株式会社  
代表取締役 酒井 志行  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	309,121
固定資産	3,850
合 計	312,971
負純 資産 及の び部	
流動負債	92,494
(賞与引当金)	(5,259)
固定負債	2,235
退職給付引当金	2,235
株主資本	218,242
資本利益	30,000
利益剰余金	188,242
その他の利益剰余金	7,500
(うち当期純損失)	180,742
負債・純資産合計	(41,930)
負債・純資産合計	312,971

**第25期決算公告** 2025年6月13日  
横浜市都筑区佐江戸町600番地  
パナソニックITS株式会社  
代表取締役 田邊孝由樹  
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	6,361
固定資産	712
(有形固定資産)	(113)
(無形固定資産)	(61)
(リース資産)	(99)
(投資その他の資産)	(438)
合 計	7,074
負純 資産 及の び部	
流動負債	4,456
固定負債	86
株主資本	2,531
資本利益	350
利益剰余金	2,181
(うち当期純利益)	(957)
合 計	7,074

**第77期決算公告** 令和7年6月13日  
静岡県磐田市高木1550番地1  
天龍産業株式会社  
代表取締役社長 田原 進人  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,018,791
固定資産	1,988,689
合 計	3,007,481
負純 資産 及の び部	
流動負債	227,845
固定負債	1,027,968
株主資本	1,419,635
資本利益	22,500
利益剰余金	1,397,135
その他の利益剰余金	5,625
(うち当期純利益)	1,391,510
評価・換算差額等	(39,615)
合 計	332,032
合 計	3,007,481

**第12期決算公告** 令和7年6月13日  
岐阜市西部寺屋敷2丁目72番地1  
株式会社岐阜県電気工事協力会  
代表取締役 土屋 勤  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	206,380
固定資産	0
合 計	206,380
負純 資産 及の び部	
流動負債	152,980
株主資本	53,400
資本利益	5,000
利益剰余金	48,400
その他の利益剰余金	48,400
(うち当期純利益)	(3,904)
合 計	206,380

**第60期決算公告** 令和7年6月13日  
岐阜県可児市兼山1139番地の1  
美濃東久株式会社  
代表取締役 斎藤 克也  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	945
固定資産	1,156
合 計	2,101
負純 資産 及の び部	
流動負債	478
固定負債	317
株主資本	1,306
資本利益	18
利益剰余金	1,288
その他の利益剰余金	4
(うち当期純利益)	1,284
合 計	(106)
合 計	2,101

**第11期決算公告** 令和7年6月12日  
名古屋市千種区内山三丁目30番9号  
e一暮らし株式会社  
代表取締役 鈴木 健一  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	171,370
固定資産	2,650
合 計	174,021
負純 資産 及の び部	
流動負債	28,446
株主資本	145,575
資本利益	50,000
利益剰余金	50,000
その他の利益剰余金	45,575
(うち当期純利益)	45,575
評価・換算差額等	(1,857)
合 計	174,021

**第23期決算公告** 令和7年6月13日  
名古屋市北区志賀町二丁目70番地  
ビジネスピープル株式会社  
代表取締役社長 南 元  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	460,446
固定資産	22,632
合 計	483,078
負純 資産 及の び部	
流動負債	190,971
固定負債	0
株主資本	292,107
資本利益	95,000
利益剰余金	197,107
その他の利益剰余金	6,555
評価・換算差額等	190,552
(うち当期純利益)	(14,846)
合 計	483,078

**第10期決算公告** 令和7年6月13日  
静岡県函南町塚本887番地の1  
いづもんかんなみパートナーズ株式会社  
代表取締役 河田 亮一  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	206,628
定期預金	424,673
長期売掛金	424,673
合 計	631,301
負純 資産 及の び部	
流動負債	115,545
固定負債	477,295
株主資本	38,461
資本利益	10,000
利益剰余金	0
その他の利益剰余金	28,461
(うち当期純利益)	28,461
評価・換算差額等	(5,075)
合 計	631,301

**第32期決算公告** 令和7年6月13日  
名古屋市中川区昭和橋通五丁目50番地  
**株式会社スーパージャンボ**  
代表取締役 小山 幸弘  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	699,645
固定資産	382,597
合 計	1,082,242
負純 資産 及の び部	
流動負債	48,670
賞与引当金	2,451
固定負債	15,930
退職給付引当金	7,190
株主資本金	1,017,641
資本剰余金	10,000
資本準備金	1,021,612
利益剰余金	△13,971
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△13,971 (1,236)
合 計	1,082,242

**第10期決算公告** 令和7年6月13日  
名古屋市中区錦一丁目16番20号  
**岡谷ビジネスサポート株式会社**  
代表取締役社長 岩澤 浩平  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	50,611
固定資産	37,085
合 計	87,697
負純 資産 及の び部	
流動負債	28,888
固定負債	7,299
株主資本	51,509
資本剰余金	20,000
利益剰余金	31,509
利益準備金	3,320
その他利益剰余金(うち当期純利益)	28,189 (14,270)
合 計	87,697

**第27期決算公告** 令和7年6月13日  
名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号  
**岡谷薄板販売株式会社**  
代表取締役社長 藤井 秀和  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,798,347
固定資産	63,906
合 計	2,862,254
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,203,488
固定負債	31,555
株主資本	627,210
資本剰余金	90,000
利益剰余金	537,210
利益準備金	22,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	514,710 (7,684)
合 計	2,862,254

**第53期決算公告** 2025年6月13日  
滋賀県栗東市下鈎伊関140番地1  
**日清食品パックス株式会社**  
代表取締役 岩井 章  
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	6,695,024
固定資産	1,976,505
合 計	8,671,529
負純 資産 及の び部	
流動負債	4,995,676
固定負債	19,200
株主資本	3,656,653
資本剰余金	100,000
資本準備金	350,000
利益剰余金	350,000
利益準備金	3,206,653
その他利益剰余金(うち当期純利益)	112,500 (172,052)
合 計	8,671,529

**第27期決算公告** 2025年6月13日  
愛知県尾張旭市晴丘町池上1番地  
**日立ターミナルメカトロニクス株式会社**  
代表取締役取締役社長 鈴木 勝博  
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	2,606
固定資産	395
合 計	3,001
負純 資産 及の び部	
流動負債	981
固定負債	126
株主資本	1,893
資本剰余金	50
利益剰余金	1,843
利益準備金	12
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,830 (87)
合 計	3,001

**第21期決算公告** 2025年5月20日  
愛知県岡崎市鴨田町字辻11番5  
デラパートB  
**名古屋第一物流株式会社**  
代表取締役社長 石川 俊一  
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	437,779
固定資産	26,808
合 計	464,587
負純 資産 及の び部	
流動負債	173,028
固定負債	4,043
株主資本	287,516
資本剰余金	50,000
利益剰余金	237,516
利益準備金	12,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	225,016 (62,377)
合 計	464,587

**第75期決算公告** 令和7年6月12日  
京都府久世郡久御山町市田一の坪28番地の1  
**株式会社椿本スプロケット**  
代表取締役 鶴瀬 隆規  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,429,482
固定資産	1,483,183
合 計	4,912,665
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,057,090
固定負債	392,427
株主資本	3,456,148
資本剰余金	126,000
利益剰余金	3,330,148
利益準備金	31,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	3,298,648 (331,286)
評価・換算差額等	7,000
合 計	4,912,665

**第39期決算公告** 令和7年6月12日  
京都市南区吉祥院大河原町1番地  
**京都エレックス株式会社**  
代表取締役社長 留河 悟  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,834,376
固定資産	516,140
合 計	2,350,517
負純 資産 及の び部	
流動負債	841,077
固定負債	8,336
株主資本	119,950
資本剰余金	23,950
利益剰余金	1,389,489
利益準備金	80,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,309,489 (10,694)
負債・純資産合計	2,350,517

**第24期決算公告** 令和7年6月13日  
京都市中京区御池通東洞院西入笠屋町435  
**株式会社SCREENシステムサービス**  
代表取締役社長 長野 茂樹  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	828,160
固定資産	190,853
合 計	1,019,014
負純 資産 及の び部	
流動負債	390,804
固定負債	32,082
株主資本	596,127
資本剰余金	60,000
利益剰余金	536,127
利益準備金	15,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	521,127 (149,583)
合 計	1,019,014

**第27期決算公告** 2025年6月13日  
大阪市北区堂島1丁目6番20号  
**堂島アバンザ管理株式会社**  
代表取締役社長 前田 晃宏  
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	19,423
固定資産	15,520
合 計	34,943
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,573
固定負債	15,854
(うち退職給付引当金)	(5,854)
株主資本	12,515
資本剰余金	10,000
利益剰余金	2,515
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,515 (80)
合 計	34,943

**第75期決算公告** 令和7年6月13日  
大阪市中央区北久宝寺町2丁目5番7号  
**松竹芸能株式会社**  
代表取締役社長 山中 正博  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	313,355
固定資産	33,928
合 計	347,283
負純 資産 及の び部	
流動負債	271,453
固定負債	68,340
株主資本	7,490
資本剰余金	100,000
その他資本剰余金	30,000
利益剰余金	30,000
利益準備金	△ 122,509
△ 29,869	
△ 152,378	
△ 31,411	
合 計	347,283

**第60期決算公告** 令和7年6月12日  
京都市南区上鳥羽鉢立町11番地1  
任天堂株式会社  
代表取締役 村上 元  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	370,428
固定資産	1,341
合 計	371,769
負純 資産 及の び部	
流動負債	10,845
(うち賞与引当金)	(2,456)
株主資本	360,923
資本剰余金	10,000
利益剰余金	350,923
利益準備金	2,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	348,423 (24,448)
負債・純資産合計	371,769

## 第5期決算公告

2025年5月21日  
大阪市淀川区西宮原二丁目6番64号  
**I D E Cセールスサポート株式会社**  
代表取締役 鹿子沢悟史

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 370,313
	固定 資産 91,698
合 計	462,011
負純 資産 及の び部	流動 負債 283,180 固定 資本 33,201 資本 145,629 利益 100,000 利益 45,629 その他の利益 25,000 利益 20,629 (うち当期純利益) (454)
	合 計 462,011

## 第44期決算公告 令和7年5月20日

大阪市北区大淀中1丁目1番30号  
**ティーエス商事株式会社**  
代表取締役 松尾威一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 780,158
	固定 資産 8,535
合 計	788,693
負純 資産 及の び部	流動 負債 225,858 固定 資本 10,451 資本 552,383 資本 10,000 資本 20,000 資本 20,000 その他の資本 522,383 資本 3,700 資本 518,683 (うち当期純利益) (87,397)
	合 計 788,693

## 第37期決算公告

令和7年6月13日  
大阪市西淀川区御幣島2丁目12番24号  
**大阪メディア・サービス株式会社**  
代表取締役社長 下村 富久

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 641,289
	固定 資産 26,262
合 計	667,552
負純 資産 及の び部	流動 負債 76,914 固定 資本 590,637 資本 10,000 資本 580,637 資本 2,500 その他の資本 578,137 (うち当期純利益) (17,820)
	合 計 667,552

## 第2期決算公告 令和7年5月19日

大阪府高槻市塚原6丁目30番19号  
**株式会社ソーシャル・デザイナーズ・ベース**  
代表取締役社長 日下部貴彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 15,130
	固定 資産 190
資 産 合 計	15,320
負純 資産 及の び部	流動 負債 4,325 負債合計 4,325 株主資本 10,995 資本 3,000 利益 7,995 その他利益 7,995 (うち当期純利益) (7,851)
	純 資 産 合 計 10,995 負債・純資産合計 15,320

## 第50期決算公告 令和7年5月15日

大阪市北区梅田一丁目13番1号  
**大阪メタツインタワーズ・サウスダイキン福祉サービス株式会社**  
代表取締役社長 飯田 敏之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 3,096,742
	固定 資産 138,575
資 産 合 計	3,235,317
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,954,908 固定 負債 309,585 資本 970,823 資本 10,000 利益 960,823 利益 2,500 利益 958,323 その他利益 152,394 (うち当期純利益) (152,394)
	合 計 3,235,317

## 第28期決算公告 2025年5月22日

大阪市中央区本町3丁目6番4号  
**ガス保安検査株式会社**  
代表取締役社長 脇谷 英仁

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 996,147
	固定 資産 137,369
資 産 合 計	1,133,516
負純 資産 及の び部	流動 負債 505,405 固定 負債 122,081 資本 504,923 資本 30,000 利益 474,923 利益 7,500 利益 467,423 その他利益 88,909 (うち当期純利益) (88,909)
	合 計 1,133,516

## 第78期決算公告 令和7年6月12日

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号  
**オムロン関西制御機器株式会社**  
代表取締役 石山 信博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 5,390,095
	固定 資産 263,535
資 産 合 計	5,653,630
負純 資産 及の び部	流動 負債 2,057,376 固定 負債 384,877 資本 3,211,377 資本 310,000 利益 209 利益 2,901,167 利益 77,290 その他利益 2,823,877 (うち当期純利益) (304,292)
	合 計 5,653,630

## 第45期決算公告 2025年5月19日

大阪市中央区平野町2丁目3番7号  
**株式会社キンセイセラミックス**  
代表取締役 藤川 宗哲

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 249
	固定 資産 133
資 産 合 計	382
負純 資産 及の び部	流動 負債 43 固定 負債 4 資本 335 資本 80 利益 255 利益 13 利益 241 その他利益 19 (うち当期純利益) (19)
	合 負債・純資産合計 382

## 第8期決算公告 令和7年6月13日

大阪市中央区内久宝寺町三丁目1番9号  
**株式会社トランスポート21**  
代表取締役社長 山中 教嗣

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 88,072
	固定 資産 72,385
資 産 合 計	160,458
負純 資産 及の び部	流動 負債 118,019 固定 負債 (12,290) 資本 57,589 資本 15,150 利益 10,000 利益 25,150 その他利益 25,150 (うち当期純利益) (7,080)
	合 計 160,458

## 第54期決算公告 令和7年5月19日

奈良県桜井市大字戒重115番地  
**いわれ産業株式会社**  
代表取締役 西垣 泰幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 28,981
	固定 資産 221,963
資 産 合 計	250,944
負純 資産 及の び部	流動 負債 296 固定 負債 250,648 資本 95,000 資本 148,625 利益 46,767 利益 246 利益 46,521 その他利益 (2,492) 自己株式 △ 39,744
	合 計 250,944

## 第5期決算公告 令和7年6月13日

大阪市中央区久太郎町一丁目8番2号  
**小野薬品ヘルスケア株式会社**  
代表取締役 中井 章人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 457,587
	固定 資産 68,399
資 産 合 計	525,986
負純 資産 及の び部	流動 負債 426,532 固定 負債 3,190,000 資本 △ 3,090,546 資本 10,000 利益 △ 3,100,546 その他利益 (647,273)
	合 負債・純資産合計 525,986

## 第47期決算公告 令和7年6月13日

大阪市西区土佐堀一丁目3番7号  
**帝人エンジニアリング株式会社**  
代表取締役社長 志村 英治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 4,701
	固定 資産 1,330
資 産 合 計	6,031
負純 資産 及の び部	流動 負債 981 固定 負債 338 資本 4,712 資本 475 資本 128 資本 128 利益 4,109 その他利益 67 自己株式 4,042 (うち当期純利益) (141)
	合 計 6,031

## 第61期決算公告

令和7年6月13日  
広島県福山市一文字町3番2号  
**株式会社協同瓦斯**  
代表取締役 占部 浩道

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	4,398,885 724,710
	合計	5,123,595
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 利潤 その他の利益 自己株式	394,928 113,010 4,615,656 20,000 4,837,875 5,000 4,832,875 (うち当期純利益) △ 242,218
	合計	5,123,595

## 第43期決算公告 令和7年6月12日

岡山県津山市原308番地  
**津山段ボール株式会社**  
代表取締役 塩見 博行

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	162,589 83,881
	合計	246,471
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 自己株式	157,618 3,514 85,338 10,000 10,000 10,000 65,338 5,000 60,338 (12,167)
	合計	246,471

## 第37期決算公告 令和7年5月29日

島根県松江市平成町182番地42  
**株式会社松江ガスサービス**  
代表取締役 山内 政司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	81,931 1,267
	合計	83,199
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 自己株式	16,493 66,706 10,000 4,560 80,946 2,500 78,446 (3,434) △28,800
	合計	83,199

## 第55期決算公告 2025年6月13日

愛媛県松山市山越三丁目15番15号  
NTT山越北ビル

**株式会社テルテック四国**  
代表取締役社長 山本 英幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	67,189 5,622
	合計	72,811
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	21,774 1,165 49,871 10,000 39,871 2,500 37,371 (4,642)
	合計	72,811

## 第37期決算公告

令和7年6月13日  
香川県高松市一宮町字刷塚1431番地1

**株式会社JA香川県ライフサービス**  
代表取締役 香川 俊哉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	683,335 40,698
	合計	724,033
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	189,667 83,328 451,038 95,000 356,038 5,263 350,775 (63,444)
	合計	724,033

## 第29期決算公告 令和7年6月13日

広島県福山市曙町3丁目23番16号  
株式会社ダイエットクックサプライ

代表取締役社長 彦田 英靖

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	460 231
	合計	692
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	286 10 1 288
	合計	692

## 第78期決算公告

令和7年6月13日  
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号  
**株式会社ゼンリンプリンテックス**  
代表取締役社長 西村 仁哉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,494 4,055
	合計	5,550
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	1,188 156 4,197 92 4,105 24 4,081 (127) 7
	合計	5,550

## 第69期決算公告

令和7年5月30日  
愛媛県西条市ひうち3番地31  
**西条道路株式会社**  
代表取締役 中矢 憲一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	828,983 43,996
	合計	872,979
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	85,137 787,841 50,000 737,841 6,000 731,841 (62,239)
	合計	872,979

## 第65期決算公告 令和7年6月13日

愛媛県松山市祝谷町一丁目5番33号  
**株式会社愛媛教弘**  
代表取締役 高橋 猛

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	67,343 13,586
	合計	80,930
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	7,823 1,849 947 71,257 3,000 68,257 1,500 66,757 (11,435)
	合計	80,930

## 第29期決算公告

令和7年6月13日  
福岡市城南区長尾四丁目5番5号  
**株式会社ケアワーク九州**  
代表取締役 柳 倫明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	101,086 93,085
	合計	194,171
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	75,073 13,050 106,048 5,000 101,048 1,231 99,817 (17,419)
	合計	194,171

## 第76期決算公告 2025年6月13日

北九州市戸畠区中原先の浜46-80  
**新日本熱学株式会社**  
代表取締役 室田 智

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	8,138 482
	合計	8,620
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	2,585 277 5,722 380 5,342 95 5,247 (1,046) 36
	合計	8,620

## 第88期決算公告

令和7年6月13日  
福岡市東区大岳2丁目1番1号  
**西戸崎開発株式会社**  
代表取締役社長 的場 慎哉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	455,263 1,769,511
	合計	2,224,775
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 本金 资金 利息 利差 准备金 其他利益 剩余金 (うち当期純利益)	218,546 568,441 1,437,786 36,000 118,866 1,282,920 9,000 1,273,920 (60,665)
	合計	2,224,775



## 第46期決算公告

令和7年6月13日  
鹿児島市東開町2番5号  
株式会社日天  
代表取締役 鮫島 正

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	70,594
固定資産	5,877
合 計	76,471
負純 資産 及の び部	
流動負債	24,800
固定負債	45,000
株主資本	6,671
資本利益	45,000
利益剰余金	△38,328
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△38,328 (1,100)
合 計	76,471

## 第35期決算公告

2025年6月13日  
鹿児島市泉町3番3号  
株式会社九州経済研究所  
代表取締役 坂之上久之

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	554,759
固定資産	28,391
合 計	583,150
負純 資産 及の び部	
流動負債	277,987
固定負債	18,210
株主資本	286,953
資本利益	20,000
利益剰余金	266,953
利益準備金	5,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	261,953 (71,270)
合 計	583,150

## 第35期決算公告

令和7年6月13日  
鹿児島市唐湊四丁目4番5号  
株式会社山一商会  
代表取締役 吉永 勝志

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	262,587
固定資産	9,285
合 計	271,872
負純 資産 及の び部	
流動負債	172,672
固定負債	11,281
株主資本	87,919
資本利益	30,000
利益剰余金	57,919
利益準備金	7,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	50,419 (18,615)
合 計	271,872

## 第12期決算公告

令和7年6月13日  
名古屋市中村区名駅南一丁目20番10号  
一般財団法人FAROS経済研究所  
代表理事 水野 孝一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	23,011
合 計	23,011
負純 資産 及の びの 正部	
流動負債	2,001
負債合計	2,001
基 本 金	3,000
一般正味財産	18,010
正味財産合計	21,010
合 計	23,011

## 第9期決算公告

令和7年5月29日  
神奈川県海老名市勝瀬175番地の1  
一般社団法人海老名市地域公共交通協議会  
代表理事 萩原 圭一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	213,691
固定資産	3,496,281,000
合 計	3,496,494,691
負純 資産 及の び部	
流動負債	213,691
負債合計	213,691
基 本 金	3,496,281,000
利益剰余金	3,496,281,000
その他利益剰余金	3,496,281,000
純資産合計	3,496,281,000
負債・純資産合計	3,496,494,691

## 第51期決算公告

令和7年5月22日  
沖縄県沖縄市知花一丁目26番3号  
極東警備センター株式会社  
代表取締役 用田 恭裕

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	427,669
固定資産	5,224
合 計	432,893
負純 資産 及の び部	
流動負債	79,618
株主資本	353,275
資本剰余金	10,000
資本利益剰余金	3,000
その他資本剰余金	3,000
利益剰余金	340,275
利益準備金	340,275
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(52,394)
負債・純資産合計	432,893

第4期決算公告 令和7年6月13日  
千葉県船橋市高瀬町62番地5  
株式会社船橋デリカサービス  
代表取締役社長 高尾 亘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	326,678
固定資産	2,532,858
合 計	2,859,536
負純 資産 及の び部	
流動負債(賞与引当金)	511,127 (582)
固定負債	3,400,000
株主資本	△1,051,590
資本剰余金	98,000
資本準備金	98,000
利益剰余金	98,000
△1,247,590	△1,247,590
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(295,265)
合 計	2,859,536

## 第35期決算公告

令和7年6月13日  
福島県郡山市松木町2番25号  
株式会社日本化学環境センター  
代表取締役 助川 正

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	603,037
固定資産	237,029
合 計	840,066
負純 資産 及の び部	
流動負債	37,854
固定負債	217,288
株主資本	584,924
資本剰余金	10,000
資本利益剰余金	574,924
利益準備金	2,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	572,424 (158)
負債・純資産合計	840,066

## 第39期決算公告

2025年5月28日  
仙台市太白区郡山七丁目11番12号  
東北ノーミ株式会社  
代表取締役社長 嶋宮 浩栄

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,522,308
固定資産	133,014
合 計	1,655,322
負純 資産 及の び部	
流動負債	290,515
固定負債	63,979
株主資本	1,300,828
資本剰余金	32,000
資本利益剰余金	1,268,828
利益準備金	8,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,260,828 (105,329)
負債・純資産合計	1,655,322

第6期決算公告 令和7年6月13日  
東京都千代田区大手町一丁目4番2号  
MBアビエーション・アセット・インベストメント株式会社  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	327,702
固定資産	1,003,726
合 計	1,331,428
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,391
固定負債	2,054,338
株主資本	△749,367
資本剰余金	2,500
資本準備金	2,500
利益剰余金	△754,367
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△754,367
評価・換算差額等	(271,321)
負債・純資産合計	1,331,428

## 第35期決算公告

2025年6月13日  
東京都中央区築地五丁目6番10号  
株式会社ベイス

代表取締役社長 早川 茂

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	426,014
固定資産	97,647
合 計	523,661
負純 資産 及の び部	
流動負債	136,985
固定負債	182,392
株主資本	204,284
資本剰余金	20,000
資本利益剰余金	184,284
利益準備金	(5,000)
(その他利益剰余金)	(179,284)
(うち当期純利益)	(13,346)
合 計	523,661

## 第22期決算公告

令和7年6月13日  
千葉県松戸市松戸新田256番地11  
東葛レガシイ株式会社  
代表取締役 小島 昌夫

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,109
固定資産	2,303
合 計	3,413
負純 資産 及の び部	
流動負債	307
固定負債	11,468
株主資本	△8,362
資本剰余金	3,000
資本利益剰余金	△11,362
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△11,362 (0)
合 計	3,413

## 第33期決算公告

令和7年6月13日  
東京都港区赤坂一丁目12番32号  
株式会社メディア総合研究所  
代表取締役 二宮俊一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 408,778 固定資産 11,269 <b>資産合計</b> 420,048
負純 資産 及の び部	流动負債 81,392 株主資本 338,655 利益剰余金 100,000 利益準備金 251,155 その他利益剰余金 25,000 (うち当期純損失) 226,155 自己株式 △12,500 <b>負債・純資産合計</b> 420,048

## 第67期決算公告 令和7年5月30日

東京都文京区後楽二丁目20番16号  
エスビースパイス工業株式会社  
代表取締役 寺尾隆一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 2,253 固定資産 4,490 <b>資産合計</b> 6,743
負純 資産 及の び部	流动負債 1,644 株主資本 2,003 利益剰余金 3,043 利益準備金 32 その他利益剰余金 3,011 利益準備金 8 その他利益剰余金 3,003 (うち当期純利益) (499) 評価・換算差額等 52 <b>負債・純資産合計</b> 6,743

## 第27期決算公告

令和7年6月13日  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
東京共同会計事務所内

エイエムティー・ベンチャーズ・コーポレーション

日本における代表者 内山隆太郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 4,894,070 固定資産 58,370,679 <b>資産合計</b> 63,264,749
負純 資産 及の び部	流动負債 1,876,505 資本金及び資本剰余金 60,033,282 利益剰余金 1,396,034 <b>合計</b> △41,073
	<b>合計</b> 63,264,749

## 第3期決算公告 令和7年6月13日

東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
株式会社NTT Sports X  
代表取締役 下沖 正博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,238,534 固定資産 63,742 <b>資産合計</b> 2,302,277
負純 資産 及の び部	流动负债 987,528 負債合計 987,528 株主資本 1,314,748 資本剰余金 100,000 資本準備金 2,400,000 資本剰余金 2,400,000 利他利益剰余金 △1,185,251 利他利益剰余金 △1,185,251 <b>純資産合計</b> 1,314,748 <b>負債・純資産合計</b> 2,302,277

## 第50期決算公告 令和7年6月12日

東京都港区芝二丁目3番3号  
株式会社ロータス  
代表取締役 高橋 道明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,408,912 固定資産 462,957 <b>資産合計</b> 2,871,869
負純 資産 及の び部	流动负债 2,069,837 負債合計 2,069,837 株主資本 752,032 資本剰余金 100,000 資本準備金 652,032 利他利益剰余金 25,000 利他利益準備金 627,032 その他利益剰余金 (13,132) <b>合計</b> 2,871,869

## 第8期決算公告 令和7年6月12日

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
CTCビジネスエキスパート株式会社  
代表取締役 村川 肇

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 529,534 固定資産 113,969 <b>資産合計</b> 643,503
負純 資産 及の び部	流动负债 397,912 負債合計 397,912 役員賞与引当金 192,769 その他の流動負債 3,750 株主資本 201,392 資本剰余金 245,591 利他利益剰余金 100,000 利他利益準備金 145,591 その他利他利益剰余金 13,898 利他利益準備金 131,692 (うち当期純利益) (20,689) <b>合計</b> 643,503
	<b>負債・純資産合計</b> 643,503

## 第15期決算公告 2025年6月13日

東京都豊島区西池袋3丁目1番15号  
ViewSend ICT株式会社  
代表取締役 前江 建榮

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 368,503 固定資産 100,866 延資 12,736 <b>資産合計</b> 482,105
負純 資産 及の び部	流动负债 87,638 負債合計 87,638 株主資本 368,644 資本剰余金 △37,177 資本剰余金 100,000 資本準備金 8,631 利他利益剰余金 △145,808 利他利益剰余金 △145,808 新株予約権 (68,056) <b>合計</b> 482,105

## 第55期決算公告 令和7年6月13日

東京都江東区青海一丁目1番20号  
株式会社パンエイト  
代表取締役社長 上園 剛生

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,189,882 固定資産 844,410 <b>資産合計</b> 2,034,293
負純 資産 及の び部	流动负债 254,180 負債合計 254,180 株主資本 1,316,628 資本剰余金 30,000 資本準備金 1,286,628 利他利益剰余金 7,500 利他利益準備金 1,279,128 その他利益剰余金 (46,388) <b>合計</b> 2,034,293
	<b>負債・純資産合計</b> 2,034,293

## 第23期決算公告 令和7年6月13日

東京都小平市花小金井一丁目4番7号  
東栄ホームサービス株式会社  
代表取締役社長 佐藤 千尋

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,175,813 固定資産 521,704 <b>資産合計</b> 3,697,517
負純 資産 及の び部	流动负债 796,409 負債合計 796,409 株主資本 463,483 資本剰余金 2,755,674 利他利益剰余金 50,000 (その他利他利益剰余金) 2,705,674 (うち当期純利益) (324,643) <b>合計</b> 3,697,517
	<b>負債・純資産合計</b> 3,697,517

## 第54期決算公告 2025年6月13日

東京都千代田区東神田2丁目5番12号  
日化メンテナンス株式会社  
代表取締役社長 近藤 宗浩

貸借対照表の要旨(2025年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,163,282 固定資産 431,704 <b>資産合計</b> 3,594,987
負純 資産 及の び部	流动负债 1,135,152 負債合計 1,135,152 株主資本 94,344 資本剰余金 2,337,061 資本剰余金 100,000 資本準備金 30,000 利他利益剰余金 2,207,061 利他利益準備金 25,000 その他利益剰余金 2,182,061 評価・換算差額等 (194,136) <b>合計</b> 3,594,987

## 第61期決算公告 令和7年6月13日

東京都杉並区荻窪4丁目8番13号  
株式会社レイディックコンサルタント  
取締役社長 高濱 利光

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 28,136 固定資産 694 <b>資産合計</b> 28,830
負純 資産 及の び部	流动负债 2,658 負債合計 2,658 株主資本 26,172 資本剰余金 15,000 資本準備金 14,000 利他利益剰余金 14,000 利他利益準備金 △2,828 その他利益剰余金 5,000 △7,828 評価・換算差額等 (4,985) <b>合計</b> 28,830
	<b>負債・純資産合計</b> 28,830

## 第48期決算公告 令和7年6月13日

東京都新宿区北山伏町1番11号  
株式会社エム・エイチ・エス  
代表取締役 島村 英祐

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 681,605 固定資産 42,514 <b>資産合計</b> 724,120
負純 資産 及の び部	流动负债 105,968 負債合計 105,968 株主資本 7,158 資本剰余金 610,922 利他利益剰余金 10,000 利他利益準備金 150,000 利他利益準備金 450,992 その他利益剰余金 2,500 利他利益準備金 448,492 (うち当期純利益) (54,982) <b>合計</b> 724,120
	<b>負債・純資産合計</b> 724,120

## 第37期決算公告

令和7年6月13日  
東京都台東区元浅草二丁目6番7号  
**マタイ東北株式会社**  
代表取締役社長 井上 薫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 138,823
	固定資産 1,268
<b>資産合計</b>	<b>140,091</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 36,586
	固定負債 18,880
	資本 83,966
	利益剰余金 30,000
	その他利益剰余金 53,966
	(うち当期純利益) 53,966
	評価・換算差額等 (4,960)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>140,091</b>

## 第23期決算公告

令和7年6月13日  
東京都足立区千住3丁目92番地  
**北千住都市開発株式会社**  
代表取締役 渡邊 隆仁

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 741,503
	固定資産 1,187,777
<b>資産合計</b>	<b>1,929,280</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 250,647
	固定負債 1,191,860
	資本 486,771
	利益剰余金 150,000
	その他利益剰余金 336,771
	(うち当期純利益) 336,771
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,929,280</b>

## 第44期決算公告

令和7年6月13日  
東京都江東区青海一丁目1番20号  
**株式会社共同エディット**  
代表取締役社長 品田 正人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,159,317
	固定資産 247,510
<b>資産合計</b>	<b>1,406,827</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 280,765
	固定資本 525,219
	資本 600,842
	利益剰余金 20,000
	利益準備金 580,842
	その他利益剰余金 5,000
	(うち当期純利益) 575,842
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,406,827</b>

## 第38期決算公告

令和7年6月13日  
東京都板橋区赤塚四丁目37番8号  
**日章工業株式会社**  
代表取締役 井上 和人

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 46,643
	固定資産 4,638
<b>資産合計</b>	<b>51,281</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 14,272
	株主資本 37,009
	利益剰余金 10,000
	その他利益剰余金 27,009
<b>合計</b>	<b>51,281</b>

(注) 当期純利益 971千円

## 第17期決算公告

令和7年6月13日  
東京都台東区元浅草二丁目6番7号  
**株式会社ヘビーデューティ・バッグ・パートナーズ**  
代表取締役社長 井上 薫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 111,205
<b>資産合計</b>	<b>111,205</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 96,370
	株主資本 14,834
	利益剰余金 10,000
	その他利益剰余金 4,834
	(うち当期純利益) 4,834
<b>負債・純資産合計</b>	<b>111,205</b>

## 第24期決算公告

令和7年6月13日  
東京都台東区元浅草二丁目6番7号  
**柳沢マタイ株式会社**  
代表取締役社長 谷高 新簡

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 60,033
<b>資産合計</b>	<b>60,033</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 36,540
	株主資本 23,492
	利益剰余金 10,000
	その他利益剰余金 13,492
	(うち当期純利益) 13,492
<b>負債・純資産合計</b>	<b>60,033</b>

第47期決算公告 令和7年6月13日  
東京都品川区大崎二丁目1番1号**株式会社モスクレジット**  
代表取締役 平山 美夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,278
	固定資産 2,886
<b>資産合計</b>	<b>4,164</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 (賞与引当金) 2,098
	(引当金) (3)
	固定負債 62
	(株式給付引当金) (2)
	株主資本 2,004
	資本 300
	利益剰余金 1,704
	利益準備金 75
	その他利益剰余金 1,629
	(うち当期純利益) (266)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,164</b>

第7期決算公告 令和7年6月13日  
東京都豊島区東池袋四丁目23番15号**モンスターズエッグ株式会社**  
代表取締役 戸田 和宏

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 186,422
	固定資産 39,690
<b>資産合計</b>	<b>226,113</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 61,358
	固定負債 41,512
	株主資本 123,243
	資本 20,000
	利益剰余金 64,157
	資本準備金 64,157
	利益剰余金 39,085
	その他利益剰余金 39,085
	(うち当期純利益) (17,557)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>226,113</b>

第36期決算公告 令和7年6月13日  
東京都品川区大崎一丁目6番4号**新大崎勤業ビル**  
**カテナレンタルシステム株式会社**  
代表取締役 久岡 和久

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 243
	固定資産 1,635
<b>資産合計</b>	<b>1,883</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 514
	固定資本 759
	資本 609
	利益剰余金 99
	資本準備金 30
	利益剰余金 647
	(うち当期純利益) (13)
<b>自己株式</b>	<b>△168</b>
<b>合計</b>	<b>1,883</b>

## 第2期決算公告 令和7年6月12日

東京都江東区豊洲三丁目3番9号

**株式会社NTTデータ・コートック**

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 264
	固定資産 72
<b>資産合計</b>	<b>337</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 148
	—
	固定負債 188
	株主資本 100
	利益剰余金 100
	△11
	△11
	(うち当期純損失) (5)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>337</b>

## 第39期決算公告 令和7年6月13日

東京都港区東新橋二丁目14番1号

**株式会社バスク**

代表取締役社長 佐々木信一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 672,509
	固定資産 610,611
<b>資産合計</b>	<b>1,373,173</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 184,118
	固定負債 278,196
	株主資本 910,859
	資本 90,000
	利益剰余金 849,859
	利益準備金 22,500
	その他利益剰余金 827,359
	(うち当期純利益) (6,417)
	自己株式 △29,000
<b>合計</b>	<b>1,373,173</b>

## 第14期決算公告 令和7年6月12日

東京都港区東新橋二丁目14番1号

**株式会社Loco Partners**

代表取締役 鶴野 宏治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 451,866
	固定資産 626,807
<b>資産合計</b>	<b>1,078,673</b>
負純 資産 及の び部	流动負債 4,689,169
	ポイント引当金 53,492
	引当金 6,823
	株主資本 △3,610,495
	資本 461,855
	利益剰余金 2,094,235
	その他資本剰余金 2,094,235
	利益剰余金 △6,166,586
	(うち当期純損失) (440,354)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,078,673</b>

## 第2期決算公告 令和7年3月31日

東京都港区元麻布三丁目1番6号

OFFEKT株式会社

代表取締役 アンドリュー・ウェルガラ  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部 流動資産	894,244
資の 産部 資産合計	894,244
負純 資産及の び部 流動負債	143,053
負純 資産及の び部 株主資本金	751,191
負純 資産及の び部 資本利益	5,000,000
負純 資産及の び部 利益剰余金	△4,248,809
負純 資産及の び部 その他利益剰余金	△4,248,809
負純 資産及の び部 (うち当期純損失)	(3,259,114)
負債・純資産合計	894,244

## 第4期決算公告

令和7年6月12日 東京都江東区豊洲5-6-52

株式会社クリエイティブ・ラボ

代表取締役社長 岩本 靖

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部 流動資産	89,778
資の 産部 資産合計	89,778
負純 資産及の び部 流動負債	208,563
負純 資産及の び部 負債合計	208,563
資の 産部 株主資本金	△118,785
資の 産部 利益剰余金	10,000
資の 産部 その他利益剰余金	△128,785
資の 産部 (うち当期純利益)	(2,666)
資の 産部 純資産合計	△118,785
負純 資産及の び部 負債・純資産合計	89,778

## 第72期決算公告

令和7年6月13日 東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番2号

三晃証券株式会社

取締役社長 古賀 伸一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部 流動資産	6,908
資の 産部 固定資産	98
資の 産部 資産合計	7,006
負純 資産及の び部 流動負債	2,389
負純 資産及の び部 特別法上の準備金	69
負純 資産及の び部 株主資本金	2
負純 資産及の び部 資本利益	4,544
負純 資産及の び部 利益剰余金	300
負純 資産及の び部 その他利益剰余金	336
負純 資産及の び部 (うち当期純利益)	3,908
負純 資産及の び部 負債・純資産合計	(26)
負債・純資産合計	7,006

## 第2期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
アルウッドドリーリーシング株式会社

代表取締役 畠岡 淳

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	2,722
資の 産部 合計	2,722
負純 資産及の び部 流動負債	29
負純 資産及の び部 株主資本金	2,693
負純 資産及の び部 利益剰余金	3,000
負純 資産及の び部 (その他利益剰余金)	△307
負債・純資産合計	2,722

(注) 当期純損失 6千円

## 第9期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
カイトリーシング株式会社

代表取締役 畠岡 淳

貸借対照表の要旨(令和6年11月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	8,114,671
資の 産部 固定資産	5,594,520
資の 産部 合計	13,709,191
負純 資産及の び部 流動負債	1,643,958
負純 資産及の び部 株主資本金	12,062,620
負純 資産及の び部 利益剰余金	2,613
負純 資産及の び部 利益剰余金	3,000
負債・純資産合計	13,709,191

(注) 当期純利益 6,036千円

## 第108期決算公告 令和7年6月5日

東京都江東区亀戸9丁目11番1号

東邦顔料工業株式会社

代表取締役社長 土屋 俊明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	1,644,852
資の 産部 固定資産	45,464
資の 産部 資産合計	1,690,317
負純 資産及の び部 流動負債	1,381,258
負純 資産及の び部 株主資本金	16,963
負純 資産及の び部 利益剰余金	292,095
負純 資産及の び部 利益準備金	96,000
負純 資産及の び部 利益剰余金	196,095
負純 資産及の び部 その他利益剰余金	16,537
負債・純資産合計	179,558
負債・純資産合計	(126,033)
負債・純資産合計	1,690,317

## 第8期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
シダーウッドナビゲーション株式会社

代表取締役 畠岡 淳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	2,756,111
資の 産部 固定資産	1,377,309
資の 産部 合計	4,133,420
負純 資産及の び部 流動負債	284,830
負純 資産及の び部 株主資本金	3,845,931
負純 資産及の び部 利益剰余金	2,659
負純 資産及の び部 (その他利益剰余金)	3,000
負債・純資産合計	4,133,420

(注) 当期純損失 0千円

## 第1期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
ドレートンリーシング株式会社

代表取締役 畠岡 淳

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	2,720
資の 産部 合計	2,720
負純 資産及の び部 流動負債	29
負純 資産及の び部 株主資本金	2,691
負純 資産及の び部 利益剰余金	3,000
負債・純資産合計	2,720

(注) 当期純損失 309千円

## 第1期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
クイーンウッドドリーリーシング株式会社

代表取締役 畠岡 淳

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	2,720
資の 産部 合計	2,720
負純 資産及の び部 流動負債	29
負純 資産及の び部 株主資本金	2,691
負純 資産及の び部 利益剰余金	3,000
負債・純資産合計	△309
負債・純資産合計	(△309)
負債・純資産合計	2,720

(注) 当期純損失 309千円

## 第41期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
ピーエアリーシング株式会社

代表取締役 畠岡 淳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	2,065
資の 産部 合計	2,065
負純 資産及の び部 流動負債	70
負純 資産及の び部 株主資本金	1,995
負純 資産及の び部 利益剰余金	3,000
負純 資産及の び部 (その他利益剰余金)	△1,005
負債・純資産合計	2,065

(注) 当期純損失 318千円

## 第24期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
カーンイギットリーシング株式会社

(旧商号 スカイクレイドルリーシング株式会社)

代表取締役 畠岡 淳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	2,221
資の 産部 合計	2,221
負純 資産及の び部 流動負債	35
負純 資産及の び部 株主資本金	2,186
負純 資産及の び部 利益剰余金	3,000
負純 資産及の び部 (その他利益剰余金)	△814
負債・純資産合計	2,221

(注) 当期純損失 203千円

## 第12期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
エンデバーリーシング株式会社

(旧商号 スクルドリーシング株式会社)

代表取締役 畠岡 淳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部 流動資産	4,220
資の 産部 合計	4,220
負純 資産及の び部 流動負債	572
負純 資産及の び部 株主資本金	3,648
負純 資産及の び部 利益剰余金	3,000
負純 資産及の び部 (その他利益剰余金)	648
負債・純資産合計	4,220

(注) 当期純利益 1,001千円

## 決算公告

令和7年6月13日  
東京都港区赤坂五丁目3番1号  
赤坂Bizタワー29階  
L C J B I U E 株式会社  
代表取締役 清水 俊孝

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 153,207 固定資産 4,513,715 合 計 4,666,922
負純 資産 及の び部	流動負債 16,776 長期株主資本 1,860,000 資本利益 2,790,146 その他資本剩余金 300,005 利益 2,546,255 利益 56,113 合 計 4,666,922

## 第9期決算公告

令和7年6月13日  
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
新宿アーランドタワー6階  
株式会社Japan Asset Management  
代表取締役 堀江 智生

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 265,889 固定資産 36,604 合 計 302,493
負純 資産 及の び部	流動負債 121,043 株主資本 181,449 資本利益 10,000 利益 171,449 利益 171,449 合 計 302,493

## 第22期決算公告

令和7年6月13日  
東京都中央区日本橋大伝馬町14-17  
株式会社日本ケアコミュニケーションズ  
代表取締役 佐藤 浩基

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,389,193 固定資産 366,157 合 計 1,755,350
負純 資産 及の び部	流動負債 1,090,258 賞与引当金 22,452 役員賞与引当金 5,700 固定負債 3,671 株主資本 661,420 本益余金 99,000 利益 562,420 利益 11,474 利益 550,946 その他利益 550,946 (うち当期純利益) (33,518) 合 計 1,755,350

## 第71期決算公告

令和7年6月13日  
東京都台東区北上野二丁目32番2号  
株式会社小島半田製造所  
代表取締役 小島 昌夫

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 475 固定資産 137 合 計 612
負純 資産 及の び部	流動負債 266 (賞与引当金) (6) 固定負債 53 株主資本 292 資本利益 30 利益 262 利益 7 その他利益 255 (うち当期純損失) (161) 合 計 612

## 第13期決算公告

令和7年5月26日  
東京都新宿区山吹町347番地  
株式会社EVENTIFY  
代表取締役社長 石黒 玲  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,367,745 固定資産 1,154,678 合 計 3,522,423
負純 資産 及の び部	流動負債 2,999,145 固定負債 9,338 株主資本 513,938 資本利益 225,000 利益 228,876 利益 225,000 利益 3,876 その他資本利益 60,062 利益 60,062 利益 106,668 合 計 3,522,423

## 第6期決算公告

令和7年6月13日  
東京都港区赤坂二丁目14番5号  
Daiwa赤坂ビル4階  
Narvar Japan株式会社  
代表取締役 ジエームス・エメリック  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 23,021,298 固定資産 904,368 合 計 23,925,666
負純 資産 及の び部	流動負債 18,225,816 株主資本 5,699,850 本益余金 1 資本利益 5,699,849 利益 5,699,849 その他利益 5,699,849 (うち当期純利益) (2,538,202) 合 計 23,925,666

## 第21期決算公告

令和7年6月12日  
横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号  
株式会社京急保険サービス  
代表取締役 大石 和佳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 928,207 固定資産 68,397 合 計 996,604
負純 資産 及の び部	流動負債 229,599 (うち引当金) (10,092) 固定負債 35,201 (うち引当金) (28,601) 株主資本 731,802 資本利益 50,000 利益 681,802 利益 12,500 その他利益 669,302 (当期純利益) (31,397) 負債・純資産合計 996,604

## 第19期決算公告

令和7年6月13日  
神奈川県平塚市四之宮一丁目12番1号  
第一三共ハピネス株式会社  
代表取締役 吉田 元

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 299,444 固定資産 13,544 緑延資産 16,047 合 計 329,035
負純 資産 及の び部	流動負債 87,490 固定負債 1,628 株主資本 239,917 資本利益 50,000 利益 50,000 利益 139,917 その他利益 139,917 (うち当期純利益) (21,219) 負債・純資産合計 329,035

## 第21期決算公告

令和7年6月12日  
北海道釧路市新野24番地1084  
釧路オートリサイクル株式会社  
代表取締役 松本 裕之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 136,564 固定資産 165,786 合 計 302,350
負純 資産 及の び部	流動負債 130,290 固定負債 52,373 株主資本 119,687 本益余金 50,000 利益 69,687 その他利益 69,687 (うち当期純損失) (29,118) 合 計 302,350

## 第46期決算公告

2025年6月13日  
静岡県三島市三好町3番27号  
電業社工事株式会社  
代表取締役 野村 育生

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 584,896 固定資産 18,584 合 計 603,480
負純 資産 及の び部	流動負債 193,526 固定負債 6,711 株主資本 403,243 資本利益 20,000 利益 383,243 利益 5,000 その他利益 378,243 (当期純利益) (53,307) 合 計 603,480

## 第42期決算公告

令和7年6月12日  
静岡県浜松市中央区高丘西三丁目1番5号  
株式会社ベストロジ静岡  
代表取締役 磯部 幸秀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 412,347 固定資産 36,150 合 計 448,497
負純 資産 及の び部	流動負債 163,242 固定負債 2,305 株主資本 282,950 資本利益 10,000 利益 272,950 利益 2,500 その他利益 270,450 (当期純利益) (28,651) 負債・純資産合計 448,497

## 第12期決算公告

2025年6月13日  
横浜市中区本町一丁目3番地  
新協和海運株式会社  
代表取締役社長 藤澤 昌也

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 608,552 固定資産 70,238 合 計 678,790
負純 資産 及の び部	流動負債 92,153 賞与引当金 32,281 固定負債 101,590 退職給付引当金 101,590 株主資本 485,047 資本利益 10,000 利益 475,047 利益 2,500 その他利益 472,547 (当期純利益) (29,637) 負債・純資産合計 678,790

**第47期決算公告** 令和7年5月29日  
大分県大分市畠中2丁目8番56号  
**大分ノーミ株式会社**  
代表取締役社長 松原伸二郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産 部	流動資産 229,423,509 固定資産 3,592,581
資 産 合 計	233,016,090
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 24,577,832 賞与引当金 4,301,766 株主資本 208,438,258 資本利益 10,000,000 利益剰余金 198,438,258 利益準備金 7,300,000 その他利益剰余金 191,138,258 (うち当期純利益) (30,251,582)
負債・純資産合計	233,016,090

**第22期決算公告** 令和7年5月29日  
鳥取県米子市角盤町一丁目30番地  
**株式会社木子高島屋**  
代表取締役 森 純二郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	流動資産 980,789 固定資産 2,141,538
資 産 合 計	3,122,327
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 1,187,688 固定负债 1,833,825 株主資本 100,815 資本利益 50,000 資本剰余金 1,324,598 資本準備金 1,129,150 その他資本剰余金 195,447 利益剰余金 △1,273,783 その他利益剰余金 △1,273,783 (うち当期純損失) (157,039)
合 計	3,122,327

**第9期決算公告** 2025年5月23日  
大阪府豊中市二葉町三丁目1番1号  
**株式会社Hanavax**  
代表取締役 沼 徹哉

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	流動資産 25,201 固定資産 1,579
資 産 合 計	26,781
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 1,393 固定负债 25,388 株主資本 47,216 資本剰余金 114,504 資本準備金 31,160 その他資本剰余金 83,344 利益剰余金 △136,333 繰越利益剰余金 △136,333 (うち当期純損失) (2,305)
合 計	26,781
負債・純資産合計	26,781

**第76期決算公告** 令和7年5月22日  
青森県青森市中央一丁目23番4  
**青森三菱電機機器販売株式会社**  
代表取締役社長 林 均

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	4,135,263	流动負債	3,426,862
固定資産	2,410,703	固定負債	821,976
その他の資産	428,151	退職給付引当金	220,000
		固定資産将来損失引当金	30,000
		周年事業引当金	10,000
		株主資本	2,753,049
		資本利益	30,000
		資本剰余金	2,723,049
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,715,549
		(うち当期純利益)	(57,425)
		評価・換算差額等	△27,770
資産合計	6,974,117	負債・純資産合計	6,974,117

**第53期決算公告** 令和7年6月13日 北海道苫小牧市大成町一丁目11番25号  
**苫小牧熱供給株式会社**  
代表取締役 榎本 卓司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
固定資産	321,853	固定負債	18,585
熱供給事業固定資産	321,147	(退職給付引当金)	(6,435)
熱供給事業外固定資産	22	流动負債	89,793
		(賞与引当金)	(12,968)
投資その他の資産	684	(役員賞与引当金)	(3,120)
流動資産	347,280	負債合計	108,378
繰延資産	105	株主資本	560,860
		資本剰余金	320,000
		利益準備金	240,860
		その他利益剰余金	59,000
		(うち当期純利益)	181,860
資産合計	669,238	純資産合計	560,860
		負債・純資産合計	669,238

**第35期決算公告**

令和7年6月12日  
茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12  
**MHI原子力研究開発株式会社**  
取締役社長 加藤 政彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	1,564	流动負債	747
固定資産	2,321	固定負債	1,004
有形固定資産	2,258	退職給付引当金	73
無形固定資産	11	資産除去債務他	931
投資その他の資産	51	株主資本	2,134
		資本利益	400
		資本剰余金	1,734
		その他利益剰余金	1,734
		(うち当期純利益)	(115)
資産合計	3,885	負債・純資産合計	3,885

**第38期決算公告**

令和7年6月13日 山形県天童市石鳥居二丁目1番57号  
**株式会社デンソーエフエイ山形**  
代表取締役社長 岩崎 和俊

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	5,870	流动負債	2,119
固定資産	3,571	(退職給付引当金)	(443)
		(役員退職慰労引当金)	(53)
		株主資本	6,879
		資本剰余金	350
		資本準備金	3,446
		利益剰余金	3,083
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	3,070
		(うち当期純利益)	(644)
資産合計	9,441	純資産合計	9,441
		負債・純資産合計	9,441

**第19期決算公告**

令和7年6月12日  
埼玉県蕨市中央一丁目16番8号  
**株式会社沖ソフトウェアエキスパートサービス**  
代表取締役 土橋 基行

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	248,805	流动負債	194,294
固定資産	44,261	固定負債	2,035
		役員退職慰労引当金	250
		その他の債務	1,785
		株主資本	96,736
		資本利益	30,000
		資本剰余金	66,736
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	59,236
		(うち当期純利益)	(28,459)
資産合計	293,066	負債・純資産合計	293,066

**第54期決算公告**

令和7年6月13日 群馬県館林市下早川田町700番地  
**前原興産株式会社**  
代表取締役社長 前原 宏之

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	4,295,091	流动負債	15,217
固定資産	18,707,279	(法人税等引当金)	209
		固定負債	10,805,700
		株主資本	12,181,453
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	4,292,297
		利益剰余金	4,292,297
		利益準備金	7,789,156
		その他利益剰余金	5,812,721
		(うち当期純利益)	1,976,435
		(708,024)	
資産合計	23,002,370	純資産合計	23,002,370
		負債・純資産合計	23,002,370

## 第20期決算公告

2025年6月13日 東京都品川区大崎二丁目1番1号  
株式会社モストアカンパニー  
代表取締役 木野目徹也

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,400,223	流动負債	1,054,180
固定資産	177,969	(賞与引当金)	(92,279)
		固定負債	53,955
		(株式給付引当金)	(53,955)
		株主資本	2,470,056
		資本金	100,000
		資本剰余金	716,491
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	691,491
		利益剰余金	1,653,565
		その他利益剰余金	1,653,565
資産合計	3,578,192	負債・純資産合計	3,578,192

(注) 当期純損失 4,360千円

## 第84期決算公告

令和7年5月27日 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地  
NSKマイクロプレシジョン株式会社  
代表取締役社長 石井 俊和

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	13,792	流动負債	3,528
固定資産	2,330	固定負債	1,792
		株主資本	10,802
		資本剰余金	47
		資本準備金	5
		利益剰余金	5
		利益準備金	10,750
		その他利益剰余金	12
		(うち当期純損失)	10,738
		評価・換算差額等	(2,349)
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	16,122	負債・純資産合計	16,122

## 第88期決算公告

令和7年6月13日 東京都足立区千住線町一丁目18番1号  
岡谷精立工業株式会社  
代表取締役社長 吉田 寛

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,201,379	流动負債	286,080
固定資産	887,207	固定負債	316,230
		株主資本	2,463,104
		資本金	50,000
		資本剰余金	19,725
		資本準備金	19,725
		利益剰余金	2,393,379
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,380,879
		(うち当期純利益)	(161,531)
		評価・換算差額等	23,170
		その他有価証券評価差額金	23,170
資産合計	3,088,587	負債・純資産合計	3,088,587

## 第42期決算公告

令和7年6月13日 東京都八王子市北野町559番地6  
株式会社チルディー  
代表取締役 綱島 正芳

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,068,516	流动負債	940,770
固定資産	880,675	固定負債	199,465
	801,375	負債合計	1,140,235
有形固定資産	1,726	株主資本	808,956
無形固定資産	77,574	資本金	99,000
		資本剰余金	709,956
		資本準備金	26,888
		利益剰余金	683,068
		利益準備金	808,956
投資その他の資産		合計	1,949,191
		合計	1,949,191

(注) 当期純利益は102,424千円です。

## 第34期決算公告

2025年6月13日 東京都港区港南一丁目9番36号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティア  
代表取締役社長 林 徹

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,069,114	流动負債	3,266,267
固定資産	11,946,946	固定負債	4,408,692
		負債合計	7,674,959
株主資本	11,341,101		
資本金	280,000		
資本剰余金	160,000		
資本準備金	160,000		
利益剰余金	10,901,101		
利益準備金	60,000		
その他利益剰余金	10,841,101		
(うち当期純利益)	(1,101,020)		
純資産合計	11,341,101		
資産合計	19,016,060	負債・純資産合計	19,016,060

## 第23期決算公告

令和7年6月13日 東京都千代田区神田淡路町二丁目105番地  
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス  
代表取締役 勝山 文成

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	567,524	流动負債	350,323
固定資産	73,773	(うち賞与引当金)	(1,859)
		株主資本	290,974
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	90,974
		利益準備金	8,134
		その他利益剰余金	82,840
		(うち当期純利益)	(81,865)
投資その他の資産	641,297	負債・純資産合計	641,297

## 第53期決算公告

令和7年6月13日 東京都台東区今戸一丁目3番12号  
緑邦産業株式会社  
代表取締役 江口 徹雄

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	765,830
固定資産	88,297
	流动負債
	33,277
	固定負債
	622,544
	株主資本
	58,000
	資本剰余金
	2,000
	資本準備金
	2,000
	利益剰余金
	562,544
	利益準備金
	14,500
	その他利益剰余金
	548,044
	(268)
	評価・換算差額等
	40,370
	その他有価証券評価差額金
	40,370
資産合計	854,128
	負債・純資産合計
	854,128

## 第37期決算公告

2025年6月13日 東京都墨田区錦糸三丁目2番1号  
株式会社エルイーテック  
代表取締役社長 坂田 洋一

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,363	流动負債	508
固定資産	2,062	固定負債	184
		株主資本	4,769
有形固定資産	53	資本金	300
無形固定資産	19	資本剰余金	4,610
投資その他の資産	1,990	利益剰余金	75
		利益準備金	4,535
		その他利益剰余金	(258)
		(うち当期純利益)	△140
		自己株式	△36
		評価・換算差額等	△36
		その他有価証券評価差額金	△36
資産合計	5,426	負債・純資産合計	5,426

## 第53期決算公告

2025年6月13日

東京都新宿区若松町33番8号

株式会社ディライン

代表取締役社長 岩井 浩

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,494,366	流动負債	690,873
固定資産	298,972	賞与引当金	115,627
		その他の他	575,245
		固定負債	208,637
		退職給付引当金	200,998
		その他の他	7,638
		株主資本	893,829
		資本金	72,780
		利益剰余金	821,049
		利益準備金	5,090
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	815,959 (139,441)
資産合計	1,793,339	負債・純資産合計	1,793,339

## 第39期決算公告

2025年6月13日

東京都千代田区平河町一丁目2番10号

平河町第一生命ビルディング5階

第一生命カードサービス株式会社

代表取締役社長 今村 一男

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	6,301
固定資産	282
有形固定資産	3
無形固定資産	111
投資その他の資産	167
負債合計	5,292
株主資本	1,291
資本金	175
資本剰余金	125
(資本準備金)	(125)
利益剰余金	991
(利益準備金)	(7)
(その他利益剰余金)	(983)
(うち当期純利益)	(57)
純資産合計	1,291
合計	6,583
合計	6,583

## 第99期決算公告

令和7年6月13日 神奈川県海老名市柏ヶ谷四丁目11番1号

株式会社パブコ

代表取締役 秋山 健

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	5,974
固定資産	6,430
負債合計	11,367
株主資本	1,037
資本金	110
資本剰余金	790
その他資本剰余金	790
利益剰余金	137
利益準備金	73
その他利益剰余金	64
(うち当期純利益)	(217)
純資産合計	1,037
負債・純資産合計	12,404
資産合計	12,404

## 第110期決算公告

令和7年6月10日

川崎市川崎区東扇島38番地1

株式会社村山商店

代表取締役社長 各務 納

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	3,953,707	流动負債	588,641
固定資産	1,045,428	固定負債	862,160
繰延資産	7,021	株主資本	3,555,355
		資本金	75,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	3,486,069
		利益準備金	18,750
		その他利益剰余金	3,467,319
		(うち当期純利益)	(315,055)
		自己株式	△25,713
資産合計	5,006,157	負債・純資産合計	5,006,157

## 第48期決算公告

令和7年5月26日

山梨県甲府市上石田四丁目12番1号

株式会社パナホーム山梨

代表取締役社長 竹内 純

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,808	流动負債	425
固定資産	326	固定負債	232
有形固定資産	100	株主資本	1,477
無形固定資産	0	資本金	50
投資その他の資産	226	利益剰余金	1,427
		利益準備金	12
		別途積立金	1,505
		その他利益剰余金	△91
		(うち当期純損失)	(92)
資産合計	2,134	負債・純資産合計	2,134

## 第52期決算公告

令和7年6月13日

新潟県佐渡市泉1031番地5

セコム佐渡株式会社

代表取締役 白倉 憲

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	535,143	流动負債	31,353
固定資産	115,383	賞与引当金	6,368
		固定負債	14,808
		負債合計	46,161
		株主資本	604,365
		資本金	23,500
		資本剰余金	12,000
		資本準備金	12,000
		利益剰余金	568,865
		利益準備金	5,875
		その他利益剰余金	562,990
		(うち当期純利益)	(5,984)
		純資産合計	604,365
資産合計	650,527	負債・純資産合計	650,527

## 第40期決算公告

令和7年6月13日

長野県松本市大字和田4010番10

キッセイコムテック株式会社

代表取締役会長 神澤 錠二

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	4,861,964	流动負債	2,799,715
固定資産	4,507,252	固定負債	313,721
		株主資本	6,050,751
		資本金	334,000
		資本剰余金	126,000
		資本準備金	126,000
		利益剰余金	5,754,517
		その他利益剰余金	5,754,517
		(うち当期純利益)	(175,215)
		自己株式	△163,765
		評価・換算差額等	205,028
		その他有価証券評価差額金	205,028
資産合計	9,369,217	負債・純資産合計	9,369,217

## 第40期決算公告

令和7年3月18日

長野県塙尻市大字宗賀1番地

株式会社レゾナック・セラミックス

代表取締役 高橋 直也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	5,971,878	流动負債	2,736,509
固定資産	3,937,296	賞与引当金	191,990
		固定負債	2,544,519
		退職給付引当金	38,459
		株主資本	7,134,206
		資本金	460,000
		資本剰余金	41,000
		その他資本剰余金	41,000
		利益剰余金	6,633,206
		利益準備金	115,000
		その他利益剰余金	6,518,206
		(うち当期純利益)	(1,657,303)
資産合計	9,909,174	負債・純資産合計	9,909,174

## 第60期決算公告

令和7年6月6日

静岡県浜松市中央区材木町918番地1  
**富士物産株式会社**  
 代表取締役社長 湧美 誠  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,828	流动負債	2,418
固定資産	4,065	固定負債	1,614
有形固定資産	3,365	<b>負債合計</b>	<b>4,033</b>
無形固定資産	12	株主資本	1,860
投資その他の資産	687	資本金	480
繰延資産	1	利益剰余金	1,411
		利益準備金	128
		その他利益剰余金	1,283
		(うち当期純利益)	(170)
		自己株式	△31
		<b>純資産合計</b>	<b>1,860</b>
		負債・純資産合計	5,894
<b>資産合計</b>	<b>5,894</b>		

## 第64期決算公告

令和7年5月29日

長野県上田市常磐城3-4-1  
**オルガン製針株式会社**  
 代表取締役社長 瀧本 一喜  
**貸借対照表の要旨** (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,061	流动負債	633
固定資産	514	固定負債	250
有形固定資産	428	<b>負債合計</b>	<b>883</b>
無形固定資産	16	株主資本	692
投資その他の資産	69	資本金	32
繰延資産		利益剰余金	8
		利益準備金	652
		その他利益剰余金	652
		(うち当期純利益)	(50)
		<b>純資産合計</b>	<b>692</b>
		負債・純資産合計	1,575
<b>資産合計</b>	<b>1,575</b>		

## 第40期決算公告

令和7年6月12日

京都市左京区山端壱町田町14番地の1  
**叢山電鉄株式会社**

取締役社長 豊田 秀明

**貸借対照表の要旨**  
 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	610	流动負債	1,493
固定資産	4,134	固定負債	1,117
有形固定資産	4,093	株主資本	2,133
無形固定資産	12	資本金	250
投資その他の資産	28	利益剰余金	1,883
		その他利益剰余金	1,883
		(うち当期純利益)	(184)
<b>資産合計</b>	<b>4,745</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,745</b>

## 第39期決算公告

令和7年6月13日

静岡県掛川市領家1450番地  
**月島ジェイアクアサービス機器株式会社**

代表取締役 大橋 一聰

**貸借対照表の要旨**  
 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,978,497	流动負債	828,127
固定資産	429,040	固定負債	79,819
株主資本		資本金	1,499,591
資本剰余金		資本準備金	30,000
資本準備金		その他資本剰余金	55,401
その他資本剰余金		利益剰余金	7,500
		利益準備金	47,901
		その他利益剰余金	1,414,190
		利益準備金	1,200
		その他利益剰余金	1,412,990
		(うち当期純利益)	(407,799)
<b>資産合計</b>	<b>2,407,538</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,407,538</b>

## 第5期決算公告

令和7年6月13日 大阪府守口市京阪本通1丁目3番7号  
**旭東電気株式会社**

代表取締役社長 澤田 康博

**貸借対照表の要旨** (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,931,645	流动負債	2,773,262
固定資産	786,770	固定負債	224,201
株主資本		資本金	722,155
資本剰余金		資本準備金	99,000
資本準備金		その他資本剰余金	100,909
その他資本剰余金		利益剰余金	14,168
		その他利益剰余金	86,741
		利益剰余金	522,246
		その他利益剰余金	522,246
		(うち当期純利益)	(61,880)
評価・換算差額等	△	1,203	
繰延ヘッジ損益	△	1,203	
<b>資産合計</b>	<b>3,718,415</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,718,415</b>

## 第20期決算公告

令和7年6月13日

大阪市西区新町一丁目27番5号

**株式会社新タニガキ**

代表取締役社長 谷垣 歳宏

**貸借対照表の要旨**  
 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流動資産	147,549	流动負債	541,468
固定資産	657,847	固定負債	23,350
株主資本		資本金	227,834
資本剰余金		利益剰余金	20,000
資本準備金		利益準備金	207,834
その他資本剰余金		その他利益剰余金	713
		(うち当期純利益)	207,121
		評価・換算差額等	(2,616)
		その他有価証券評価差額金	12,742
			12,742
<b>資産合計</b>	<b>805,396</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>805,396</b>

## 第17期決算公告

令和7年6月12日

大阪市西区江戸堀1丁目3番15号

**石原テクノ株式会社**

代表取締役社長 下條 正樹

**貸借対照表の要旨**  
 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,752,819	流动負債	4,947,883
固定資産	362,743	固定負債	118,980
有形固定資産	296,078	株主資本	1,048,699
無形固定資産	731	資本金	100,000
投資その他の資産	65,933	資本剰余金	414,177
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	389,177
		利益剰余金	534,521
		その他利益剰余金	534,521
		(うち当期純利益)	(134,500)
<b>資産合計</b>	<b>6,115,563</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,115,563</b>

## 第46期決算公告

2025年6月12日

大阪市北区堂島1-6-20

**株式会社J.R西日本コミュニケーションズ**

代表取締役社長 伊藤 義彦

**貸借対照表の要旨**  
 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,210,139	流动負債	8,768,872
固定資産	2,804,231	(うち賞与引当金)	(407,953)
有形固定資産	1,922,566	固定負債	612,267
無形固定資産	101,967	(うち退職給付引当)	(485,767)
投資その他の資産	779,696	株主資本	15,633,230
		資本金	200,000
		利益剰余金	15,433,230
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	15,383,230
		(うち当期純利益)	(1,526,485)
<b>資産合計</b>	<b>25,014,370</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>25,014,370</b>

## 第66期決算公告

令和7年6月13日 大阪府堺市西区石津西町15番地1  
クリモトロジスティクス株式会社  
代表取締役社長 藤井 洋一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	872	流动負債	440
固定資産	45	賞与引当金	40
		その他の	400
		固定負債	29
		退職給付引当金	29
		株主資本	447
		資本金	90
		資本剰余金	60
		その他資本剰余金	60
		利益剰余金	297
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	281
		(うち当期純利益)	(10)
資産合計	917	負債・純資産合計	917

## 第4期決算公告

令和7年6月12日 大阪市北区梅田3丁目3番5号  
大和ハウスブルーム株式会社  
代表取締役社長 谷尾 裕之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	29,196	流动負債	11,345
固定資産	1,225	(うち賞与引当金)	(680)
		固定負債	170
		退職給付引当金	170
		負債合計	11,515
		株主資本	18,905
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	8,905
		その他利益剰余金	8,905
		(うち当期純利益)	(2,264)
		純資産合計	18,905
資産合計	30,421	負債・純資産合計	30,421

## 第88期決算公告

令和7年5月15日 大阪府八尾市神武町1番16号  
帝国チャック株式会社  
代表取締役社長 寺坂 創介

貸借対照表の要旨(令和7年3月20日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	5,866,291	流动負債	398,378
固定資産	6,763,888	固定負債	2,265
		株主資本	12,229,536
		資本金	95,186
		資本剰余金	63,913
		資本準備金	63,913
		利益剰余金	12,369,099
		利益準備金	5,039,661
		繰越利益剰余金	7,329,438
		(うち当期純利益)	(497,112)
資産合計	12,630,179	自己株式	△ 298,662
		負債・純資産合計	12,630,179

## 第60期決算公告

令和7年5月12日 大阪府大東市冰野2丁目3番7号  
ニッポー株式会社  
代表取締役社長 内田 雅典

貸借対照表の要旨(令和7年3月20日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	流動負債 4,769
固定資産	固定負債 2,544
有形固定資産	負債合計 7,313
投資その他の資産	株主資本 11,143
繰延資産	資本金 330
	資本剰余金 165
	資本準備金 165
	利益剰余金 10,648
	利益準備金 100
	その他利益剰余金 10,548
	(うち当期純利益) (159)
資産合計	純資産合計 11,143
	負債・純資産合計 18,456

## 第23期決算公告

2025年6月13日 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスソシエ西日本  
代表取締役社長 勝野 章

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	5,258,452	流动負債	710,646
固定資産	1,415,576	固定負債	4,309,032
		退職給付引当金	4,265,631
		その他の	43,401
		負債合計	5,019,678
		株主資本	1,654,351
		資本金	40,000
		利益剰余金	1,614,351
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	1,604,351
		(うち当期純利益)	(217,520)
資産合計	6,674,029	純資産合計	1,654,351
		負債・純資産合計	6,674,029

## 第91期決算公告

令和7年6月12日 大阪府吹田市垂水町3丁目30番5号  
リック株式会社  
代表取締役 村山としき

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	27,926	流动負債	18,852
固定資産	2,889	固定負債	569
		株主資本	10,928
		資本金	221
		資本剰余金	70
		資本準備金	70
		利益剰余金	10,637
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	10,582
		(うち当期純利益)	(1,232)
		評価・換算差額等	466
		その他有価証券評価差額金	466
資産合計	30,815	負債・純資産合計	30,815

## 第8期決算公告

令和7年6月12日 大阪市北区中之島二丁目3番33号  
帝人メディカルテクノロジー株式会社  
代表取締役社長 田中 昭弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,596	流动負債	602
固定資産	643	賞与引当金	113
		その他の	489
		固定負債	160
		退職給付引当金	160
		株主資本	2,476
		資本金	100
		資本剰余金	996
		資本準備金	996
		利益剰余金	1,380
		その他利益剰余金	1,380
		(うち当期純利益)	(440)
資産合計	3,239	負債・純資産合計	3,239

## 第85期決算公告

2025年6月12日 大阪市西淀川区佃2丁目10番5号  
株式会社ハンシン建設  
代表取締役 宮本 和男

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	14,354	流动負債	6,327
固定資産	2,328	(うち完成工事補償)	(13)
		(引当金)	(84)
		固定負債	1,494
		(うち退職給付引当)	(1,166)
		株主資本	8,861
		資本金	400
		利益剰余金	8,461
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	8,361
		(うち当期純利益)	(6,864)
資産合計	16,683	負債・純資産合計	16,683

## 第1期決算公告

令和7年6月13日

広島市西区福島町一丁目23番13号

ヤクルトチャイルドサポート株式会社

代表取締役 宇多川清美

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	217,322	流動負債	125,308
固定資産	50,870	賞与引当金	26,000
		固定負債	13,168
		退職給付引当金	13,168
		株主資本	129,715
		資本金	10,000
		資本剰余金	91,572
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	89,072
		利益剰余金	28,143
		その他利益剰余金	28,143
		(うち当期純利益)	(28,143)
資産合計	268,192	負債・純資産合計	268,192

## 第34期決算公告

令和7年6月13日

広島市西区商工センター二丁目3番1号

株式会社イズミテクノ

代表取締役 本田 雅彦

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,203	流動負債	3,809
固定資産	587	賞与引当金	38
		役員賞与引当金	3
		固定負債	357
		退職給付引当金	344
		役員退職慰労引当金	12
		株主資本	18,623
		資本金	30
		利益剰余金	18,593
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	18,592
		(うち当期純利益)	(2,017)
資産合計	22,790	負債・純資産合計	22,790

## 第77期決算公告

令和7年6月13日

福岡県北九州市小倉北区西港町123番地2

関門食品株式会社

代表取締役 宮本 正敏

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	508,493
固定資産	1,958,792
繰延資産	3,449
	流動負債 (賞与引当金) 固定負債 (退職給付引当金) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)
資産合計	2,470,734
	負債・純資産合計

## 第54期決算公告

令和7年6月13日

香川県観音寺市池之尻50番地

株式会社JA香川県フードサービス

代表取締役 矢野 彰

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,701,685	流動負債	541,553
固定資産	182,697	(賞与引当金)	(14,632)
有形固定資産	131,363	固定負債	14,349
無形固定資産	5,172	退職給付引当金	6,790
投資その他の資産	46,162	役員退職慰労引当金	7,559
		株主資本	1,328,480
		資本金	48,000
		資本剰余金	70,000
		その他資本剰余金	70,000
		利益剰余金	1,210,480
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	1,198,480
		(うち当期純利益)	(92,194)
資産合計	1,884,382	負債・純資産合計	1,884,382

## 第52期決算公告

2025年6月13日

佐賀県鳥栖市藤木町1番地48

株式会社データプラス

代表取締役社長 永田 澄博

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,416	流動負債	114
固定資産	964	固定負債	162
	(うち退職給付引当)		(128)
		負債合計	276
		株主資本	2,026
		資本金	10
		利益剰余金	2,016
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	2,013
		(うち当期純利益)	(27)
		評価・換算差額等	78
		純資産合計	2,104
資産合計	2,380	負債・純資産合計	2,380

## 第50期決算公告

令和7年6月13日

福岡県京都郡苅田町新浜町1番25

株式会社九州鉄鋼センター

代表取締役社長 大江 康一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	2,967
固定資産	960
有形固定資産	881
無形固定資産	29
投資その他の資産	50
	流動負債
	固定負債
	負債合計
	株主資本
	資本金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	評価・換算差額等
資産合計	3,928
	負債・純資産合計

## 第7期決算公告

令和7年6月13日

埼玉県北本市荒井六丁目111番地

第一三共バイオテック株式会社

代表取締役 森野 達朗

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	17,883,760
固定資産	19,845,385
	流動負債
	固定負債
	役員退職慰労引当金
	その他の
	株主資本
	資本金
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
資産合計	37,729,146
	負債・純資産合計

## 第45期決算公告

2025年6月13日

山形県東根市大字東根甲5600番地の1

株式会社東根新電元

代表取締役社長 高坂 誠一

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	3,277
固定資産	3,901
	流動負債
	固定負債
	負債合計
	株主資本
	資本金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
資産合計	7,178
	負債・純資産合計

## 第27期決算公告

2025年6月13日 東京都中央区銀座2丁目16番10号  
**株式会社スワン**  
 代表取締役社長 江浦 聖治

## 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	896,304	流动負債	81,974
固定資産	52,147	固定負債	10,137
有形固定資産	39,781	負債合計	92,112
投資その他の資産	12,365		
		株主資本	856,339
		資本金	200,000
		資本剰余金	44,200
		利益剰余金	612,138
		その他利益剰余金	612,138
		(うち当期純利益)	(30,045)
		純資産合計	856,339
資産合計	948,452	負債・純資産合計	948,452

## 第26期決算公告

令和7年6月13日 千葉県松戸市新松戸3-4-1 新松戸センタービル302  
**株式会社いきいき舎**  
 代表取締役 松井 秀文

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	164,169
固定資産	144,502
	流动負債
	173,248
	退職給付引当金
	9,285
	役員退職慰労引当金
	2,213
	株主資本
	77,401
	資本剰余金
	25,000
	資本準備金
	1,238
	利益剰余金
	51,164
	利益準備金
	100
	その他利益剰余金
	51,064
	(うち当期純損失)
資産合計	308,671
	負債・純資産合計
	308,671

## 第6期決算公告

令和7年4月30日 東京都港区赤坂9丁目7番1号  
**n Cino株式会社**  
 代表取締役 野村 逸紀

## 貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	451,320	流动負債	598,814
固定資産	61,068	固定負債	3,610
		株主資本	△102,410
		資本金	90,000
		資本剰余金	410,000
		その他資本剰余金	410,000
		利益剰余金	△602,410
		その他利益剰余金	△602,410
		(うち当期純損失)	(148,229)
資産合計	512,388	新株予約権	12,374
		負債・純資産合計	512,388

## 第19期決算公告

令和7年6月13日 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号  
**第一三共ビジネスアソシエ株式会社**  
 代表取締役 高倉 謙爾

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	11,078
固定資産	1,354
	流动負債
	3,380
	固定負債
	840
	役員退職慰労引当金
	33
	その他の
	806
	株主資本
	8,211
	資本剰余金
	50
	資本準備金
	2,722
	その他資本剰余金
	2,722
	利益剰余金
	5,438
	利益準備金
	12
	その他利益剰余金
	5,426
	(うち当期純利益)
資産合計	12,432
	負債・純資産合計
	12,432

## 第26期決算公告

令和7年6月12日 東京都豊島区南大塚二丁目25番15号  
**ログイット株式会社**  
 代表取締役社長 米田 雅人

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	420	流动負債	182
固定資産	31	賞与引当金	9
		固定負債	8
		株主資本	260
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	60
		その他利益剰余金	60
		(うち当期純利益)	(0)
		評価・換算差額等	0
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	451	負債・純資産合計	451

## 第74期決算公告

2025年6月13日 東京都中央区築地5-6-10  
**株式会社共同テレビジョン**  
 代表取締役社長 石原 隆

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	10,903,555
固定資産	2,926,443
	流动負債
	2,078,337
	固定負債
	1,818,363
	負債合計
	3,896,701
	株主資本
	9,933,297
	資本剰余金
	150,000
	利益剰余金
	9,783,297
	利益準備金
	37,500
	その他利益剰余金
	9,745,797
	(うち当期純利益)
	(253,832)
資産合計	13,829,998
	負債・純資産合計
	13,829,998

## 第19期決算公告

2025年6月9日 東京都港区東新橋二丁目10番4号  
**株式会社キロ二一**  
 代表取締役社長 小西 典昭

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	1,866,007
固定資産	196,476
	流动負債
	1,612,399
	(27,000)
	固定負債
	62,346
	(退職給付引当金)
	(56,679)
	株主資本
	332,302
	資本金
	50,000
	利益剰余金
	282,302
	利益準備金
	1,000
	その他利益剰余金
	281,302
	(うち当期純利益)
	(10,053)
	評価・換算差額等
	55,435
	その他有価証券評価差額金
	55,435
資産合計	2,062,483
	負債・純資産合計
	2,062,483

## 第35期決算公告

2025年6月13日 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
**C T C エスピー株式会社**  
 代表取締役社長 上 克也

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	15,521
固定資産	275
	流动負債
	12,428
	賞与引当金
	332
	固定負債
	5
	負債合計
	12,428
	株主資本
	3,367
	資本剰余金
	200
	利益剰余金
	3,167
	利益準備金
	50
	その他利益剰余金
	3,117
	(うち当期純利益)
	(543)
資産合計	15,796
	負債・純資産合計
	15,796

## 第23期決算公告

令和7年6月12日

東京都江東区豊洲三丁目3番9号

NTTデータカスタマサービステクノロジ株式会社

代表取締役社長 窪田 靖巳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,853,736	流动負債	589,773
固定資産	384,272	固定負債	893,641
		(うち退職給付引当)	(893,641)
		株主資本	754,594
		資本金	100,000
		資本剰余金	238
		資本準備金	238
		利益剰余金	654,356
		その他利益剰余金	654,356
		(うち当期純利益)	(79,159)
資産合計	2,238,009	負債・純資産合計	2,238,009

## 第59期決算公告

2025年6月12日 東京都大田区平和島六丁目3番1号

東京団地冷蔵株式会社

代表取締役社長 佐野 義則

(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,131,352	流动負債	1,574,376
固定資産	28,287,726	固定負債	21,486,850
		負債合計	23,061,227
有形固定資産	26,866,640	株主資本	6,357,852
無形固定資産	63,224	資本金	100,000
投資その他の資産	1,357,862	資本剰余金	2,078,395
		資本準備金	2,078,395
		利益剰余金	4,412,995
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	4,312,995
		自己株式	△233,539
		純資産合計	6,357,852
資産合計	29,419,079	負債・純資産合計	29,419,079
			187,334千円

## 第24期決算公告

令和7年6月13日 東京都港区芝五丁目26番16号

株式会社ディーツーモンドシュガー・カンパニー

代表取締役 中祖 一夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5	流动負債	1
固定資産	4,580	負債合計	1
		株主資本	4,584
		資本金	59
		資本剰余金	4,551
		資本準備金	2,314
		その他資本剰余金	2,236
		利益剰余金	△25
		その他利益剰余金	△25
		(うち当期純損失)	(1)
資産合計	4,586	純資産合計	4,584
		負債・純資産合計	4,586

## 第40期決算公告

令和7年5月27日 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

株式会社DNPファインオプトロニクス

代表取締役 中村 治

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,160	流动負債	8,128
固定資産	10,065	賞与引当金	1,088
		固定負債	2,464
		退職給付引当金	2,461
		役員退職慰労引当金	3
		株主資本	28,633
		資本金	300
		資本剰余金	2,473
		資本準備金	862
		その他資本剰余金	1,611
		利益剰余金	25,860
		その他利益剰余金	25,860
		(うち当期純利益)	(11,749)
資産合計	39,225	負債・純資産合計	39,225

## 第53期決算公告

令和7年6月13日 東京都渋谷区渋谷一丁目24番8号

東建産業株式会社

取締役社長 竹内 正宏

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,089	流动負債	329
固定資産	142	賞与引当金	6
		その他の負債	323
		固定負債	24
		退職給付引当金	23
		その他の負債	1
		株主資本	878
		資本金	50
		資本剰余金	828
		資本準備金	12
		その他資本剰余金	815
		(うち当期純利益)	(44)
資産合計	1,232	負債・純資産合計	1,232

## 第39期決算公告

令和7年6月13日 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号

東急リニューアル株式会社

取締役社長 佐藤 順一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,431	流动負債	7,848
固定資産	640	賞与引当金	119
		その他の負債	7,728
		固定負債	228
		退職給付引当金	228
		株主資本	9,995
		資本金	100
		資本剰余金	56
		資本準備金	56
		利益剰余金	9,838
		その他利益剰余金	9,838
		(うち当期純利益)	(2,175)
		評価・換算差額等	△0
資産合計	18,071	負債・純資産合計	18,071

## 第38期決算公告

2025年6月13日 東京都大田区大森北二丁目1番1号

株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエイツ東日本

代表取締役社長 重原 勝則

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,959,107	流动負債	1,523,734
固定資産	1,765,445	固定負債	2,446,172
		退職給付引当金	2,168,508
		その他の負債	277,664
		株主資本	2,754,645
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,704,645
		資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	2,692,145
資産合計	6,724,552	負債・純資産合計	6,724,552
			513,033千円

## 第51期決算公告

令和7年6月13日 東京都墨田区太平1丁目26番2号

パナソニック電材ソリューションズ株式会社

代表取締役社長 植田 豊志

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	5,811,950
固定資産	1,834,357
	流动負債
	賞与引当金
	固定負債
	退職給付引当金
	株主資本
	資本金
	資本剰余金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
資産合計	7,646,307
	負債・純資産合計

## 第70期決算公告

令和7年6月13日 東京都墨田区緑2丁目18番3号MASSビルⅡ  
株式会社事業開発社  
代表取締役 土屋 光広

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	898,204	流动負債	351,749
固定資産	109,375	固定負債	54,302
		株主資本	592,172
		利益剰余金	50,000
		利益準備金	542,172
		その他利益剰余金	12,500
		(うち当期純利益)	529,672
		評価・換算差額等	(98,354)
		その他有価証券評価差額金	9,356
資産合計	1,007,579	負債・純資産合計	1,007,579

## 第17期決算公告

令和7年5月20日 東京都品川区西五反田2-30-4  
B R 五反田ビル7F  
株式会社WOOC  
代表取締役 阪谷 泰之

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,357,871	流动負債	653,568
固定資産	828,566	賞与引当金	39,378
		その他の負債	614,190
		固定資本	283,351
		株主資本	1,249,518
		資本剰余金	92,550
		資本準備金	82,550
		利益剰余金	1,074,418
		その他利益剰余金	1,074,418
資産合計	2,186,437	負債・純資産合計	2,186,437

## 第103期決算公告

令和7年6月12日 大阪市北区東天満2丁目6番5号  
宝産業株式会社  
代表取締役 京谷 達也

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,760	流动負債	1,966
固定資産	139	賞与引当金	49
		役員賞与引当金	6
		固定負債	81
		退職給付引当金	71
		役員退職慰労引当金	10
		株主資本	825
		資本金	40
		利益剰余金	785
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	775
		(うち当期純利益)	(150)
		評価・換算差額等	27
資産合計	2,899	負債・純資産合計	2,899

## 第38期決算公告

令和7年6月12日 愛知県名古屋市熱田区六番2丁目10番16号  
株式会社フイニティ  
代表取締役 服部 義彦

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	476,060	流动負債	409,712
固定資産	400,222	賞与引当金	15,900
		その他の負債	393,812
		固定負債	290,382
		退職給付引当金	20,010
		役員退職慰労引当金	14,820
		その他の負債	255,552
		株主資本	176,188
		資本金	30,000
		利益剰余金	146,188
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	138,688
		(うち当期純利益)	(41,242)
資産合計	876,282	負債・純資産合計	876,282

## 第20期決算公告

令和7年6月13日 香川県高松市香南町横井460番地1  
第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社  
代表取締役 八重樋宏志

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	9,968
固定資産	1,518
	流动負債
	378
	退職給付引当金
	214
	役員退職慰労引当金
	16
	その他の負債
	147
	株主資本
	9,162
	資本金
	100
	資本剰余金
	2,110
	資本準備金
	6
	その他資本剰余金
	2,103
	利益剰余金
	6,951
	その他利益剰余金
	6,951
	(うち当期純利益)
資産合計	11,487
	負債・純資産合計
	11,487

## 第91期決算公告

令和7年5月23日 大阪市西淀川区歌島三丁目3番6号  
シモダL & C株式会社  
代表取締役 下田 寛二

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	43,199
固定資産	19,416
繰延資産	15
	流动負債
	763
	固定負債
	49,624
	資本金
	470
	資本剰余金
	5
	資本準備金
	5
	利益剰余金
	49,191
	利益準備金
	140
	その他利益剰余金
	49,051
	(うち当期純利益)
	(2,445)
資産合計	62,630
	負債・純資産合計
	62,630

## 第5期決算公告

令和7年6月13日 東京都豊島区南池袋一丁目18番21号  
株式会社e. デパートマーケティング  
代表取締役 田口 広人

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	551,904
固定資産	282,768
	流动負債
	277,727
	固定負債
	52,285
	負債合計
	330,013
	株主資本
	504,659
	資本金
	500
	資本剰余金
	535,955
	資本準備金
	500
	その他資本剰余金
	535,455
	利益剰余金
	△31,796
	その他利益剰余金
	△31,796
	(当期純利益)
	(2,129)
資産合計	834,672
	純資産合計
	504,659
	負債・純資産合計
	834,672

## 第16期決算公告

令和7年6月13日 茨城県小美玉市上玉里2227-1  
ヨコハマモールド株式会社  
代表取締役社長 廣瀬 克己

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	968
固定資産	940
繰延資産	27
	流动負債
	904
	(うち賞与引当金)
	(36)
	固定負債
	46
	(うち退職給付引当金)
	(46)
	負債合計
	950
	株主資本
	984
	資本金
	460
	利益剰余金
	525
	その他利益剰余金
	525
	(うち当期純利益)
	(93)
資産合計	1,935
	純資産合計
	984
	負債・純資産合計
	1,935

## 第53期決算公告

令和7年6月13日

富山県射水市沖塚原1番地の2  
イトウ重機工業株式会社  
代表取締役 上村 浩貴貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	553,517	流动負債	347,617
固定資産	709,067	(うち賞与引当金)	(11,646)
		固定負債	463,916
		株主資本	449,650
		資本金	10,000
		利益剰余金	440,650
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	438,150
		(うち当期純利益)	(19,432)
		自己株式	△1,000
		評価・換算差額等	1,401
資産合計	1,262,585	負債・純資産合計	1,262,585

## 第24期決算公告

令和7年6月13日

東京都豊島区南池袋一丁目28番1号  
株式会社ごつお便  
代表取締役 懸 浩史

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	1,308
固定資産	1,112
	流动負債
	賞与引当金
	役員賞与引当金
	その他の
	固定負債
	負債合計
	株主資本
	資本金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(当期純利益)
	純資産合計
資産合計	2,421
	負債・純資産合計
	2,421

## 第70期決算公告

2025年6月12日

神戸市中央区元町通6丁目5番8号  
株式会社電電広告  
代表取締役 檜野 修一

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	348,227
固定資産	421,771
	流动負債
	固定負債
	退職給付引当金
	負債合計
	株主資本
	資本金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	純資産合計
資産合計	769,998
	負債・純資産合計
	769,998

## 第64期決算公告

令和7年6月12日

滋賀県長浜市大戌亥町730番地  
扶桑工業株式会社  
代表取締役 高橋 善孝

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	6,261,085
固定資産	2,734,374
	有形固定資産
	無形固定資産
	投資その他の資産
	繰延資産
	負債合計
	株主資本
	資本金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	純資産合計
資産合計	8,996,109
	負債・純資産合計
	8,996,109

## 第50期決算公告

令和7年5月29日

新潟県新潟市秋葉区川口580番地15  
ヒートロック工業株式会社  
代表取締役 岡村 修一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	415,124	流动負債	82,124
固定資産	256,045	(賞与引当金)	(16,720)
		(役員賞与引当金)	(252)
		(完成工事補償引当金)	(950)
		株主資本	583,158
		資本金	48,000
		利益剰余金	535,158
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	523,158
		(うち当期純利益)	(2,775)
		評価・換算差額等	5,886
		その他有価証券評価差額金	5,886
資産合計	671,170	負債・純資産合計	671,170

## 第44期決算公告

令和7年6月13日

長崎県松浦市調川町下免695番地55  
株式会社松浦養殖  
代表取締役 工藤 広武

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	676,982	流动負債	415,864
固定資産	298,621	(賞与引当金)	(15,610)
		固定負債	59,175
		(退職給付引当金)	(31,610)
		株主資本	500,563
		資本金	22,000
		利益剰余金	16,000
		資本準備金	16,000
		利益剰余金	462,563
		その他利益剰余金	462,563
		(うち当期純利益)	(846)
資産合計	975,603	負債・純資産合計	975,603

## 第34期決算公告

2025年6月13日

石川県能美市道林町へ49番地3  
株式会社コマツインターリンク  
代表取締役社長 南 克良

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,519,004	流动負債	355,077
固定資産	200,958	(賞与引当金)	10,539
		固定負債	145,387
		退職給付引当金	145,387
		株主資本	1,219,497
		資本金	90,000
		資本剰余金	314,682
		資本準備金	48,000
		その他資本剰余金	266,682
		利益剰余金	814,815
		利益準備金	5,860
		その他利益剰余金	808,955
		(うち当期純利益)	(49,295)
資産合計	1,719,962	負債・純資産合計	1,719,962

## 第43期決算公告

2025年6月13日

石川県能美市浜町又168番地13  
株式会社コマツソソ  
代表取締役社長 小泉 誠

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,309,469	流动負債	674,721
固定資産	996,829	(賞与引当金)	32,700
		固定負債	270,985
		退職給付引当金	265,985
		株主資本	2,360,591
		資本金	90,000
		資本剰余金	661,358
		資本準備金	75,000
		その他資本剰余金	586,358
		利益剰余金	1,609,233
		利益準備金	12,010
		その他利益剰余金	1,597,223
		(うち当期純利益)	(458,469)
資産合計	3,306,298	負債・純資産合計	3,306,298

## 第79期決算公告

令和7年6月12日 東京都足立区入谷六丁目3番1号  
東京千住青果株式会社

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	4,919,554	流动負債	1,511,487
固定資産	4,244,547	賞与引当金	20,000
		固定負債	306,148
		退職給付引当金	186,488
		株主資本	7,228,788
		資本準備金	337,000
		資本剰余金	62,232
		利益準備金	62,232
		利益剰余金	6,829,556
		利益準備金	88,000
		その他利益剰余金	6,741,556
		(うち当期純利益)	(251,775)
		評価・換算差額等	117,677
		有価証券評価差額金	117,677
資産合計	9,164,101	負債・純資産合計	9,164,101

## 第62期決算公告

2025年6月13日 福井県鯖江市川去町4号1番地  
吉田産業株式会社

代表取締役社長 吉田 晃

科目	金額	科目	金額
流动資産	862,177	流动負債	372,119
固定資産	296,061	賞与引当金	1,235
繰延資産	208	固定負債	88,652
		退職給付引当金	12,341
		株主資本	688,799
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	658,799
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	638,799
		(うち当期純利益)	(89,945)
		評価・換算差額等	8,874
		有価証券評価差額金	8,874
資産合計	1,158,447	負債・純資産合計	1,158,447

## 第8期決算公告

2025年6月13日

千葉県市原市五井南海岸2番地  
千葉アルコン製造株式会社  
代表取締役社長 田原 勝彦

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,993	流动負債	9,806
固定資産	11,811	(うち修繕引当金)	(589)
繰延資産	2,293	固定負債	14,021
		負債合計	23,828
		株主資本	△ 7,729
		資本準備金	2,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△ 11,729
		その他利益剰余金	△ 11,729
		純資産合計	△ 7,729
資産合計	16,098	負債・純資産合計	16,098

損益計算書の要旨  
(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)  
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	892
売上原価	4,674
売上総損失	3,781
販売費及び一般管理	245
業外収益	4,026
業外費用	5
常勤経営者報酬	786
税引前当期純損失	4,808
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△ 9
当期純損失	4,801

## 第14期決算公告

令和7年6月13日 総務県さいたま市大宮区宮町1-38-1  
KDX大宮ビル2階

一般社団法人埼玉県年金福祉協会

理事長 新堀 愛

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	
資の産部	4,402,327	
流动資産	336,652	
固定資産	合計 4,738,979	
	流動負債	3,810,014
	固定負債	269,393
	負債合計	4,079,407
負味財及産びの正部	一般正味財産 (特定資産充当額) 659,572 (79)	
	正味財産合計 659,572	
	合計 4,738,979	

## 第12期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区神田美土代町1番地  
エス・エム・ディ株式会社  
代表取締役社長 澤戸 保秀

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	38,131,970	流动負債	38,358,335
固定資産	684,423	賞与引当金	22,867
		その他の	38,335,468
		負債合計	38,358,335
		株主資本	458,058
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	408,058
		その他利益剰余金	408,058
資産合計	38,816,394	負債・純資産合計	38,816,394

損益計算書の要旨  
(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
売上高	832,965
売上原価	298,292
売上総利益	534,673
販売費及び一般管理	361,048
業外収益	173,624
業外費用	3,860
常勤経営者報酬	47,278
特別利益	130,206
特別損失	355
税引前当期純利益	14,503
法人税、住民税及び事業税	116,057
法人税等調整額	47,302
当期純利益	△ 7,477
	76,233

## 第1期決算公告

令和6年3月26日

東京都港区元麻布三丁目1番6号

TRJ一般社団法人

代表理事 米田 尚司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(円)	
資の産部	1	
固定資産	1	
資産合計	1	
負純資産及びの正部	流動負債	388,411
	株主資本	△388,410
	利益剰余金	△388,410
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(388,410)
	負債・純資産合計	1

## 第45期決算公告

2025年6月12日

東京都八王子市打越町2002番7  
株式会社日本テクノス

代表取締役社長 塩川 敦子

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,048,646	流动負債	273,893
固定資産	1,168,761	固定負債	206,750
有形固定資産	30,146	負債合計	480,643
無形固定資産	5,412	株主資本	1,726,925
投資その他の資産	1,133,202	資本準備金	100,000
		利益剰余金	968,086
		その他利益剰余金	944,765
		自己株式	46,346
		評価・換算差額等	898,418
資産合計	2,217,408	純資産合計	1,736,764
		負債・純資産合計	2,217,408

損益計算書の要旨  
(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
売上高	1,828,701
売上原価	1,160,013
売上総利益	668,687
販売費及び一般管理	517,683
業外収益	151,004
業外費用	86,108
常勤経営者報酬	755
特別利益	236,357
特別損失	—
税引前当期純利益	236,357
法人税、住民税及び事業税	74,527
法人税等調整額	4,862
当期純利益	156,968

## 第8期決算公告

令和7年6月13日

東京都港区麻布十番一丁目8番11号

株式会社カレイディスト

代表取締役 塚原 月子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)	
資の産部	40,548	
固定資産	4,112	
資産合計	44,660	
負味財及びの正部	流動負債	7,239
	固定資産	25,479
	資本	11,942
	利益剰余金	500
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	11,442
	負債・純資産合計	44,660

## 第3期決算公告

令和7年5月22日  
東京都港区虎ノ門1丁目17番1号  
虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階  
一般社団法人改革研究所  
代表理事 伊藤 伸

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	12,603
固 定 資 産	349
合 計	12,952
負味 債財 及 産 び の 正 部	6,128
固 定 負 債	—
負債合計	6,128
指定正味財産	—
一般正味財産	6,824
正味財産合計	6,824
合 計	12,952

## 第8期決算公告

令和7年6月13日  
東京都千代田区九段北一丁目13番12号  
KDDIデジタルデザイン株式会社  
代表取締役社長 酒井 健

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産	14,663
固定資産	256
合 計	14,919
流動負債	7,262
貯金引当金	448
その他	6,814
負債合計	7,262
株主資本	7,657
資本剰余金	3,500
資本準備金	3,500
利益剰余金	657
その他利益剰余金	657
純資産合計	7,657
資産合計	14,919
負債・純資産合計	14,919

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	29,615
売上原価	26,769
売上総利益	2,846
販売費及び一般管理費	2,393
営業外収益	454
営業外費用	23
営業常利益	477
営業常利損失	0
特税引前当期純利益	477
法人税、住民税及び事業税	217
法人税等調整額	△52
当期純利益	311

## 第66期決算公告

令和7年6月13日  
札幌市中央区北12条西20丁目2番2号  
札幌みらい中央青果株式会社  
代表取締役社長 山田 勝利

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	2,306,358
固 定 資 産	2,834,112
合 計	5,140,471
負純 資 産 及 び 部	1,673,679
流動負債	1,052,735
株主資本	2,414,056
資本剰余金	100,000
利益剰余金	517,809
(利益準備金)	1,796,246
(その他利益剰余金)	(45,000)
(うち当期純利益)	(1,751,246)
合計	(186,319)
負債・純資産合計	5,140,471

## 第15期決算公告

2025年6月13日 愛知県小牧市大草年上坂6368番地  
ニデックモビリティ株式会社  
代表取締役社長執行役員 和田 克弘

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産	30,126
固定資産	17,511
有形固定資産	5,341
無形固定資産	451
投資その他の資産	11,719
負債合計	18,152
株主資本	29,485
資本剰余金	5,000
資本準備金	3,954
利益剰余金	20,532
その他利益剰余金	20,532
純資産合計	29,485
資産合計	47,637
負債・純資産合計	47,637

## 損益計算書の要旨

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	31,461
売上原価	16,917
売上総利益	14,544
販売費及び一般管理費	11,452
営業外収益	3,092
営業外費用	1,308
営業常利益	4,400
営業常利損失	1,517
特税引前当期純利益	5,917
法人税、住民税及び事業税	2,406
法人税等調整額	137
当期純利益	3,373

## 第43期決算公告

令和7年5月27日  
宮城県仙台市若林区卸町東4丁目2番8号  
株式会社ホームエネルギー東北  
代表取締役 山崎 敏孝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	227,019
固 定 資 産	29,943
合 計	256,962
負純 資 産 及 び 部	157,754
流動負債	43,014
株主資本	56,194
資本剰余金	20,000
利益剰余金	36,194
利益準備金	1,070
その他利益剰余金	35,124
(うち当期純利益)	(12,560)
合 計	256,962

## 第67期決算公告

令和7年6月13日 大阪市北区西天満四丁目8番17号  
日昌株式会社  
代表取締役 小林 生貴

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
流動資産	22,245
固定資産	5,267
有形固定資産	2,727
無形固定資産	95
投資その他の資産	2,443
流動負債	5,820
株主資本	20,633
資本剰余金	515
資本準備金	3,917
その他資本剰余金	3,553
利益剰余金	16,201
利益準備金	109
その他利益剰余金	16,092
評価・換算差額等	0
資産合計	27,513
負債・純資産合計	27,513

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	32,094
売上原価	25,057
売上総利益	7,036
販売費及び一般管理費	6,095
営業外収益	940
営業外費用	408
営業常利益	101
営業常利損失	1,247
特税引前当期純利益	59
法人税、住民税及び事業税	1,189
法人税等調整額	159
当期純利益	25
△	1,004

## 第65期決算公告

令和7年5月30日  
福島県いわき市内郷御厩町三丁目168番地  
株式会社F SK

代表取締役 坂本 桂一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	2,895,837
固 定 資 産	647,823
合 計	3,543,661
負純 資 産 及 び 部	859,175
流動負債	90,839
株主資本	2,593,646
資本剰余金	16,000
利益剰余金	2,577,646
利益準備金	4,000
その他利益剰余金	2,573,646
(うち当期純利益)	(519,778)
合 計	3,543,661

## 第37期決算公告

2025年6月13日 大阪府大阪市北区大深町3番1号  
NTTビジネスソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 北山 泰三

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
流動資産	58,418
固定資産	37,195
有形固定資産	16,883
無形固定資産	3,831
投資その他の資産	16,481
流動負債	26,807
退職給付引当金	34,012
その他	2,662
株主資本	32,127
資本剰余金	100
資本準備金	30,219
その他資本剰余金	2,318
利益剰余金	27,901
利益準備金	1,808
その他利益剰余金	44
評価・換算差額等	1,764
△	5
資産合計	95,613
負債・純資産合計	95,613

## 損益計算書の要旨

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	189,291
売上原価	157,639
売上総利益	31,652
販売費及び一般管理費	26,866
営業外収益	4,786
営業外費用	555
営業常利益	1,653
営業常利損失	3,689
特税引前当期純利益	3,689
法人税、住民税及び事業税	1,002
法人税等調整額	△ 1,348
当期純利益	4,035

## 第4期決算公告

2025年6月13日 大阪市都島区東野田町四丁目15番82号  
 株式会社NTTマーケティングアクト ProCX  
 代表取締役社長 長徳慎二郎

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,559	流動負債	6,346
固定資産	9,087	受注損失引当金	365
有形固定資産	3,255	その他の負債	5,981
無形固定資産	498	固定負債	25,113
投資その他の資産	5,334	退職給付引当金	24,733
		その他の負債	380
		株主資本	4,186
		資本剰余金	100
		資本準備金	3,904
		その他の資本剰余金	2,002
		利益剰余金	1,902
		その他利益剰余金	182
		資産合計	35,646
		負債・純資産合計	35,646

損益計算書の要旨  
 (2024年4月1日から)  
 (2025年3月31日まで)

科目	金額
売上高	38,065
売上原価	33,711
売上総利益	4,354
販売費及び一般管理	8,042
営業損失	3,689
営業外収益	31
営業外費用	154
経常損失	3,811
税引前当期純損失	3,811
法人税、住民税及び事業税	△ 1,162
法人税等調整額	△ 470
当期純損失	2,179

## 第38期決算公告

令和7年6月13日 福島県福島市郷野目字東1番地  
 日東高分子加工株式会社  
 代表取締役社長 長沼 伸明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	249,038
流動資産	12,602
固定資産	合計
	261,640
負純資産及のび部	3,469
流動負債(賞与引当金)	(2,380)
株主資本	258,170
資本剰余金	10,000
利益準備金	248,170
その他の利益剰余金	2,500
利益準備金(うち当期純利益)	245,670
合計	(11,619)
	261,640

## 第22期決算公告

2025年6月13日

山口県周南市平和通一丁目10番の2  
 きらら債権回収株式会社  
 代表取締役社長 岡本 泰裕

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	479,897	流動負債	101,899
固定資産	309,276	負債合計	101,899
有形固定資産	155		
投資その他の資産	309,120	株主資本	687,274
		資本剰余金	500,000
		利益剰余金	187,274
		利益準備金	11,800
		その他利益剰余金	175,474
		純資産合計	687,274
資産合計	789,173	負債・純資産合計	789,173

損益計算書の要旨  
 (自 2024年4月1日)  
 (至 2025年3月31日)

科目	金額
売上高	66,498
売上総利益	66,498
販売費及び一般管理	60,062
営業利益	6,436
営業外収益	5,550
営業外費用	661
常利益	11,324
特利損失	11,324
税引前当期純利益	2,786
法人税、住民税及び事業税	△ 25
法人税等調整額	
当期純利益	8,563

## 第7期決算公告

令和7年5月26日

福島県相馬市尾浜字追川196  
 相馬市民市場株式会社

代表取締役 立谷 秀清

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	160,844
流動資産	4,908
固定資産	合計
	165,752
負純資産及のび部	51,504
流動負債	0
固定負債	114,248
株主資本	14,100
資本剰余金	0
利益準備金	100,148
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	(21,848)
合計	165,752

## 第32期決算公告

2025年5月30日

熊本県熊本市南区城南町舞原字西500番地1  
 アイシン九州株式会社

代表取締役社長 遠藤 真

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,454	流動負債	5,550
固定資産	4,523	固定負債	1,292
有形固定資産	3,658	株主資本	6,135
無形固定資産	24	資本剰余金	1,490
投資その他の資産	840	資本準備金	1,490
		利益剰余金	3,155
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	3,150
資産合計	12,978	負債・純資産合計	12,978

損益計算書の要旨  
 (自 2024年4月1日)  
 (至 2025年3月31日)

科目	金額
売上高	33,787
売上原価	31,652
売上総利益	2,134
販売費及び一般管理	1,424
営業利益	709
営業外収益	571
営業外費用	16
常利益	1,265
特利損失	28
税引前当期純利益	1,280
法人税、住民税及び事業税	398
法人税等調整額	△ 26
当期純利益	907

## 第75期決算公告

2025年6月13日

東京都中央区豊海町12番14号  
 株式会社築地フレッシュ丸都

代表取締役社長 寺田 宗彦

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科目	金額
資の産部	415,352
流動資産	162,731
固定資産	合計
	578,083
負純資産及のび部	684,613
流動負債	45,091
固定負債	△ 151,621
株主資本	10,000
資本剰余金	△ 161,621
利益準備金	2,500
その他の利益剰余金(うち当期純損失)	△ 164,121
合計	(44,390)
	578,083

## 第75期決算公告

令和7年5月29日

熊本市中央区手取本町6番1号  
 株式会社鶴屋百貨店

代表取締役社長 福岡 哲生

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,289	流動負債	8,418
固定資産	42,532	固定負債	10,632
有形固定資産	33,926	負債合計	19,050
無形固定資産	181	株主資本	27,165
投資その他の資産	8,424	資本剰余金	100
繰延資産	54	資本準備金	96
		利益剰余金	26,944
		利益準備金	1,659
		その他利益剰余金	28,825
資産合計	47,875	負債・純資産合計	47,875

損益計算書の要旨  
 (令和6年3月1日から)  
 (令和7年2月28日まで)

科目	金額
売上高	18,540
売上原価	8,392
売上総利益	10,148
販売費及び一般管理	9,893
営業利益	254
営業外収益	260
営業外費用	140
常利益	374
特利損失	2
税引前当期純利益	66
法人税、住民税及び事業税	310
法人税等調整額	1
当期純利益	105
	204

## 第51期決算公告

令和7年6月13日

東京都台東区北上野2-14-4

株式会社バンダイナムコエイ

代表取締役社長 春山 行夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額
資の産部	1,332,908
流動資産	317,881
固定資産	合計
	1,650,790
負純資産及のび部	425,925
流動負債	55,110
固定負債	0
株主資本	1,224,681
資本剰余金	10,000
利益準備金	1,214,681
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	2,700
繰延ヘッジ損益	1,211,981
	(319,324)
合計	183
	1,650,790



## 第32期決算公告

令和7年6月13日  
群馬県桐生市仲町三丁目16番9号  
**株式会社小島産業**  
代表取締役 小島 義隆  
貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	2,066 1,921
	資産合計	3,987
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 余金 (うち当期純損失)	2,052 10,605 △8,670 13,000 △21,670 △21,670 (952)
	負債・純資産合計	3,987

## 第29期決算公告

令和7年6月12日  
兵庫県宝塚市小浜1丁目2番15号  
**宝塚都市環境サービス株式会社**  
代表取締役 井上 輝俊

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 有形固定資産 投資その他の資産	103,260 340 340 0
	合計	103,600
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 余金 (うち当期純利益)	6,616 96,984 30,000 66,984 66,984 (5,085)
	合計	103,600

## 第37期決算公告

令和7年6月13日  
千葉県印西市鎌苅2025番地  
**株式会社アーネスト**  
代表取締役 林 三貴  
貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	3,746 54,128
	合計	57,874
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 余金 (うち当期純損失)	5,866 64,515 △2,507 20,000 △32,507 △32,507 (9,542)
	合計	57,874

## 第39期決算公告

2025年6月13日  
兵庫県西宮市西宮浜2丁目35番地4  
**サンキュウ・トランスポート・関西**  
代表取締役 楠森 英樹

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	627,773 310,363
	合計	938,136
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 余金 利益準備金 (うち当期純利益)	262,761 277,359 398,016 40,000 5,644 352,372 1,570 350,802 (42,081)
	合計	938,136

## 第1期決算公告

令和7年6月13日  
東京都千代田区永田町二丁目12番4号  
**株式会社STOCK163**  
代表取締役 野崎 重弥

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	101 286
	資産合計	388
負純 資産 及の び部	流动負債 負債合計	35 35
	株主資本 資本 利益 その他の利益 余金 (うち当期純損失)	353 400 △46 △46 (46)
	純資産合計	353
	負債・純資産合計	388

## 第82期決算公告

令和7年5月29日  
兵庫県姫路市飾磨区細江1300番地  
**飾磨海運株式会社**  
代表取締役 水田裕一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	870 1,356
	合計	2,226
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 余金 利益準備金 (うち当期純利益)	426 284 1,516 60 0 0 1,456 15 1,441 (91)
	合計	2,226

## 第15期決算公告

令和7年6月13日  
長野県松本市安曇2619番地  
**株式会社TMダイニング**  
代表取締役 大野 哲治

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	23,759 55,935
	資産合計	79,695
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 余金 (うち当期純損失)	354,064 17,767 △292,136 20,000 △312,136 △312,136 (5,996)
	合計	79,695

## 第55期決算公告

令和7年6月2日  
宮崎市花ヶ島町立毛1085番地  
**宮崎ダイハツ販売株式会社**  
代表取締役 春名 友樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	12,297,913 3,618,445
	合計	15,916,358
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 余金 利益準備金 (うち当期純利益)	11,557,618 689,141 3,669,599 40,000 3,629,599 10,000 3,619,599 (308,744)
	合計	15,916,358

**第19期決算公告** 令和7年6月13日  
埼玉県入間郡三芳町上富504番地2  
**株式会社ハローデリカ**  
代表取締役社長 正木 宏和  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	76 0 76
負純 資 産 及 び部	流动負債 固定負債 負債の部合計	37 0 37
	株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	39 10 29 29 (2)
	純資産の部合計	39
	合計	76

**第5期決算公告** 2025年6月13日  
石川県金沢市東山1丁目27番5号  
**インターリンク金沢株式会社**  
代表取締役社長 加藤はるみ  
**貸借対照表の要旨**(2024年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	401,251 25,649 <b>合 計</b> 426,901
負純 債 資 産 及 び部	287,907 2,513 6,652 6,652 132,341 50,000 82,341 5,710 76,631 (41,042) <b>合 計</b> 426,901

第17期決算公告  
令和7年2月26日 大阪府吹田市垂水町3-28-10  
株式会社サンコーエスティ  
代表取締役 成田 賢美  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 60,953
	固定資産 6,465
	資産合計 67,418
負純 資 産 及 び部	流动負債 7,113
	負債合計 7,113
	株主資本 60,305
負純 資 産 及 び部	資本剰余金 10,000
	利益剰余金 50,305
	その他利益剰余金 50,305 (うち当期純損失) (7,912)
負純 資 産 及 び部	純資産合計 60,305
	負債・純資産合計 67,418

第39期 決算公告  
2025年6月4日  
大阪市西区土佐堀二丁目5番4号  
株式会社サンユーサービス  
代表取締役社長 柏木 孝則  
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

第9期決算公告  
令和7年6月13日  
長野県上田市国分一丁目3番13号  
株式会社アクティブエースワン  
代表取締役 島羽 委崎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)						
	科 目			金額(円)		
資の 産部	流動資産	固定資産	資産	3,301,195		
	固有	定置	資産	727,870		
	繰延	處置	資産	578,149		
	合 計			4,607,214		
負純 資産 及の び部	流动負債	固定負債	資本	9,830,085		
	固有資本	定置資本	金	14,690,290		
	株主利益	資本剰余	金	△19,913,161		
	(うち当期純損失)	その他の利益	剰余金	17,500,000		
合 計			△37,413,161	△37,413,161		
			(△2,201,781)	(2,201,781)		
合 計				4,607,214		

第17期決算公告  
令和7年2月26日 大阪府吹田市垂水町3-28-10  
株式会社サンコーエスティ  
代表取締役 成田 賢美  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	12,574 76,902 <b>89,476</b>
負純 資 債 及 の び部	流动負債 固定負債 負債合計	1,409 7,000 <b>8,409</b>
	株主資本 資本利益 剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	81,066 80,000 1,066 1,066 (1,066)
	純資産合計	<b>81,066</b>
	負債・純資産合計	<b>89,476</b>

**第64期決算公告** 令和7年6月13日  
 兵庫県三木市大村1074番地の272  
**株式会社前田精版印刷所**  
 代表取締役 前田 君司  
**貸借対照表の要旨** (令和6年10月31日現在)

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を七百五十万円減少し  
一千万円とするにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
い。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。  
令和七年六月十三日

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりであります。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十三日  
大阪市浪速区湊町一丁目二番一七一三一〇二号

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を六千万円減少し二千  
万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
い。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千  
万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出さ  
い。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。

令和七年六月十三日

## 第46期決算公告

令和7年6月13日  
福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号  
福岡朝日ビルf a b b i t内  
**株式会社日本リメイク通商**  
代表取締役 藤 民子

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	60,847
固定資産	2,657
<b>資産合計</b>	<b>63,504</b>
負純資産及のび部	
流动負債	23,155
株主資本	40,348
資本金	20,000
利益剰余金	20,348
利益準備金	5,500
その他利益剰余金	14,848
(うち当期利益)	(12,861)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>63,504</b>

**組織変更公告**  
当社は、合同会社に組織変更することになりました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年6月13日

福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号  
福岡朝日ビルf a b b i t内  
**株式会社日本リメイク通商**  
代表取締役 藤 民子

## 決算公告

令和7年6月13日  
沖縄県那覇市おもろまち三丁目7番10号  
**株式会社ネオプランニング**  
代表取締役 樋口和真

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	41,488,654
固定資産	40,976,155
<b>資産合計</b>	<b>82,464,809</b>
負純資産及のび部	
流动負債	11,445,210
固定負債	86,329,100
退職給与引当金	4,807,100
株主資本	△15,309,501
資本金	10,000,000
利益剰余金	△25,309,501
その他利益剰余金	△25,309,501
(うち当期純損失)	(8,110,384)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>82,464,809</b>

**新設分割公告**  
当社は、新設分割により新設する株式会社ネオプランニング(住所:沖縄県那覇市おもろまち三丁目七番一〇号)に対して当社の建設業、サイン事業、石材事業に係る権利義務を承継させることにいたしました。この新設分割に伴い、当社はその商号を株式会社ネオ・プランニングに変更します。この会社分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年6月13日

沖縄県那覇市おもろまち三丁目七番一〇号  
**株式会社ネオ・プランニング**  
代表取締役 樋口和真

## 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

株式会社KRAFTONは、令和7年6月13日にモバイル用ゲーム「ディフェンススター」のサービスを終了しました。当社発行の前払式支払手段「ジェム」及び「クリスタル」(種族クリスタルは含みません)について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次とのおり払戻しを行いますので、未使用のジェム及びクリスタルをお持ちの方はお申出ください。

&lt;払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号&gt;

株式会社KRAFTON

&lt;払戻しを行う前払式支払手段の種類&gt;

ジェム、クリスタル(種族クリスタルは含みません)

&lt;払戻しの申出期間&gt;

令和7年6月13日(金)16:00から令和7年8月13日(水)23:59

上記の申出期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

令和7年6月13日

日本における代表者 KRAFTON JAPAN株式会社  
代表取締役 イ カンソク  
東京都渋谷区渋谷1-3-15 BIZ CORE 渋谷8F  
<https://www.krafton.com/ja/>

## 第1期決算公告

令和7年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
**山王プロパティー特定目的会社**  
取締役 粟国 正樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産	3,853,063
建物及び附属設備	2,525,295
器具及び備品	3,591
土地	1,324,175
その他の資産	375,157
流动資産	332,784
固定資産	35,495
投資その他の資産	35,495
繰延資産	6,878
<b>資産合計</b>	<b>4,228,220</b>
流動負債	47,992
固定負債	3,131,292
<b>負債合計</b>	<b>3,179,284</b>
貯蔵	1,048,936
特定期限負債	100
優先資本金	974,000
剩余金	74,836
当期末処分利益	74,836
<b>純資産合計</b>	<b>1,048,936</b>
税引前当期純利益	323
法人税、住民税及び事業税	
当期純利益	74,836

**損益計算書の要旨**  
(自 令和6年6月11日)  
(至 令和7年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	870,174
費用	819,239
営業業外収益	50,935
営業常利	24,225
営業外利	75,160
税引前当期純利益	75,160
法人税、住民税及び事業税	323
当期純利益	74,836

## 第48期決算公告

令和7年6月12日

埼玉県蕨市中央一丁目16番8号

**株式会社OKIソフトウェア**

代表取締役 片桐勇一郎

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 额
資の 産部	
流動資産	8,769,538
固定資産	3,539,471
<b>合 計</b>	<b>12,309,009</b>
負債及び純資産の部	
流动负债	4,497,405
工事損失引当金	187,861
製品保証引当金	2,467
偶発損失引当金	230,000
その他の負債	4,077,075
固定負債	4,104,325
退職給付引当金	3,967,961
その他の資本	136,364
株主資本	3,707,278
資本剰余金	400,000
資本準備金	936,860
その他資本剰余金	2,124
利益剰余金	934,735
利益準備金	2,370,418
その他利益剰余金	97,875
(うち当期純利益)	2,272,543
<b>合 計</b>	<b>12,309,009</b>

## 第34期決算公告

2025年6月12日

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目5番2号

株式会社ディースリー・パブリッシャー

代表取締役社長 今西 智明

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 额
資の 産部	
流動資産	4,682,889
固定資産	834,037
<b>資産合計</b>	<b>5,516,926</b>
負債及び純資産の部	
流动负债	392,900
(うち役員賞与引当)	(15,860)
(うち株式給付引当)	(1,801)
固定負債	65,529
退職給付引当金	65,529
株主資本	5,058,497
資本剰余金	100,000
その他資本剰余金	3,253,054
利益剰余金	1,705,442
利益準備金	25,000
その他利益剰余金	1,680,442
(うち当期純利益)	(446,694)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,516,926</b>

## 第84期決算公告

令和7年5月26日

横浜市金沢区鳥浜町12-51

海洋電子工業株式会社

代表取締役社長 榎本 英雄

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	12,973
	固定資産	4,862
資産合計		17,839
負債及び純資産の部	流動負債	7,941
	(賞与引当金)	3,798
	固定負債	543
	(退職給付引当金)	860
	(役員株式給付等引当金)	186
	商品保証引当金	684
	技術開発等引当金	6,100
	株主資本金	61
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	6,038
	利益準備金	15
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	6,023
	負債・純資産合計	(992)
負債・純資産合計		17,839

## 第26期決算公告

2025年6月12日

神奈川県厚木市岡田3050番地

厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役社長 村井 匠

## 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産の部	流动資産	1,848,765
	固定資産	1,338,255
資産合計		3,187,020
負債及び純資産の部	流动負債	332,921
	(賞与引当金)	(12,369)
負債合計		385,689
	固定負債	(87,801)
	(退職給付引当金)	(241)
負債合計		718,610
資産の部	株主資本	2,468,410
	資本金	450,000
資本剰余金		245,000
負債及び純資産の部	その他資本剰余金	245,000
	利益剰余金	1,773,410
純資産合計		4,170
資産の部	利益準備金	1,769,240
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	(161,390)
負債・純資産合計		2,468,410
負債及び純資産の部	負債・純資産合計	3,187,020

## 第34期決算公告

令和7年5月30日

東京都江東区福住二丁目3番10号

株式会社ヤマタネシステムソリューションズ

代表取締役社長 渡辺 泰勝

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目		金額
資産の部	流动資産	1,049
	固定資産	3,408
資産合計		4,457
負債及び純資産の部	流动負債	286
	固定負債	1,171
	退職給付引当金	480
	その他の負債	690
負債合計		1,457
資産の部	株主資本	1,169
	資本剰余金 <td>150</td>	150
資本準備金		1,019
負債及び純資産の部	その他利益剰余金	37
	(うち当期純利益)	981
評価・換算差額等		(145)
資産の部	その他有価証券評価差額金	1,830
	純資産合計	1,830
純資産合計		3,000
負債・純資産の部	負債・純資産合計	4,457

## 第70期決算公告

2025年6月13日

大阪市淀川区西中島5丁目5番15号

岩谷物流株式会社

代表取締役社長 大川 格

## 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科 目		金額
資産の部	流動資産	1,515,273
	固定資産	6,755,908
資産合計		8,271,181
負債及び純資産の部	流動負債	3,637,921
	(うち賞与引当金)	(39,731)
	固定負債	1,556,632
	(うち役員退職慰労引当金)	(19,757)
資産合計		8,271,181
負債及び純資産の部	株主資本金	3,076,627
	資本剰余金	441,300
	資本準備金	12,046
	利益剰余金	12,046
	利益準備金	2,626,281
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	102,000
	自己株式	2,524,281
	△	(226,199)
負債・純資産合計		8,271,181

## 第73期決算公告

2025年6月12日

大阪市中央区平野町2丁目3番7号

キンセイマテック株式会社

代表取締役 高橋 哲彦

## 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目		金額
資産の部	流動資産	16,416
	固定資産	3,042
資産合計		19,458
負債及び純資産の部	流動負債	8,868
	固定負債	359
負債合計		9,879
資産の部	株主資本	379
	資本剰余金	6
資本準備金		9,493
負債及び純資産の部	利益剰余金	94
	利益準備金	9,399
純資産合計		(1,141)
資産の部	利益剰余金(うち当期純利益)	350
	評価・換算差額等	354
純資産合計		3
負債・純資産の部	繰延ヘッジ損益	△
	その他有価証券評価差額金	354
負債・純資産合計		19,458

## 第69期決算公告

令和7年6月13日

愛知県豊田市衣ヶ原三丁目31番地

菱栄工機株式会社

代表取締役社長 櫻庭 正樹

## 貸借対照表の要旨

(2025年2月28日現在)(単位:千円)

科 目		金額
資産の部	流動資産	1,818,982
	固定資産	1,008,490
資産合計		2,827,473
負債及び純資産の部	流动負債	360,161
	固定負債	190,646
負債合計		550,808
資産の部	株主資本	2,251,059
	資本剰余金	77,000
資本準備金		70,648
負債及び純資産の部	その他資本剰余金	28,000
	利益剰余金	42,648
利益準備金		2,103,410
資産の部	利益剰余金(うち当期純利益)	15,820
	評価・換算差額等	2,087,590
純資産合計		(272,992)
負債・純資産の部	その他有価証券評価差額金	25,605
	純資産合計	25,605
純資産合計		2,276,664
負債・純資産の部	負債・純資産合計	2,827,473

## 2024年度決算公告

2025年6月13日

広島市西区楠木町四丁目6番23号

中国ベンド株式会社

代表取締役 山本 守

## 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 固定資産
	715,602 774,738
	合 計
	1,490,340
負債 及び 純 資 産 の 部	流動負債 賞与引当金 役員賞与引当金 製品等保証引当金 その他の流動負債 固定負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 その他の固定負債
	564,411 42,924 6,300 7,409 507,777 136,895 72,918 9,562 54,414
	負債合計
	701,307
	株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金
	775,411 10,000 765,411 2,500 762,911 (42,919) 13,621 13,621
	純資産合計
	789,033
	合 計
	1,490,340

## 第115期決算公告

令和7年5月28日

奈良県奈良市南京終町二丁目269番地

奈良トヨタ株式会社

代表取締役 菊池 攻

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 固定資産
	24,764 16,596 1
	資産合計
	41,361
負債 及び 純 資 産 の 部	流動負債 賞与引当金 その他の 固定負債 退職給付引当金 その他の 株主資本 資本剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金
	7,123 3,180 894 2,286 25,877 80 4,103 21,758 20 21,738 (2,178) △ 64 5,181 5,181
	負債・純資産合計
	41,361

## 第116期決算公告

令和7年6月12日

神戸市北区道場町生野96番地の1

富士チタン工業株式会社

代表取締役 野喜日出雄

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 固定資産
	6,668 4,092
	資産合計
	10,760
負債 及び 純 資 産 の 部	流動負債 賞与引当金 その他の 固定負債 退職給付引当金 その他の 株主資本 資本剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金
	2,741 158 2,583 1,752 953 799
	負債合計
	4,493
負債 及び 純 資 産 の 部	株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金 土地再評価差額金
	5,556 450 2,963 1,487 1,476 2,143 236 1,908 (273) 710 140 570
	純資産合計
	6,267
	負債・純資産合計
	10,760

## 第26期決算公告

2025年6月12日

東京都中央区明石町8番1号

ニンテンドーキューブ株式会社

代表取締役社長 西谷衆一郎

## 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 固定資産
	8,576,948 438,817
	資産合計
	9,015,766
負債 及び 純 資 産 の 部	流動負債 賞与引当金 その他の 固定負債 退職給付引当金 その他の 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 自己株式 △162,402
	1,233,793 33,527 1,200,266 187,285 169,769 17,516 7,594,687 483,750 325,500 254,625 70,875 6,947,839 6,947,839 (1,124,860) △162,402
	負債・純資産合計
	9,015,766

## 第34期決算公告

令和7年6月13日

東京都北区東田端二丁目1番3号

株式会社ニューテック康和

取締役社長 石井 浩司

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 固定資産
	2,668,665 312,657
	合 計
	2,981,323
負債 及び 純 資 産 の 部	流動負債 賞与引当金 その他の 固定負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金
	1,321,204 10,600 164,052 117,209 39,484 1,492,495 90,000 26,944 26,944 1,375,550 22,500 1,353,050 (354,772) 3,571 3,571
	合 計
	2,981,323

## 第17期決算公告

令和7年6月12日

東京都品川区大崎4丁目2番4号

東京ガスライフバルカンドー株式会社

代表取締役社長 首藤 浩明

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 固定資産
	3,523,521 734,909
	資産合計
	4,258,431
負債 及び 純 資 産 の 部	流動負債 賞与引当金 製品保証引当金 固定負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金
	1,437,886 386,761 532 251,237 237,339 8,800
	負債合計
	1,689,124
負債 及び 純 資 産 の 部	株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金
	2,569,307 100,000 1,313,244 116,302 1,196,942 1,156,062 1,156,062 (156,680)
	純資産合計
	2,569,307
	負債・純資産合計
	4,258,431

## 第103期決算公告

令和7年6月13日

大阪府枚方市出屋敷西町1-30-1

## 明治油脂株式会社

代表取締役社長 岩田 浩次

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	2,483,165
固定資産	3,137,455
合 計	5,620,620
負債及び純資産の部	
流動負債	863,906
固定負債	73,304
退職給付引当金	389,964
役員退職慰労引当金	386,397
主本資金	1,500
資本準備金	4,366,750
資本剰余金	38,000
その他の資本剰余金	1,273,020
利益剰余金	20
利得剰余金	1,273,000
その他の利得剰余金	3,055,730
純利益	9,500
その他利得剰余金	3,046,230
(うち当期純利益)	(56,983)
合 計	5,620,620

## 決 算 公 告

令和7年6月13日 東京都渋谷区南平台町2番17号

A-PLACE渋谷南平台6階

株式会社アトラス総合事務所

代表取締役 井上 修

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	579,629
固定資産	59,799
資 产 合 計	639,429
負純 資 産 及 び 部	
流動負債	70,912
固定負債	568,516
資本	10,000
利益	558,516
その他の利益	558,516
(うち当期純利益)	(27,359)
負債・純資産合計	639,429

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司へお問い合わせ下さい。

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

おりなり。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記のとおりです。

## 第45期決算公告

令和7年6月13日 東京都練馬区大泉学園町二丁目9番5号

株式会社藤宝運輸

代表取締役 大島 一弘

## 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	105,481
固定資産	11,870
資 产 合 計	117,351
負純 資 産 及 び 部	
流動負債	1,742
固定負債	6,007
負 債 合 計	7,749
株主資本	109,601
資本準備金	13,500
利益剰余金	96,101
その他の利益剰余金	96,101
(うち当期純損失)	(5,199)
純資産合計	109,601
負債・純資産合計	117,351

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を千三百四十万円減少し十萬円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であ

り、株主総会の決議は、令和七年五月二十三

日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司へお問い合わせ下さい。

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司へお問い合わせ下さい。

## 決 算 公 告

令和7年6月13日 福井県勝山市昭和町一丁目10番18号

ケイター株式会社

代表取締役 正木 孝和

## 貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,035,158	流動負債	551,179
固定資産	850,161	資本	1,802,129
緑延	395	資本準備金	532,407
		利益剰余金	100,000
		その他の資本剰余金	25,708
		利益剰余金	1,308
		準備金	24,400
		その他の利益剰余金	408,939
		準備金	52,500
		その他の利益剰余金	356,439
		(うち当期純損失)	(32,032)
資 产 合 計	2,885,715	自己株式	△2,241
		負債・純資産合計	2,885,715

## 第42期決算公告

令和7年6月13日 大阪市浪速区日本橋三丁目1番21号

株式会社福山商事

代表取締役 福山 高

## 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,396
固定資産	1,000
資 产 合 計	2,396
負純 資 産 及 び 部	
流動負債	3,920
負 債 合 計	3,920
株主資本	△ 1,524
資本準備金	3,000
利益剰余金	△ 4,524
その他の利益剰余金	△ 4,524
(うち当期純損失)	(94)
純資産合計	△ 1,524
負債・純資産合計	2,396

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部

を承継して存続し乙及び丙は解散する

ことにいたしましたので公報します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司へお問い合わせ下さい。

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記のとおりです。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司へお問い合わせ下さい。

**第1期決算公告** 令和7年6月13日  
 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号  
 虎ノ門37森ビル13階  
**newmo株式会社**  
 代表取締役 青柳 直樹  
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	16,287
固定資産	1,668
合 計	17,956
負純資産及のび部	
流動負債	334
固定負債	61
株主資本	17,560
資本剰余金	100
資本準備金	18,598
利益剰余金	18,598
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△1,137
合 計	17,956

資本の額の減少公告  
 当社は、資本金の額を三億六千五百五百万円から同月三十日までの日を払込期間とする株式の発行があつた場合には、資本金の額を当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分減少する旨にいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金といいたします。  
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。  
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年6月13日

東京都港区虎ノ門三丁目5番1号  
虎ノ門37森ビル13階  
代表取締役 青柳 直樹

**第86期決算公告** 令和7年6月13日  
 兵庫県神崎郡福崎町西治860-3  
**グローリーブロダクト株式会社**  
 代表取締役社長 香山 俊彦  
 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,981,070
固定資産	4,466,637
合 計	8,447,707
負純資産及のび部	
流動負債	2,829,183
固定負債	584,043
株主資本	5,034,481
資本剰余金	80,000
資本準備金	180,000
利益剰余金	4,774,481
利益準備金	20,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	4,754,481
合 計	(46,367)
	8,447,707

**第16期決算公告** 令和7年6月13日  
 横浜市港南区東芦が谷23番  
**株式会社シード**  
 代表取締役 本杉 匠  
 貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	82,608
固定資産	149,827
合 計	232,436
負純資産及のび部	
流動負債	27,505
固定負債	51,801
株主資本	153,129
資本剰余金	8,000
利益剰余金	145,129
その他利益剰余金(うち当期純利益)	145,129
合 計	(24,582)

新設分割公告  
 当社は、新設分割により新設する株式会社に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司の分割の翌日から一箇月以内にお申し出ください。  
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年6月13日  
東京都港区虎ノ門三丁目5番1号  
虎ノ門37森ビル13階  
代表取締役 青柳 直樹

**第50期決算公告** 2025年5月28日  
 群馬県高崎市矢島町160番地  
**富士ラベル株式会社**  
 代表取締役社長 原田 雄雄  
 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	479,953
固定資産	254,657
合 計	734,610
負純資産及のび部	
流動負債	35,358
固定負債	25,889
株主資本	626,804
資本剰余金	10,000
資本準備金	616,804
利益剰余金	2,500
利益準備金	614,304
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(2,295)
評価・換算差額等	46,559
合 計	734,610

**第36期決算公告**

令和7年6月13日 千葉市中央区新町1000番地  
**株式会社地域冷暖房千葉**  
 代表取締役 指田 孝雄  
 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金額	科 目	金額
固定資産	1,425	流動負債	175
有形固定資産	1,395	負債合計	175
その他の流動資産	29	株主資本	2,095
	845	資本剰余金	1,000
		その他利益剰余金	1,105
		自己株式	1,105
		純資産合計	△10
資産合計	2,270	負債・純資産合計	2,270

**損益計算書の要旨**  
 (自 令和6年3月1日)  
 (至 令和7年2月28日)  
 (単位:百万円)

科 目	金額
営業収益	1,051
営業費用	299
営業外収益	62
営業外費用	237
税引前当期純利益	0
法人税、住民税及び事業税	237
法人税等調整額	237
当期純利益	164

**第9期決算公告**

令和7年6月13日 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
**ケストレルリーシング株式会社**  
 代表取締役 畑岡 淳  
 貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	7,515,663
固定資産	3,891,934
合 計	11,407,597
負純資産及のび部	
流動負債	1,593,181
固定負債	9,811,721
株主資本	2,695
資本剰余金	3,000
利益剰余金	△305
その他利益剰余金(△305)	(△305)
合 計	11,407,597

(注)当期純損失 1千円

**第19期決算公告** 令和7年6月13日  
 東京都墨田区横川三丁目7番10号  
**ジェーユー・ハウジング株式会社**  
 代表取締役 上杉由紀子  
 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	53,264
固定資産	680
合 計	53,944
負純資産及のび部	
流動負債	5,141
固定負債	18,421
株主資本	30,382
資本剰余金	10,000
利益剰余金	20,382
その他利益剰余金(うち当期純損失)	20,382
合 計	(13,605)
	53,944

第6期決算公告  
 令和7年6月13日 東京都墨田区横川三丁目7番10号  
**ジェーユーコンストラクション株式会社**  
 代表取締役 上杉 周一  
 貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	140,588
固定資産	38
合 計	140,627
負純資産及のび部	
流動負債	124,820
固定負債	15,806
株主資本	5,000
資本剰余金	10,806
その他利益剰余金(うち当期純利益)	10,806
合 計	(5,442)
	140,627

合併公報  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 令和7年6月13日 東京都墨田区横川三丁目7番10号  
**(甲) ジェーユーコンストラクション株式会社**  
 代表取締役 上杉 周一  
 会社  
**(乙) ジェーユー・ハウジング株式会社**  
 代表取締役 上杉由紀子

**第20期決算公告** 令和7年6月13日  
愛知県春日井市大手町112番地1  
株式会社N Hコープレーション  
代表取締役 堀尾 成臣

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	10,311
固定資産	248,335
合 計	258,646
負純 資産 及の び部	
流動負債	33,807
固定負債	51,594
株主資本	173,244
資本剰余金	10,000
資本準備金	0
利益剰余金	0
利益準備金	163,244
その他利益剰余金(うち当期純利益)	163,244
合 計	258,646

**第60期決算公告** 令和7年6月13日  
愛知県春日井市大手町44番地  
堀尾物産株式会社  
代表取締役 堀尾 成臣

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	318,290
固定資産	1,193,190
合 計	1,511,480
負純 資産 及の び部	
流動負債	546,206
固定負債	338,262
株主資本	627,012
資本剰余金	30,000
資本準備金	58,000
利益剰余金	58,000
利益準備金	539,012
その他利益剰余金(うち当期純利益)	22,000
合 計	517,012
(46,497)	

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公報します。  
効力発生日は令和7年7月31日であります。両社の株主総会の承認決議は令和7年五月二十日に終了しております。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第9期決算公告** 令和7年6月13日  
名古屋市中区千代田三丁目15番8号  
アン・リレーションズ株式会社  
代表取締役 道田 優康

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	302,213
固定資産	30,620
合 計	332,833
負純 資産 及の び部	
流動負債	234,376
固定負債	111,803
株主資本	△13,345
資本剰余金	20,000
資本準備金	△33,345
利益剰余金	200
利益準備金	△33,545
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(5,157)
合 計	332,833

**第49期決算公告** 令和7年6月13日  
名古屋市中区千代田三丁目15番8号  
アン・クリエーションズ株式会社  
代表取締役 本多 功征

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	926,536
固定資産	327,949
合 計	1,254,485
負純 資産 及の び部	
流動負債	430,925
固定負債	535,794
株主資本	287,766
資本剰余金	49,500
資本準備金	2,500
利益剰余金	270,419
利益準備金	2,124
その他利益剰余金(うち当期純利益)	268,295
自己株式	(92,419)
合 計	△34,652

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第55期決算公告** 令和7年6月13日  
新潟県長岡市西新町2丁目5番24号  
株式会社キヨーワ  
代表取締役 後藤 功二

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	160,709
固定資産	34,163
合 計	194,873
負純 資産 及の び部	
流動負債	39,791
固定負債	—
株主資本	155,081
資本剰余金	10,000
資本準備金	145,081
利益剰余金	2,500
利益準備金	142,581
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(17,342)
合 計	194,873

**第64期決算公告** 令和7年6月13日  
広島県府中市中須町1227番地の1  
ジーエムエイチ後藤被服株式会社  
代表取締役 後藤 功二

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,487,120
固定資産	2,005,805
合 計	3,492,925
負純 資産 及の び部	
流動負債	683,009
固定負債	1,668
株主資本	2,808,247
資本剰余金	45,000
資本準備金	2,763,247
利益剰余金	11,250
利益準備金	2,751,997
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(156,618)
合 計	3,492,925

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第17期決算公告** 令和7年6月13日  
東京都中央区日本橋本石町四丁目4番11号  
日本橋SSビル2階  
株式会社ビズメイト  
代表取締役 金地 龍夫

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	75,310
固定資産	18,195
合 計	93,505
負純 資産 及の び部	
流動負債	73,621
固定負債	19,884
株主資本	5,000
資本剰余金	14,884
資本準備金	14,884
利益剰余金	(3,988)
その他利益剰余金(うち当期純利益)	
合 計	93,505

**第28期決算公告** 令和7年6月13日  
東京都世田谷区大原二丁目17番6-212号  
ジーエムビー株式会社  
代表取締役 金地 龍夫

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	139,579
固定資産	358,954
合 計	499,277
負純 資産 及の び部	
流動負債	368,023
固定負債	132,739
株主資本	△1,485
資本剰余金	10,000
資本準備金	△11,485
利益剰余金	△11,485
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(10,012)
合 計	499,277

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

**第3期決算公告** 令和7年6月13日  
山口県岩国市下14番地の5  
**株式会社酒のパッカス下関**  
代表取締役 江木 勝也

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	37,858
固定資産	4,965
総合	128
合 計	42,951
負純資産及のび部	
流動負債	19,108
固定負債	20,389
株主資本	3,454
資本利益	5,000
その他利益	△1,546
自己利益	△1,546
(うち当期純損失)	(3,218)
合 計	42,951

**第27期決算公告** 令和7年6月13日  
山口県岩国市下454番地16  
**株式会社江木食品**  
代表取締役 江木 勝也

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	163,814
固定資産	95,276
総合	201
合 計	259,291
負純資産及のび部	
流動負債	74,794
固定負債	174,972
株主資本	9,525
資本利益	8,000
その他利益	1,525
自己利益	1,525
(うち当期純損失)	(2,711)
合 計	259,291

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この株主総会の承認決議は令和7年二月二十六日に終了しております。この合併に對し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。

令和7年6月13日

令和7年6月13日

令和7年6月13日

**第58期決算公告** 令和7年6月13日  
長崎市滑石二丁目6番25号  
**株式会社富士歯科産業**  
代表取締役 鶴崎 純治

貸借対照表の要旨(令和7年3月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	279,794
固定資産	159,291
総合	1,166
合 計	440,253
負純資産及のび部	
流動負債	316,144
固定負債	81,681
株主資本	42,427
資本利益	10,000
その他利益	32,727
自己利益	5,000
(うち当期純損失)	27,727
合 計	(9,295)
合 計	440,253

**第23期決算公告** 令和7年6月13日  
長崎市大黒町9番8号  
**株式会社デンタルパートナー**  
代表取締役 國松 直紀

貸借対照表の要旨(令和6年7月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	240,084
固定資産	92,030
合 計	332,115
負純資産及のび部	
流動負債	193,696
固定負債	81,305
株主資本	57,114
資本利益	10,000
その他利益	47,114
自己利益	47,114
(うち当期純利益)	(10,275)
合 計	332,115

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年6月13日

令和7年6月13日

令和7年6月13日

**第4期決算公告** 令和7年6月13日  
福井市御幸三丁目1番25号  
**株式会社機工テクノ**  
代表取締役 山本 英治

貸借対照表の要旨(令和6年7月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	68,226
固定資産	59,801
合 計	128,027
負純資産及のび部	
流動負債	48,329
固定負債	58,923
株主資本	20,775
資本利益	10,000
その他利益	10,775
自己利益	10,775
(うち当期純利益)	(1,454)
負債・純資産合計	128,027

**第51期決算公告** 令和7年6月13日  
福井市成和一丁目3204番地  
**株式会社福井機工**  
代表取締役 山本 英治

貸借対照表の要旨(令和6年10月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,271,027
固定資産	645,926
合 計	1,916,954
負純資産及のび部	
流動負債	1,147,663
固定負債	321,242
株主資本	448,048
資本利益	10,000
その他利益	438,048
自己利益	2,500
(うち当期純利益)	435,548
負債・純資産合計	(21,700)
負債・純資産合計	1,916,954

**吸収分割公告**  
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年6月13日

令和7年6月13日

令和7年6月13日

**第10期決算公告** 令和7年6月13日  
岡山県津山市総社608番地2  
**株式会社桃太郎**  
代表取締役 玉田林太郎

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,073
(うち貸倒引当金)	(△4)
固定資産	14,614
合 計	15,687
負純資産及のび部	
流動負債	11,233
固定負債	5,950
株主資本	△1,496
資本利益	100
その他利益	△1,596
自己利益	△1,596
(うち当期純利益)	(213)
負債・純資産合計	15,687

**第9期決算公告** 令和7年6月13日  
岡山県津山市林田177番地6  
**株式会社桃太郎農園**  
代表取締役 玉田 裕美

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	11,811
(うち貸倒引当金)	(△13)
固定資産	457
合 計	12,269
負純資産及のび部	
流動負債	1,487
固定負債	10,781
株主資本	2,000
資本利益	8,781
その他利益	8,781
自己利益	8,781
(うち当期純利益)	(4,025)
負債・純資産合計	12,269

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年七月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年五月二十七日に終了しております。この合併に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。

令和7年6月13日

令和7年6月13日

令和7年6月13日

## 第20期決算公告

令和7年6月13日 東京都中央区日本橋三丁目14番10号

第一三共ヘルスケア株式会社

代表取締役 内田 高広

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	74,362	流动負債	36,618
固定資産	31,644	固定負債	67
		役員退職慰労引当金	33
		その他の	34
		負債合計	36,685
		株主資本	61,632
		資本金	100
		資本剰余金	23,284
		その他資本剰余金	23,284
		利益剰余金	38,248
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	38,223
		評価・換算差額等	7,689
		その他有価証券評価差額金	7,689
		純資産合計	69,321
資産合計	106,006	負債・純資産合計	106,006

## 損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	76,049	経常利益	13,340
売上原価	37,294	特別利益	91
売上総利益	38,755	特別損失	0
販売費及び一般管理費	25,832	税引前当期純利益	13,430
営業利益	12,922	法人税、住民税及び事業税	5,340
営業外収益	422	法人税等調整額	△907
営業外費用	4	当期純利益	8,997

## 第99期決算公告

令和7年6月12日 東京都港区芝浦一丁目1番1号

コニカミノルタジャパン株式会社

代表取締役社長 一條 啓介

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	53,284	流动負債	39,277
固定資産	15,340	固定負債	1,862
		負債合計	41,139
		株主資本	27,454
		資本金	397
		資本剰余金	1,919
		その他資本剰余金	1,919
		利益剰余金	25,137
		利益準備金	99
		その他利益剰余金	25,038
		(うち当期純利益)	(865)
		評価・換算差額等	30
		その他有価証券評価差額金	30
		純資産合計	27,485
資産合計	68,624	負債・純資産合計	68,624

## 損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	126,392	経常利益	3,782
売上原価	88,829	特別損益	△ 2,322
売上総利益	37,563	税引前利益	1,460
販売費一般管理費	33,916	法人税、住民税及び事業税	89
営業利益	3,647	法人税等調整額	504
営業外収益	270	当期純利益	865
営業外費用	135		

## 第21期決算公告

2025年6月13日 東京都中央区日本橋三丁目1番1号

株式会社メディセオ

代表取締役社長 今川 国明

## 貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	736,028	流动負債	722,075
固定資産	135,195	賞与引当金	2,971
		その他の	719,103
		固定負債	15,969
		退職給付引当金	9,708
		その他の	6,260
		負債合計	738,044
		株主資本	140,680
		資本金	100
		資本剰余金	20,853
		資本準備金	18,418
		その他資本剰余金	2,435
		利益剰余金	119,726
		利益準備金	33
		その他利益剰余金	119,693
		評価・換算差額等	△ 7,500
		その他有価証券評価差額金	2,296
		土地再評価差額金	△ 9,796
		純資産合計	133,180
資産合計	871,224	負債・純資産合計	871,224

## 損益計算書の要旨 (自2024年4月1日) (至2025年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	1,861,761	経常利益	26,124
売上原価	1,762,589	特別利益	398
売上総利益	99,172	特別損失	499
販売費及び一般管理費	80,195	税引前当期純利益	26,022
営業利益	18,977	法人税、住民税及び事業税	7,883
営業外収益	8,736	法人税等調整額	1,174
営業外費用	1,589	当期純利益	16,964

## 第26期決算公告

令和7年6月12日

東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 J Pタワー

株式会社NTTデータ先端技術

代表取締役社長 藤原 遠

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,955,573	流动負債	29,534,013
固定資産	12,560,380	賞与引当金	7,077
		その他の	29,526,935
		固定負債	2,719,901
		退職給付引当金	1,332,539
		その他の	1,387,362
		負債合計	32,253,915
		株主資本	15,261,972
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,052,393
		資本準備金	64,498
		その他資本剰余金	987,895
		利益剰余金	14,109,578
		その他利益剰余金	14,109,578
		評価・換算差額等	65
		その他有価証券評価差額金	65
		純資産合計	15,262,038
資産合計	47,515,953	負債・純資産合計	47,515,953

## 損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	75,615,498	経常利益	6,256,268
売上原価	58,193,259	税引前当期純利益	6,256,268
売上総利益	17,422,239	法人税、住民税及び事業税	2,130,366
販売費及び一般管理費	11,167,884	法人税等調整額	△ 96,625
営業利益	6,254,354	当期純利益	4,222,527
営業外収益	224,175		
営業外費用	222,261		

## 第70期決算公告

令和7年6月13日

福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号  
ベイサイドプラザ若松2F株式会社サンリブ  
代表取締役 真田 義文貸借対照表の要旨  
(令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	19,745	流动負債	41,335
固定資産	86,482	(賞与引当金)	(439)
有形固定資産	74,371	固定負債	41,130
無形固定資産	1,778	(退職給付引当金)	(497)
投資その他の資産	10,332	<b>負債合計</b>	<b>82,466</b>
		株主資本	23,576
		資本金	50
		資本剰余金	876
		資本準備金	876
		利益剰余金	22,649
		利益準備金	177
		その他利益剰余金	22,472
		評価・換算差額等	184
		その他有価証券評価差額金	184
		<b>純資産合計</b>	<b>23,761</b>
<b>資産合計</b>	<b>106,227</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>106,227</b>

損益計算書の要旨  
(自令和6年3月1日)  
(至令和7年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上収益	114,165	特別利益	580
売上原価	78,680	特別損失	715
売上総利益	35,485	税引前当期純利益	1,219
販売費及び一般管理費	34,482	法人税、住民税及び事業税	391
営業利益	1,002	法人税等調整額	130
営業外損益	352	<b>当期純利益</b>	<b>696</b>
経常利益	1,353		

## 第70期決算公告

令和7年6月13日

名古屋市昭和区滝川町47番地の24

光洋マテリカ株式会社

代表取締役 立松 武

## 貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	31,926	流动負債	25,439
固定資産	5,655	(うち賞与引当金)	(216)
有形固定資産		固定負債	1,717
無形固定資産		(うち退職給付引当金)	(71)
投資その他の資産		<b>負債合計</b>	<b>27,157</b>
		株主資本	9,504
		資本金	350
		資本剰余金	60
		利益剰余金	9,093
		利益準備金	87
		その他利益剰余金	9,006
		評価・換算差額等	920
		その他有価証券評価差額金	895
		繰延ヘッジ損益	24
		<b>純資産合計</b>	<b>10,424</b>
<b>資産合計</b>	<b>37,581</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>37,581</b>

## 損益計算書の要旨

(自令和6年3月1日)  
(至令和7年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	88,535	経常利益	1,492
売上原価	84,393	特別利益	1
売上総利益	4,142	特別損失	7
販売費及び一般管理費	2,668	税引前当期純利益	1,485
営業利益	1,473	法人税、住民税及び事業税	432
営業外収益	212	法人税等調整額	△ 21
経常費用	194	<b>当期純利益</b>	<b>1,074</b>

## 第30期決算公告

2025年6月13日 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号  
日本ベンチャーキャピタル株式会社  
代表取締役社長 多賀谷 実貸借対照表の要旨  
(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	5,099	流动負債	512
固定資産	168	(うち賞与引当金)	(5)
有形固定資産	11	固定負債	87
無形固定資産	17	(うち役員退職慰労引当金)	(87)
投資その他の資産	139	株主資本	4,648
		資本金	2,050
		資本剰余金	45
		その他資本剰余金	45
		利益剰余金	2,570
		利益準備金	279
		その他利益剰余金	2,290
		自己株式	△ 17
		評価・換算差額等	19
		その他有価証券評価差額金	19
<b>資産合計</b>	<b>5,267</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,267</b>

## 損益計算書の要旨

(自2024年4月1日)  
(至2025年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	1,786	経常利益	806
売上原価	168	税引前当期純利益	806
売上総利益	1,618	法人税、住民税及び事業税	263
販売費及び一般管理費	813	法人税等調整額	△ 3
営業利益	805	当期純利益	545
営業外収益	1		
営業外費用	0		

## 第48期決算公告

2025年6月13日 東京都港区六本木1丁目6-1  
双日インフィニティ株式会社  
代表取締役社長 中村 靖明貸借対照表の要旨  
(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	6,172	流动負債	4,011
固定資産	452	賞与引当金	56
有形固定資産	121	その他の負債	3,955
無形固定資産	89	固定負債	719
投資その他の資産	241	退職給付引当金	87
		その他の負債	632
		<b>負債合計</b>	<b>4,730</b>
		株主資本	1,906
		資本金	100
		資本剰余金	1,020
		(資本準備金)	(324)
		その他資本剰余金	(695)
		利益剰余金	786
		(利益準備金)	(283)
		その他利益剰余金	(502)
		評価・換算差額等	△ 12
		繰延ヘッジ損益	△ 12
<b>資産合計</b>	<b>6,625</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,894</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,625</b>

## 損益計算書の要旨

(自2024年4月1日)  
(至2025年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	10,114	経常利益	315
売上原価	6,364	特別損失	11
売上総利益	3,750	税引前当期純利益	304
販売費及び一般管理費	3,411	法人税、住民税及び事業税	39
		法人税等調整額	52
		当期純利益	212

## 第64期決算公告

令和7年6月13日

大阪市西成区津守3丁目7番10号

## 宮脇鋼管株式会社

代表取締役 宮脇 健

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月20日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	4,421
固定 資産	3,905
資産合計	8,327
負債 及び 純資産 の 部	
流動 負債	3,458
賞与引当金	61
その他の 固定 負債	3,397
退職給付引当金	1,425
役員退職慰労引当金	89
その他の 固定 負債	130
負債合計	4,884
株主資本	3,412
資本剰余金	100
資本準備金	256
その他資本剰余金	130
利益剰余金	126
利益準備金	3,055
その他利益剰余金	7
評価・換算差額等	3,048
その他有価証券評価 差額金	(328)
純資産合計	3,442
負債・純資産合計	8,327

## 第44期決算公告

令和7年6月13日

長野県南佐久郡南牧村海の口2244番地1

## 株式会社八ヶ岳高原ロッジ

代表取締役社長 山本 俊祐

## 貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	260
固定 資産	156
資産合計	416
負債 及び 純資産 の 部	
流動 負債	252
賞与引当金	39
役員賞与引当金	5
その他の 固定 負債	207
役員退職慰労引当金	26
その他の 固定 負債	11
負債合計	279
株主資本	137
資本剰余金	100
資本準備金	21
利益剰余金	21
その他利益剰余金	16
(当期純利益)	16
純資産合計	137
負債・純資産合計	416

## 第2期決算公告

令和7年6月13日

東京都港区芝大門2丁目3番6号

## and health株式会社

代表取締役 藤原 宏樹

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	52,063,762
固定 資産	1,360,553
資産合計	53,424,315
負純 資産 及び 部	
流動 負債	129,176,938
株主資本	△75,752,623
資本剰余金	10,000,000
利益剰余金	△85,752,623
その他利益剰余金	△85,752,623
(うち当期純損失)	(54,172,120)
負債・純資産合計	53,424,315

## 第2期決算公告

令和7年6月13日

東京都港区南青山3丁目1番36号

## papaya japan株式会社

代表取締役 藤原 宏樹

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	925,507
資産合計	925,507
負純 資産 及び 部	
流動 負債	32,613,173
株主資本	△31,687,666
資本剰余金	20,000,000
利益剰余金	△51,687,666
その他利益剰余金	△51,687,666
(うち当期純損失)	(19,884,235)
負債・純資産合計	925,507

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お問い合わせの最終貸借対照表の要旨は次のとおりであります。

## 第6期決算公告

令和7年6月13日

東京都港区南青山3丁目1番36号

## 株式会社コンフィ

代表取締役 藤原 宏樹

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	1,669,637
資産合計	1,669,637
負純 資産 及び 部	
流動 負債	20,541,758
株主資本	105,000
資本剰余金	△18,977,121
利益剰余金	1,000,000
その他利益剰余金	△19,977,121
(うち当期純損失)	(13,665,976)
負債・純資産合計	1,669,637

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の概要是次のとおりです。

- 合併効力発生日 令和7年8月一日
- 合併承認決議 令和7年七月十八日開催予定の臨時株主総会決議による。
- 増加資本金の額 一千七十五万円の増資とする。

五、その他 効力発生日をもつて商号は扶桑電機工業株式会社を存続事業所とする。  
三、合併比率 存続会社の一〇〇%とする。  
四、増加資本金の額 一千七十五万円の増資とする。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 下記の通りです。  
(乙) 下記の通りです。

令和七年六月十三日  
兵庫県明石市硯町三丁目4番2号  
(乙) 旭洋エンジニアリング株式会社  
代表取締役 丸毛 康史

## 決算公告 令和7年6月13日

兵庫県明石市硯町三丁目4番2号

## 旭洋エンジニアリング株式会社

代表取締役 丸毛 康史

## 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	6,061
固定 資産	23,009
合 計	29,071
負純 資産 及び 部	
流動 負債	1,335
固定 負債	9,111
株主資本	18,624
資本剰余金	20,000
利益剰余金	△625
その他利益剰余金	△625
(うち当期純利益)	(882)
自己 株 式	△750
合 計	29,071

## 決算公告 令和7年6月13日

兵庫県明石市硯町三丁目4番2号

## 扶桑電機工業株式会社

代表取締役 丸毛 康史

## 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	664,684
固定 資産	122,955
投資その他の資産	81,113
合 計	868,753
負純 資産 及び 部	
流動 負債	341,691
固定 負債	501,179
株主資本	25,883
資本剰余金	50,000
利益剰余金	△162,523
その他利益剰余金	0
繰越利益剰余金	141,982
(うち当期純利益)	(141,982)
自己 株 式	△3,575
合 計	868,753

